

第百八十六回国会

参議院文教科科学委員会會議録第十四号

平成二十六年五月二十七日(火曜日)

午前十時開会

委員の異動

五月十三日

辞任

長峯 誠君

田村 智子君

五月十九日

辞任

堀内 恒夫君

那谷屋正義君

松沢 成文君

五月二十日

辞任

二之湯武史君

藤田 幸久君

中西 健治君

五月二十一日

辞任

世耕 弘成君

堀内 恒夫君

山下 芳生君

五月二十二日

辞任

岡田 広君

五月二十七日

辞任

那谷屋正義君

補欠選任
藤末 健三君

補欠選任
堀内 恒夫君

補欠選任
田村 智子君

補欠選任
二之湯武史君

補欠選任
岡田 広君

補欠選任
堀内 恒夫君

補欠選任
田村 智子君

補欠選任
二之湯武史君

補欠選任
堀内 恒夫君

補欠選任
田村 智子君

補欠選任
二之湯武史君

補欠選任
堀内 恒夫君

委員

大島九州男君
松沢 成文君

上野 通子君
衛藤 晟一君

中曾根弘文君
橋本 聖子君

堀内 恒夫君
水落 敏栄君

石橋 通宏君
斎藤 嘉隆君

櫻井 充君
那谷屋正義君

藤末 健三君
新妻 秀規君

矢倉 克夫君
柴田 巧君

藤巻 健史君
田村 智子君

下村 博文君
西川 京子君

美濃部寿彦君
前川 喜平君

文部科学大臣
文部科学副大臣

文部科学省初等
中等教育局長

政府参考人
文部科学省初等
中等教育局長

政府参考人
文部科学省初等
中等教育局長

政府参考人
文部科学省初等
中等教育局長

政府参考人
文部科学省初等
中等教育局長

政府参考人
文部科学省初等
中等教育局長

政府参考人
文部科学省初等
中等教育局長

政府参考人
文部科学省初等
中等教育局長

政府参考人
文部科学省初等
中等教育局長

政府参考人
文部科学省初等
中等教育局長

政府参考人
文部科学省初等
中等教育局長

政府参考人
文部科学省初等
中等教育局長

政府参考人
文部科学省初等
中等教育局長

政府参考人
文部科学省初等
中等教育局長

政府参考人
文部科学省初等
中等教育局長

政府参考人
文部科学省初等
中等教育局長

政府参考人
文部科学省初等
中等教育局長

政府参考人
文部科学省初等
中等教育局長

政府参考人
文部科学省初等
中等教育局長

政府参考人
文部科学省初等
中等教育局長

政府参考人
文部科学省初等
中等教育局長

政府参考人
文部科学省初等
中等教育局長

政府参考人
文部科学省初等
中等教育局長

政府参考人
文部科学省初等
中等教育局長

政府参考人
文部科学省初等
中等教育局長

政府参考人
文部科学省初等
中等教育局長

政府参考人
文部科学省初等
中等教育局長

政府参考人
文部科学省初等
中等教育局長

○参考人の出席要求に関する件
○委員派遣承認要求に関する件

○委員長(丸山和也君) ただいまから文教科科学委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

去る十三日、長峯誠君が委員を辞任され、その補欠として中曾根弘文君が選任されました。

○委員長(丸山和也君) 理事の補欠選任についてお諮りいたします。

委員の異動に伴い現在理事が二名欠員となっておりますので、その補欠選任を行いたいと存じます。

理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(丸山和也君) 御異議ないと認めます。

それでは、理事に二之湯武史君及び松沢成文君を指名いたします。

○委員長(丸山和也君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、文部科学省初等中等教育局長前川喜平君を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(丸山和也君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(丸山和也君) 地方教育行政の組織及び

運営に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。下村文部科学大臣。

○国務大臣(下村博文君) この度、政府から提出いたしました地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

今日、児童生徒等の生命、身体や教育を受ける権利を脅かすような重大な事案が生じる中で、地方教育行政における責任の所在が不明確であること、迅速な危機管理体制の構築、地方公共団体の長と教育委員会との連携の強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直しを図る等の必要な見直しを行うものであります。

この法律案は、こうした状況に対応するため、教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、地方公共団体の長と教育委員会との連携の強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直しを図る等の必要な見直しを行うものであります。

次に、この法律案の内容の概要について御説明申し上げます。

第一に、従来の教育委員長と教育長を一本化した新たな教育長を、地方公共団体の長が議会の同意を得て、三年の任期で任命することとし、新たな教育長が、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表することとしております。

第二に、地方公共団体の長が、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を策定するものとしております。また、大綱の策定に関する協議及び教育を行うための諸条件の整備等を行うため重点的に講ずべき施策や、児童生徒等の生

出席者は左のとおり。

委員長

理事

丸山 和也君

石井 浩郎君

二之湯武史君

第六部

文教科科学委員会會議録第十四号

平成二十六年五月二十七日

【参議院】

命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置についての協議を行い、地方公共団体の長と教育委員会の事務の調整を図るため、地方公共団体の長及び教育委員会をもって構成する総合教育会議を設けるものとしております。

第三に、教育委員会の法令違反や怠りがある場合であつて、児童生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれ、その被害の拡大又は発生を防止するため、緊急の必要があり、他の措置によつては是正を図ることが困難な場合、文部科学大臣は、教育委員会に対して指示できることを明確化することとしております。

このほか、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上がこの法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、十分御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願いいたします。

○委員長(丸山和也君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○石井浩郎君 おはようございます。自由民主党の石井浩郎です。先週の本会議でも質問をさせていただきましてけれども、本日、改めて質問をさせていただきます。

教育委員会制度改革につきましては、自民党内では、文部科学部会、そして小委員会、与党ワーキングチームと、野党時代から時間を掛けて丁寧に議論をしてまいりました。衆議院におきましても四十時間以上の審議をしたというところでありますけれども、この参議院におきましてもしっかりと議論を重ねていきたいと思つたので、よろしくお願ひいたします。

今回行おうとしていますこの教育委員会制度改革でありますけれども、約六十年ぶりの大改正と

いうことであります。

これまで教育現場で問題や事件が起きるたびに、教育委員会の機能不全であるとか責任体制の曖昧さが指摘されてきたところであります。多くの国民の皆さんは、やはり改革が必要ではないかと考えていると思つております。今般、この約六十年ぶりの教育委員会制度の抜本的な見直しが必要なのはなぜか、改めて大臣にお尋ねいたします。

○国務大臣(下村博文君) 現行の教育委員会制度については、教育委員長と教育長のどちらが責任者か分りにくい、また、いじめ等の問題に対して必ずしも迅速に対応できていない、さらに、地域の民意が十分に反映されていないという指摘、また、地方教育行政に問題がある場合に国が最終的に責任を果たせるようにする必要があるといった課題があるのではないかと考えております。

このため、改正案におきましては、政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ、一つには教育行政における責任体制の明確化を図る、二つ目に迅速な危機管理体制の構築を図る、三つ目に地域の民意を代表する首長との連携の強化を図る、四つ目、そのことによつていじめによる自殺事案等の問題に対して国が最終的な教育行政の責任を果たせるようにするなどのことによりまして、教育委員会制度の抜本的な改革に取り組んでまいりたいと考えております。

○石井浩郎君 ありがとうございます。

本審議に先立つ今年二月末でありますけれども、地教行法改正の審議に生かすために、参議院の文教科学委員会として私の地元であります秋田県を視察しましたので、この視察を踏まえて何点か質問をしたいと思ひます。

このとき、佐竹秋田県知事、そして米田秋田県教育長と意見交換する機会がありまして、教育委員会の在り方について議論をいたしました。まず米田教育長の方から、知事には教育の根本的な方針や予算面で指示や決定を仰いでいる、双方が共通の考えを持つていなければ県全体の教育が進

まないという意見がございました。

現行制度におきましても、首長には予算の編成、執行権、そして条例の提案権がありまして、教育行政に対しては首長は重要な役割を担つております。首長と教育委員会の意思疎通、連携を進める観点から、今回のこの改正案に盛り込まれた総合教育会議、大変有効だと思つておりますが、首長が総合教育会議を設けることとした趣旨についてお尋ねいたします。

○副大臣(西川京子君) 今、秋田県での知事と教育長のお話伺いましたけど、現行でももちろん首長が当然最終的に予算の執行権も持つておりますし、教育行政に大きな思いがあり、またそれが実現できること、現行でもかなりのところでできることは事実でございます。やはり現行でも、私学や大学等の事務を所管するとともに、最終的な予算の執行権を持つていられるわけでございます。ただ、その中で、現実には首長と教育委員会の意思疎通が十分でないという地域もかなりあるということとを踏まえまして、やはりお互いの意思疎通を十分に図るということで、今回、同じ教育の問題、課題を共有するというのが大きな目的だと思つております。

こうしたことから、首長と教育委員会が相互の連携を図りつつ、より一層民意を反映した教育行政を推進していくため、そういうための調整機能も持つた総合教育会議が非常に大事なことだと思つておりまして、そういう意味で設置させていただきまして。

○石井浩郎君 ありがとうございます。

一方で、佐竹知事の方からは、我々は教育現場の出身に口を出すのは好ましくないとするが、大きな政策という枠組みの中では一体とならなくてはならないという意見もありました。

して一体的に進めることが望ましいことだと思つております。

総合教育会議では具体的にどのようなことが協議できるのか、また教育内容に関することは議論できるのか。例えば、この四月に配付されました道徳の教材、「私たちの道徳」でありますけれども、学校現場で活用されていないという実態がありまして、今月十五日に文科省の方から活用を呼びかける通知を出されたということでありまして、けれども、例えばこの教材の活用について総合教育会議で議論ができるのか、その辺もお尋ねしたいと思ひます。

○政府参考人(前川喜平君) 総合教育会議におきましては、第一に、大綱の策定について、また第二に、教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき教育施策について、また第三に、児童生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置、これらにつきまして協議し、また必要に応じて調整を行うということとなっております。

この場におきまして協議する内容につきましては、教育の振興に関わるものでありますれば幅広く協議することができると考えております。例えば先生今御指摘のございました「私たちの道徳」という国が作り出した教材の使い方につきましても、首長と教育委員会との間で幅広く意見交換をするという意味での協議をすることが可能でございます。

また、協議した上でお互いの調整を行うという事項につきましては、これは教育を行うための諸条件の整備のように、教育委員会の権限に属する事務のうち、予算の編成、執行や条例提案などの首長の権限に係る事項に限られるものでございます。ですが、例えば土曜授業の実施を予算事業とセットで推進するというような場合につきましては教育内容に関わることも含まれてくるということでございます。

他方、個別の教職員の人事でありますとか教科書の採択などの特に政治的中立性の要請が高い事項につきましては、教育委員会制度の趣旨に鑑みまして、協議の議題として取り上げるべきではないと考えております。ただし、これらに関する方針をどうするかということにつきましては、自由な意見の交換という意味で協議することまで妨げられるものではないと考えているところでございます。

○石井浩郎君 本法案とは直接は関係ありませんけれども、この「私たちの道徳」、大変すばらしい教材だと思っておりますので、これは地教行法四十八条で、あくまでも指導、助言、援助の一環だということで、使用の義務はないということだと思っております。義務はないにしても、何とかまた文科省の方でしっかり現場で活用してもらうように対応していただきたいと思っております。

次に、また、佐竹知事の方から、教育行政は少子化対策またキャリア教育など行政全般の中で捉えるべきであつて、首長と一体的であることが望ましい、首長におかしなところがあつた場合にどう歯止めを掛けるのが重要だ、こういう御意見もございました。

現行の教育委員会制度の意義は、教育の政治的中立性、継続性、安定性の確保だと考えておりますが、与党の議論の中でも教育の政治的中立性の確保についてかなり議論がされてきたところでありまして、今回の改正案では教育の政治的中立性、継続性、安定性の確保がしっかり図られているのか、お尋ねいたします。

○副大臣(西川京子君) そもそも、民間の、例の、教育再生実行会議、この会議あるいは中央教育審議会、それぞれの会議でもこの問題はかなり時間を掛けて議論していただきました。また、与党の中でもこの対策本部立ち上げて議論がされました。その中で、A案、B案、非常に首長の権限が強い案、そして今のほとんど現行にやや近い案、いろんな意見が出た中で、本当に時間を掛けて調整した結果として今の、今回出させていただ

いた法案の形になったと思っております。

そういう中で、合議制の執行機関としてこの教育委員会を残すということは、これが大きな政治的中立性を担保していることだと思っております。教育委員会の職務権限は変更しておりませんが、最終的な決定権限は教育委員会に留保されている。そういうことで、首長が替わるたびに教育行政が変化してしまうようなことは避けているというところになると思えます。

そして、今までの教育長、教育委員についての、例えば同一政党所属委員が委員会の二分の一以上を構成しない、服務等第十一条の規定の中で政治的行為が制限されている、あるいは罷免要件を非常に限定することによって身分保障が講じられていて、教育委員は毎年一、二名ずつ交代していくわけで、委員が一斉に交代しないという仕組みになっている等、今の現行制度における政治的中立性への配慮を定めた規定については変更しておりませんので、今回の教育委員会改正の政治的中立性というのは十分に保たれていると思っております。

○石井浩郎君 ありがとうございます。

また、佐竹知事からは、秋田県は知事部局と教育委員会の連携がよくできていると思う、両者の連携を保つためにも、本来は首長が教育長を任命する形が望ましいという御意見もありました。

現行の教育委員会制度では、教育委員会が委員の中から教育長を任命することとなっておりますが、今回の改正案では、教育長と教育委員長を一本化した新しい教育長は首長が直接議会の同意を得て任命することとしております。首長が教育長を直接任命することとした趣旨についてお尋ねいたします。

○政府参考人(前川喜平君) 現行制度におきましては、首長が議会の同意を得て教育委員会を任命し、教育委員会が委員の中から教育長を任命するということとなっております。首長が教育長を任命するということについては、首長が教育長になるべき者を選んで委員として任命しているわけでございます。

して、制度と実態に乖離があると言われております。

新教育長につきましては、首長が議会の同意を得て直接任命することによりまして、制度と実態の乖離がなくなり、首長の任命責任が明確になるとともに、議会による教育長の資質、能力のチェック機能の強化にも資するものと考えているところでございます。

○石井浩郎君 ありがとうございます。

この教育長と教育委員長を一本化した新しい教育長であります。任期を三年とされております。現行制度では四年でありますけれども、この任期三年というところでありまして、党内でも大変な議論がありまして意見の分かれたところでもあります。自民党の提案の段階、最終的には自民党の提案では、首長のリーダーシップを確保する観点から、新教育長の任期は二年と示しております。政府案として最終的に教育長の任期を三年とした理由についてお尋ねいたします。

○政府参考人(前川喜平君) 教育長の任期につきましては、第一に、首長の任期四年よりも一年短くすることによりまして、首長の任期中、少なくとも一回は自ら教育長を任命できるようにするというところ、第二には、教育長の権限が大きくなることを踏まえまして、教育委員よりも任期を短くすること、委員によるチェック機能と議会同意によるチェック機能を強化できるということ、また第三に、計画性を持って一定の仕事をやリ遂げるためには三年は必要ではないかと考えられること、こういったことから三年としたものでございます。

○石井浩郎君 ありがとうございます。

他方、この教育長と教育委員長を一本化した新しい教育長は、ほかの委員と比較して大変強力な権限を有することになりますけれども、教育長の独断専行に対しての歯止めの措置は用意されているのか、お尋ねします。

○政府参考人(前川喜平君) 今回の改正案では、教育長の権限が強いものとなりますことから、首

長や議会のチェック機能を強化する観点から、教育長の任期を首長よりも一年短い三年としていただきます。ほか、総合教育会議という公開の場で首長が民意を反映した方向性を示すことによりまして、教育長に対するチェック機能が働くものと考えております。

また、教育委員会による教育長のチェック機能を強化するという観点からは、教育委員の三分の一以上の委員から会議の招集を請求された場合には教育長が遅滞なく会議を招集しなければならないこと、また、教育長が教育委員会から任命された事務の管理、執行状況について報告をしなければならないことを規定しているところでございます。

さらに、教育委員会会議の透明性の向上を図り、住民によるチェック機能を強化するという観点から、教育委員会会議の議事録を作成し公表するよう努めなければならないことを規定しているところでございます。

○石井浩郎君 ありがとうございます。

秋田県の場合、秋田県の子供たちの、全国学力調査で大変、五年連続、おかげさまで成績がいいということでありまして、秋田県の場合は現在の教育委員会制度でうまくいっているのではないかなという印象を受けました。秋田県のように現在の制度でもうまくいっている自治体は多くあるのではないかと思っております。

そのような場合、特に小規模な自治体においては、総合教育会議の設置であつたり大綱の策定を義務付けることがかえって負担であつたり重荷にならないかという心配がありますが、今回の改正案で全ての地方公共団体において総合教育会議の設置と大綱の策定を義務付けた趣旨についてお尋ねいたします。

○政府参考人(前川喜平君) 改正案におきましては、首長と教育委員会が相互の連携を図りつつ、より一層民意を反映した教育行政を推進していくために、総合教育会議の設置と大綱の策定について定めているところでございます。これに関しま

して、全国どこでも責任ある地方教育行政を築くという観点から、統一的な教育行政の仕組みであることが必要であるということをごいまして、総合教育会議の設置及び大綱の策定は全ての地方公共団体において実施することとしております。

この点、総合教育会議は、首長と教育委員会を構成員とするものでございまして、既に全ての地方公共団体に設置されている執行機関同士で会議を行うものであるため、地域の実情にに応じて過度の負担とならないよう適切に運用することが可能であると考えております。また、大綱の策定につきましては、大綱は地方公共団体における教育の目標や施策の根本となる方針を定めるものでありまして、詳細な施策の策定まで求めるものではないことから、小規模な市町村におきましても特に負担が大きいものではないと考えております。

なお、改正案につきましては、先般、全国町村会の会議において私から説明したところでございますけれども、特段懸念の声は聞かれなかったところでございます。

○石井浩郎君 ありがとうございます。

また、教育は国の根幹であります。最終的に国が責任を取ることができるようになることが必要だと思っております。もとより地方分権は重要であります。地方によつて教育がばらばらでは国全体の教育水準の確保や教育を受ける機会の保障はままなりません。

特に、いじめなどの問題に際しまして、地方公共団体において適切な措置が講じられないなど、緊急の必要があるときには国が責任を持つてしっかりと行う必要があると考えますが、今回の改正の指示の規定の見直しの趣旨についてお尋ねいたします。

○政府参考人(前川喜平君) 現行法の第五十条は、平成十九年の改正におきまして、いじめによる自殺等の事案において教育委員会の対応が不適切な場合に、文部科学大臣が教育委員会に対して是正の指示ができるよう設けられた規定でございます。しかしながら、大津市におけるいじめによ

る自殺事案の際に、児童生徒等の生命又は身体保護のためという要件については、当該児童生徒等が自殺してしまった後の再発防止のためには発動できないのではないかという疑義が生じたわけでございます。

現行法においても再発防止のために指示ができるという解釈も可能ではございますが、この指示は、地方自治制度の中でも非常に強い国の関与でございまして、国会審議においても抑制的に発動すべきことが何度も確認され、附帯決議においてもその旨示されていることから、解釈が曖昧なまま発動することは困難であるため、事件発生後においても同種の事件の再発防止のために指示ができることを明確にするための法改正を行うものでございます。

なお、今回の改正は、あくまで要件の明確化のための改正でございます。要件を追加して国の関与を強化するというものではないでございます。

○石井浩郎君 ありがとうございます。

今回の教育委員会制度の改革は、大津市のいじめ事案が契機になっていまして承知しております。総合教育会議を設置することによりまして、首長と教育委員会との連携が強化され、迅速な危機管理体制が構築されるということでありまして、また、是正の指示の要件を明確にしたわけでありまして、今後また大津市のようないじめ事案が生じた際には適切に対応できるようになるのか、お尋ねしたいと思います。

○国務大臣(下村博文君) 今回の地教行法の改正によりまして教育長の責任がより明確になるというところになりますので、いじめ事案の対処についても教育長がまず責任を持つて取り組むことになるわけでありまして、また、教育長は教育委員会的主宰者となることから、迅速に教育委員会を招集して、いじめ事案への対処方針を決めることが可能となつてまいります。

また、首長が総合教育会議を招集して、いじめ事案等の緊急の場合に講ずべき措置、これは改正案第一条の四第一項第二号であります。これに

基づいて協議することによりまして、首長と教育委員会の連携により効果的な対応が可能となつてまいります。

加えて、学校や教育委員会の対応についての事後検証や再発防止策の検討、立案について総合教育会議で議論することも考えられます。教育委員会及び総合教育会議は原則公開とされており、その議事録についても作成、公表が努力義務とされていることから、いじめ事案等への対応状況についても、可視化が進むことによりまして、いわゆるこれまでのような隠蔽体質の改善が図られるというふうに考えております。

○石井浩郎君 ありがとうございます。

今回の改正案では、教育の政治的中立性、継続性、安定性の確保の観点から教育委員会を執行機関として残すこととしておりますが、新たに設けられる総合教育会議の活用だけではなく、教育委員会自体の活性化も必要だと考えております。

現在の教育委員会制度の全てを変えるのではなくて、良い点を生かしていくことも必要と考えますが、今回の改正により、教育委員会の活性化としてはどのようなことが期待されるのかをお尋ねしたいと思います。

○政府参考人(前川喜平君) 今回の改正におきましては、教育行政の責任の明確化を図るために、現行の教育委員長と教育長の役割を一本化した新たな責任者である新教育長を置くこととしていただいております。これによりまして、緊急の対応が必要な問題に対しまして、迅速かつ適切な教育委員への情報提供でありますとか、あるいは会議の招集が可能となり、教育委員会の活性化に資するものと考えております。

一方、教育委員会による教育長のチェック機能が十分に働くよう、教育委員会による招集の請求に関する規定でありますとか、教育長に委任した事務についての報告に関する規定を盛り込んだところでございます。

また、教育委員会会議の議事録の作成や公表の努力義務を規定したことから、会議の透明性が図

られることとなります。

加えまして、教育委員会の審議の活性化には教育委員の人選が重要でございます。教育委員会には、新教育長の事務執行に対するチェック機能を果たす自覚と教育に対する深い関心や熱意が求められるところでございまして、教育に高度な知見を有する者も含め、幅広い人材を得ることが必要であると考えております。

○石井浩郎君 ありがとうございます。

今回の改正案によりまして、教育委員会からの会議の招集の請求権や教育長に委任した事務の報告が盛り込まれ、教育委員会の活性化も期待されますけれども、活性化のためには教育委員会を支える事務局の体制も大事だと思っております。

小規模の自治体では職員の数も少なく、教育委員会を活性化していく準備も大変ではないかと思っております。小規模の自治体に対しては、通知等でスムーズに移行できるように丁寧に指導していくことや事務局を支援していくことが必要であり、新しい教育委員会制度がしっかりと機能するよう応援していくべきと考えておりますけれども、どのような考えかお尋ねいたします。

○政府参考人(前川喜平君) 平成二十三年年度地方教育行政調査によりまして、平成二十三年五月一日の時点で、教育委員会事務局の職員数が千人以下の市町村が四百九十三ございます。また、指導主事が置かれていない市町村が六百二十五あるという状況でございます。このような小規模な市町村では、事務体制が脆弱であるために、学校指導などが十分に行き届いていないということが課題となつております。

文部科学省におきましては、今年度の地方財政措置におきまして、都道府県教育委員会における指導主事の地方交付税措置につきまして、十五名から二十一名への六名分の増員を図つたところでございまして、都道府県教育委員会による市町村教育委員会に対する支援の強化を通じまして、市町村教育委員会の学校指導体制の充実を図ることとしております。

今後、施行通知や説明会を通して、市町村教育委員会に対する丁寧な助言や情報提供等を行うとともに、地方財政措置の活用促進を通して、小規模な市町村における体制強化を図ってまいりたいと考えているところでございます。

○石井浩郎君 ありがとうございます。

本法案に関する質問は予定していたのはこれだけでありましても、最後に一点だけ、ちょっとこの法案とは全く関係ないのでありますけれども、自民党の日本経済再生本部の方で、日本再生ビジョンというところにプロ野球の十六球団構想が盛り込まれたと。大臣はオリンピック担当大臣ということで、二〇二〇年のオリンピックに向けてやっぱりスポーツ界を盛り上げていくということも非常に大事だと思えますし、二〇二〇年のオリンピックが終点ではなくて、そこから更にスポーツが発展していくためにも、この十六球団構想、また地域の活性化という点でも非常に大事な点だと思えますけれども、最後に大臣の所見を伺って、終わりにしたいと思います。

○国務大臣(下村博文君) 御指摘のように、二〇二〇年オリンピック・パラリンピックが東京開催をされるということもありますし、またスポーツ庁の設置についても今、超党派の議連で議論をしていただながら、文部科学省の中でもPTをつくって進めているところであります。これからスポーツによって、トップアスリートの育成だけでなく、全ての国民が健康、福祉の部分から享受できるような環境をつくることによって、平均寿命と健康寿命が一致するような、そういうスポーツにおける国民生活のプラスの促進について我が国は積極的に図っていく必要があるのではないかと考えます。そういう中で、いろんなスポーツが活性化することは大変望ましいことでありますし、自民党がこの日本再生ビジョンの中でプロ野球の十六球団構想を盛り込んだというのもその表れではないかというふうに思います。

ただ、プロ野球における望ましいリーグ運営の在り方やチーム数等については、これは基本的に

政府が判断すべき性質のものということではなくて、まずは日本野球機構を始めとする野球界においてしつかり検討すべきものであるというふうに見えますが、文部科学省としては、野球界の御意見を踏まえながら、どのような対応が可能かどうか、検討してまいりたいと思えます。

○石井浩郎君 ありがとうございます。

日本のスポーツ産業、欧米に比べて残念ながらもやっぱりちよつと伸びが悪いといえますが、アメリカのスポーツ産業に比べて大変ちよつと規模が小さい。逆に言うと、潜在能力が非常にまだあると思えますので、野球だけではなく、プロスポーツ、相撲もサッカーも、いろんなプロスポーツを是非また国としてもどう支援していくのかということを考えていただきたいということをお願いいたします、私の質問を終わります。

ありがとうございます。

○橋本聖子君 ありがとうございます。自民党の橋本聖子でございます。石井先生に引き続きまして、質問をさせていただきたいと思えます。

先ほど石井先生の方からもお話をしました、平成二十三年十月に発生した大津市におけるいじめの事件において、こういった大津市教育委員会の対応についての不徹底な事実解明、あるいは主体性の欠如、隠蔽体質といった批判が高まって今回の現行の教育行政システムを抜本的に変えなければいけないという動きの機運が高まったというふうに改めて認識をしているところでありますけれども、現在の地方教育行政に対して、権限と責任の所在が不明確であるということ、そして地域住民の意向を十分に反映していない、また教育委員会の審議等が形骸化している、迅速さ、機動性に欠ける、こういった問題点が指摘されておりました、あらゆる面においてこういったことを念頭に置いて、自民党における教育再生実行本部、あるいは政府における教育再生実行本部、あるいは政府における教育再生実行会議、中教審の教育制度分科会、また与党内での議論が重ねられてきました。

本当に、この国の教育行政制度改革というの

は、戦後の日本の教育行政制度の大きな転換になるということ、六十年ぶりということでありま

す。今後の日本を考えていく中で、まさにこの教育システムの改革ということがこれからの日本をしつかりとつかさどる国家百年の計そのものにつな

がっていくという大事な教育改革だというふう

に思っております。こういったことをつくり上げ

てきて、最後の舞台に上げていただくことに御

尽力いただいた皆様方に改めて感謝を申し上げた

いというふうに思っております。

質問に入らせていただきますが、まず、これを

議論していく中で、一番最初にいろいろの意味で

懸念材料になっていたのが、政治的中立性とい

うことではないかなというふうに思っております。

地方分権が進展していく中で、選挙によって支

持された民意を代表する首長が教育行政において

もリーダーシップを発揮するということが期待を

されている一方で、本当に大丈夫なのかというよ

うな心配も同時に明確になつていくわけでありま

すけれども、仮に首長が暴走した場合にどうなつ

てしまうのかといったようなのが一番の、こう

いった中教審の答申ですとか教育再生実行会議の

第二次提言に対しての心配事であったというふう

に思っておりますけれども、当文教科学委員会に

おいて教育委員会に関する議論を始めるに当たり

まして、改めてでありますけれども、教育委員会

制度の趣旨とされてきた継続性そして安定性の確

保、地域住民の意向の反映についても説明をして

いただければというふうに思えます。何よりも、

教育における確保すべき政治的中立性というもの

は何かということも踏まえながら、お話を聞か

せいただきたいというふうに思っています。

また、もう一点、あわせて、教育委員会を引き

続き執行機関として位置付けたということに対

しても加えて御説明をまず最初にお願いたしたいと思

います。

○国務大臣(下村博文君) 教育の政治的中立性と

は、多数の者に対して強い影響力を持ち得る教育

にはならないことを意味するものであり、また、継続性、安定性の確保とは、教育は中長期的な計画の下に一貫して行う必要があるということでありま

す。このため、首長一人の判断によつて教育内容等が大きく左右されることがないよう、合議体によつて判断する必要があるということであり

ます。地域住民の意向の反映とは、教育が住民の日常生活に関係の深い地域的活動であることから、教育行政を専門家の判断のみに任せるのではなくて、幅広い地域住民の意向を十分に反映できる仕組みとする必要があるということでありま

す。

今回の改正案は、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携の強化を図るものであります。教育委員会を執行機関として残り、現行の教育委員会の職務権限を変更しないというによりまして、教育の政治的中立性、継続性、安定性の確保を図るとともに、より多様な民意を反映するものとなつていくというふうに考えております。

○橋本聖子君 これまでの制度については、非常勤の教育委員の合議体である、今大臣お話しただきましたけれども、教育委員会が非常勤の教育長を指揮監督することの困難性、非常勤の教育委員長と非常勤の教育長のどちらが責任者であるかが分かりにくいという責任の所在の不明確さということに指摘がなされてきたというふうに思っています。

改正案では、首長が議会の同意を得て直接新教育長の任命、罷免を行うこと、教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者として非常勤の教育長が教育委員会の会務を総理し、そして教育委員会を代表することが規定をされております。

非常勤の教育委員長では責任がない、あるいは迅速な対応が困難といった批判が今までなされてきたわけですが、一方で、地方公共団体に置かれるほかの行政委員会、例えば公安委員会あるいは収用委員会、そして農業委員会等々あるわけでありましても、別途の定めがない場合は原則としてこれらの委員会は非常勤であるわけな

んですが、この行政委員会との比較において、教育委員会が今までなぜとりわけ責任の所在が不明確なものの批判を受けるように至ったかという経緯、これを大臣にとつてどのように認識されているか、お聞かせいただきたいと思ひます。

○副大臣(西川京子君) 特に大津市においてのいじめ事件、これがきっかけでございますので、このときの経緯を御報告させていただきますと、会議が速やかに招集されなかった、教育委員会による責任ある迅速的確な対応がなされなかった、あるいは教育長と教育委員長のどちらが責任者であるかということが分かりにくかった、こういうことが非常に指摘されたわけでございまして、今回の教育委員会制度の改革の発端になったというところはこういうことが大きな要因であつた、原因であつたということは事実だつたと思ひます。

今回、そういうことに鑑みまして、皆様の御意見をたくさん頂戴しながら、責任体制をまず明確化しようということと教育長と教育委員長が一本化した、その一本化した新教育長を置くということによりまして、責任の所在が不明確であつたという従来の課題が解消できた、そして教育行政の第一義的な責任者が明確になったと考えております。

また、常勤の教育長が会議の主宰者となることによりまして、迅速性というんでしょうか、会議の招集や議題を適切に判断すること、速やかに対応できること、そしてやはり教育委員の皆様に必要な情報の提供ができる、そういうことも含めまして教育委員会の活性化につながつたと、そういうふうにしてあります。

○橋本聖子君 ありがとうございます。
より立場を明確化、責任を持った立場にすること、これが今までの改革の一步になるということ、を思ひますので、是非そのことをよろしくお願ひしたいというふうに思ひます。

新教育長の任命及び罷免については議会の同意を得て首長が直接行うということになりますけれども、このうち任命については現状と変わりのない

ということではよろしいですか。違いがあるとするとう違うのか、教えていただきたいと思ひます。

例えば、学力テストの成績が悪いことを理由として首長が罷免をするといった、これは恣意的な問題かと思ひますけれども、そういうことができないということでは理解をしていいかということも併せて聞きたいと思ひます。

○政府参考人(前川喜平君) 現行の教育長は、首長により議会の同意を得て教育委員として任命され、その後教育委員の中から教育委員会が任命するという仕組みになっております。これに對しまして新たな教育長は、首長により議会の同意を得て直接教育長として任命されるわけでございします。このことによりまして、首長の教育長に対する任命責任が明確化されるものと考えております。

罷免につきましては、現行の教育委員と同様、首長は、教育長が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認める場合、また職務上の義務違反その他教育長たるに適しない非行があると認める場合に、地方公共団体の議会の同意を得て罷免することができるとしてございします。

この新教育長につきましては、罷免要件は教育委員と同じ書きぶりでございますけれども、新教育長が常勤の職であり他の委員と比べて幅広い職務を担うことになることから、その負っている職責に応じまして職務上の義務違反と判断される場合は様々なケースが出てくるかと考えております。

実際に罷免するかどうかは、義務違反の態様やその程度等、諸般の状況を総合的に勘案して適切に判断すべきものと考えておりますけれども、単に目標とした成果が上がらなかった、あるいは学力調査で十分な成績が上がらなかったというようなことによりまして罷免ができるということにはならないわけでございします。

○橋本聖子君 目的を達成することができなかった、その目標に著しく到達する達成度が低かつた

ということに関しては、やはり徹底した一方で責任というものも問われなければならないだろうというふうにも思ひますが、議会の同意を得てということでの任命ですので、市やあるいはその地域全体がやはりしっかりと教育長を支え、そしてより明確に迅速に、あるいは地域の皆さんの意向を反映するというような、そういう体制づくりでなければいけないのではないかと改めて感じております。

また、青少年の心身の健全な育成ということについて、二〇二〇年オリンピック・パラリンピックも決定いたしましたので、この国がこれからスポーツというものを中心としてどのような意味での改革とそして社会貢献度を問われていくのかというところについては、国も大きな力を注いでスポーツというものの潜在力を引き上げていただければというふうに思ひます。

オリンピックに出場した選手あるいはパラリンピックに出場した選手といった実績のあるアスリートのためのセカンドライフであったりあるいはセカンドキャリアということを考える上においても、その知見を教育に反映させる仕組みとして、教育委員に体育やスポーツの関係者というものを任用していただきたいというふうにも思ひますけれども、その点について大臣としてどのようにお考えでしょうか。

○国務大臣(下村博文君) 教育委員の資格要件につきましては、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有するものとされておりますが、この中には体育、スポーツ関係者も含まれております。

具体的にどのような者を教育委員に任命するかは、それは地方公共団体の判断であります。体育、スポーツ関係者を任命することも体育、スポーツの振興にとつて有効であると考えており、その旨を各種会議等を通じて周知してまいりたいと思ひます。

○橋本聖子君 現在、教育委員会は、都道府県そ

して市町村等を合わせて千八百以上存在しておりますけれども、スポーツ関係者の任用ということでは、調べてみますと決して多くはないということでありました。逆に、これは当然いいことでありますけれども、芸術、文化的な活動の方が極めて各自治体にとつては多い任用度だということなんですね。

例えば、毎年文科省が行っている教育委員会の実態調査の際に、保護者だけではなく、スポーツ関係者の任用がどうなっているのかというところ、そういうようなことも明らかにしていくということの体制も取つていただければと思ひますが、いかがですか。

○政府参考人(前川喜平君) 教育委員会の実態調査におきまして、御指摘のとおり、現在はスポーツ関係者の任用状況についての項目は設けていないところでございしますけれども、御指摘を踏まえまして、スポーツ関係者についての項目を設けることを検討してまいりたいと考えております。

○橋本聖子君 少しちよつと地元の話でございますけれども、先ほど石井理事からは秋田県内の教育についてお話をしましたが、私、地元北海道なわけなんですけれども、ソチのオリンピックでも大変活躍をした選手たちを輩出した第一の都道府県といひます。県が北海道であるわけなんです、やはりどちらかというと冬のスポーツの方が力を、全体に力を入れていてもどうしても冬のスポーツのメッカだというふうに見られるというふうにも思ひますけれども。

北海道では水都と呼ばれるところが多くあるんです。水都というのは水と書かれるわけなんですけれども、私の地元は苫小牧も水都苫小牧市と言われます。また、帯広も水都、この十勝圏内は極めてスケートのオリンピックメダル率が高いというところなんですけれども、また釧路も水都釧路というふうなことで、水の都として、そして大自然の中の氷とともに地域が活性化をされていく、そして子供たちの健全な育成のために寄与していこう

ということ、寒い場所ならではの視点から、教育に、そういった部分において寒さや氷というものの厳しさを体験させることによって人と人としてやりとりしたしん強い子供たちになつてもらおうというその一環で、氷都は氷というものをひとつ活用しながら教育をしてきているという場所であるんですけれども。

そこはやはり氷都ならではの取組だというふうなふうに思ふんですけれども、これは首長さんの裁量によつて、教育委員会ですとかあるいはスポーツ財団といったところに対して元アスリートあるいは現役のアスリート、スケートの選手等を採用していただきまして、直接地域の子供たちに触れ合ひ、そしてジュニアあるいはシニアになる前の一貫指導システムを任せることができるシステムづくりをしていくと、そういった意味においては、人材のしつかりとした循環型を地域で図っているんです。

そういうふうにして、首長と教育委員会、そして地域のスポーツ団体とが一体となつてその町のすばらしさをより子供の人間力を豊かにするために活用しているという、こういった人材の雇用、配置というのを、これは既に首長の裁量でやられている地域が幾つかありますので、そういった地域を、大臣、いろいろな場所で見たいということがあるかというふうな思いですが、そういうふうな取組がよりもつとしやすいような形の教育委員会制度というのも考えていただければと思います、いかがでしょうか。

○国務大臣(下村博文君) 御指摘のとおりだと思います、ちよつと名前を言うのは差し障りがありますから申し上げませんが、先週土日、あるところに行つたとき、その知事さんとそして市長さんが私のところに来られまして、是非ナショナルトレーニングセンターを我が県、我が市に造つてほしいというお話がありました、こういうコンセプトでどういうものを考えているかということではなくて、国が全部お金を出して、場所はいろいろたくさんあるんです、是非造つてほしい

ということ、具体性がないんです。

ですから、そういう意味では、やっぱり地域の中でスポーツ関係の方々、じゃ自分のところだつたらどういう競技スポーツについてどういうコンセプトでどういうナショナルトレセン、といつても、東京にあるナショナルトレセンをあらちちで造るというわけにはいかないわけでありまして、違うコンセプトでその地域に合ったものはないのかということについてやっぱり専門家の知見を知事やあるいは市長もよく把握をされない、漠然とただ建物造つてほしいといつてもなかなかうまくいくわけではありませぬし、そのことによつて国がじゃそこに造りましようというふうには、やっぱり四十七都道府県もあるわけですから、実際難しい話なわけですね。

ですから、これは文部科学省が進めている地域総合スポーツなんかもそうですが、これもそういう専門家のアスリートの知見をどう取り入れながら地域の方々と一緒にやっていくかということは重要なことであるというふうな思いですが、今後、二〇二〇年に向けて、先ほどの石井委員にも申し上げましたが、我が国を是非スポーツ庁、そしてスポーツ立国としていくためには、こういう教育委員会においてもスポーツに関心のある方々に入つていただくということは大変有意義なことであるというふうな思いが、そういう視点からも、文部科学省の方でこのスポーツ関係者の項目を設けることによつて、今後スポーツ関係者の任用状況がどうなっているかということについても併せて促進とともに進めてまいりたいと思ひます。

○橋本聖子君 ありがとうございます。今大臣の方からある県の知事、市長さんといったお話がありました。

実は、二〇二〇年というものを目標にすることができたことによりまして、これはスポーツ界のみならず、それぞれの自治体、各都道府県でオリンピック・パラリンピック推進室をつくつていただいて、東京オリンピックということではなく

て、日本のおもてなしの文化を集中させて日本が活性化されるような日本オリパラをやるとういう動きの中で、各都道府県、そしてまた各省庁を超えてオリンピック対策室を先般おつくりいただいたというところでありますけれども、大臣お話しのとおり、どちらかというとまだ日本の体質として、オリンピックが来た、パラリンピックが来た、オリパラが来た、また再度経済的な部分において非常に活性化されるんではないかというような待ちの構えというんです、何かを期待するということだけの姿勢に非常に多くなっているような現状がとて心配になります。

何かをしてもらえるということではなくて、やはり、うちの県は、うちの市はこれだけのすばらしいメリット、あるいは観光文化や食の文化というものを、そしてスポーツのすばらしさというものを、そして医療が伴うんだ、教育も伴うというふうな、そういう事前の合宿機能をプレゼンテーションするといったことと、やはりそういうふうなものがまだ日本の地域社会においては、あるいは自治体においては非常に意味でちよつと力不足なところがあるんじゃないかなと、何かをやつてもらふというのを待つんではなくて、自分たちからすばらしさを引き出していくプレゼンテーションが、二〇二〇年オリパラまでのこの六年間に日本の二〇二〇年以降の姿が懸かっているんじゃないかなと思ひます。

そういう意味においては、この六年間、子供たちの成長というのは早いわけですから、今からやはり教育委員会、そして自治体あるいは地方のスポーツ団体というものと連携を取つて、スポーツというもののにおけるやはり地域の文化力ですとかあるいは観光力ですとか、あるいはスポーツビジネスイつたものは何なのかというふうなこと、そういったことを総合的にスポーツを通じてその町の力を引き出していくことができるんだということ、これをこれからの若い子供たち、生徒の子供たちにもやはりしつかりと教えていくことが大

切ではないかなと。

私たちは今、私たちといつても、オリンピック委員会の今立場でちよつとだけ話をしますと、オリンピック委員会といたしましては、今、オリンピックムーブメント、オリンピックがなぜできたのかというオリンピックの発祥の歴史、平和の祭典であつたことのやはりすばらしさを継承していくというのを一つの仕事の柱としてオリンピックムーブメント活動、全国の子供たちの教室に行つて、学校に行つて、それぞれオリンピックを派遣して教育をさせていただくという学校の授業の一コマをいただけるように努力をしているわけですから、あるいは教育委員会であつたり、これは物すごく地域によつて温度差があるんです。

そういった温度差があることによつて、直接的なやはり子供たちが望む元オリンピックアンですとか、そういう尊敬される選手たちと直接出会うチャンスとその自治体の裁量によつて逃しているようなところも見られますので、そのことについては是非、大臣として、文科省として、しつかりとした子供の心の部分においての教育、何を子供たちは今求めているのかというふうな、そういうところの視点に立つてこの教育行政改革、教育委員会制度改革というものをしていくということを是非心に置いていただきたいというふうに思ひますので、改めて、ちよつと話がそれましたけれども、オリンピックの活性化も含めてお願いをしたいというふうに思ひます。

次に、首長と教育委員会との連携ということ、改めてまたお話を聞かせていただきたいというふうに思ひますけれども、総合教育会議について、設置の趣旨についてというのは石井先生からもお話がありましたけれども、総合教育会議の構成というのは首長と教育委員会とされており、教育長及び教育委員ではなく執行機関である教育委員会としたのはなぜかということ、そしてどういう案件を議題としていくということが主になるのか、具体的にどこで教えていただきたいと思

います。

○副大臣(西川京子君) 今回の改正におきましては、教育長と教育委員長を一本化した新教育長、これが日常的な事務執行をつかさどるわけですが、これも、教育委員会の招集権を有するなど権限が強化されておりますけれども、合議体である教育委員会の意思決定に基づき事務を執行するという立場は変わっておりません。そういうことを考えますと、総合教育会議で首長と教育委員会という、言わば教育長と教育委員ではなくて、執行機関としての教育委員会と執行機関同士の協議及び調整の場ということが総合教育会議の意味でございしますので、そういう機関としての教育委員会が構成員となるものであるということの意味で、教育長と教育委員ではなくて教育委員会と首長というように整理しております。

また、総合教育会議では、具体的に申し上げますと、大綱の策定、そして教育を行うための諸条件の整備その他地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るための重点的に講ずべき教育施策、児童生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生じるおそれがあると見込まれる場合、今回これが改正の目玉でありますが見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置、こういうことについて協議、調整をしていただきたいと思います。

○橋本聖子君 仮に、教育委員会側の反対を押し切って策定された場合というのはどのようになりますか、仮にですが、仮にということですから、

○国務大臣(下村博文君) 改正案におきましては、首長が教育委員会と協議して大綱を定めることとされているわけでありまして、大綱を定めるに当たっては、首長と教育委員会との間でぎりぎりまで協議し、調整を行うこととなりますが、調整が付かない場合でありまして、大綱は首長が定めるものと規定されていることから、首長が策定権者として大綱を定めることができるものであります。

大綱は、首長と教育委員会とが協議し、調整を経たものは尊重義務が生じることとされているため、教育委員会及び教育長には大綱に沿った教育行政運営が期待されます。しかし、教育委員会と首長との間で調整が付かなかつた場合におきましては尊重義務ということはなく、権限を持つ教育委員会が執行しない事項を記載するということが意味がないということになりますので、こうしたことがないように十分な協議、調整をすることによって、なおかつ、一体的な自治体でありますから、この協議、調整については十分対応していたら大綱を作っていたらと期待をしております。

○橋本聖子君 大臣も期待されているということでも、もう本当にこの部分においては重要なポイントだということに思いますが、是非指導をお願いしたいというふうに思います。

大津のいじめ事件を契機として昨年成立したいじめ対策推進法、この法律が施行された後も大変残念ないじめによる子供たちの自殺ではないかと、いじめのような問題が発覚をいたしまして、大変胸が締め付けられるような思いであります。学校、そして市教育委員会、またそういったところで不徹底な事実解明、また主体性の欠如、隠蔽体質、こういった今までの批判が、また法律が制定され施行された後もこのような事件が各地で起こっているということ、これに対して文科省といましては、この法律によって抑止、根絶に向けてどのようにしていくことがより重要なかというところ、今回のこの教育長のやはり任命によつて、改革によつて、こういったいじめ問題についてよりしつかりとした明確な役割というものが果たしていけるのかどうかというものを是非また御説明いたしたいと思います。

○副大臣(西川京子君) 実は現行法五十条でも、平成十九年改正において、いじめによる自殺等の事案において教育委員会の対応が不適切な場合に、文部科学大臣が教育委員会に対して是正の指示ができるというふうな設けられた規定でござい

ます。しかし、実際には、この是正の指示というのは大変強い権限でございしますので、平成十九年以来一度も発動されていないんですね。

そういう中で、大津市におけるいじめによる自殺事案の際に、児童生徒等の生命又は身体保護のためという要件について、これはこういう書きぶりですと、実は当該児童が、生徒が自殺してしまつた後の再発防止のために発動できないという解釈になってしまいました。

そういうことに、この問題を解決するという意味で、現行法においては、指示ができるという解釈も可能ですが、それはやはり今までは地方自治制度の中で非常に強い国との関係になるということ、で、実際には発動されてこなかったということ、今回これを、解釈が曖昧なまま発動することは困難であるために、事件発生後においても、同種の事件の再発防止のために、指示ができることを明確にするということが今回の法改正の言わば目玉であるというふうに思っております。

○橋本聖子君 ありがとうございします。是非、その部分については強くお願いをしたいというふうに思います。

隠蔽体質や村社会を打破することにおいては、教育委員会の事務局の人材育成というものが大事だということに思いますが、首長が局と人事交流などをして専門性を備えた行政職員を育成するというのが必要ではないかというふうに思いますが、その点についていかがでしょうか。

それと同時に、やはり責任と権限が集中をした結果、的確で迅速な執行が求められているというのがこれと同時に求められることでもありますけれども、事務局の機能の柱となるのがこの教育専門職の指導主事だということに思いますが、この指導主事の育成というものも同時に必要だということに思いますが、現状では指導主事の人数が少ない、あるいはその能力に非常にばらつきがあるというふうにも指摘されておりますが、この二点について最後に大臣からお聞かせいただけますか。

○副大臣(西川京子君) 教育長や教育委員会を支える事務職員の資質の向上、これは今回の教育委員会改正においても非常に大事なポイントだと思っております。

教育行政の専門性を有する行政職員の計画的な育成が大変重要でございまして、一般行政部局との人事交流も含めて適切な人材育成が望まれるわけですが、それと一緒に、やはり教育行政というのは特殊でございまして、教育行政を一貫してやってきて育てるということもまた重要なことだと思えます。そういう意味で、国において現在様々な研修を実施しているところでございまして、各県の教育委員会とも意見交換をさせながら十分充実してまいりたいと思っております。

そして、人選あるいはその人数の配置の問題ですが、平成二十三年度地方教育行政調査によりまして、平成二十三年五月一日現在で、教育委員会事務局の職員数が十人以下の市町村が四百九十三あります。そして、指導主事が置かれていない市町村が六百二十五あります。非常にそういう意味では半数近くが事務体制が脆弱であるということがございしますので、学校指導なども含めてこれからしつかりと対応してまいらなければいけないんですが、今年度の地方財政措置におきまして、都道府県教育委員会における指導主事の地方交付税措置におきまして六名分を、各県ごとにですね、六名分を増員したということで、これ標準規模を対象にしておりますが、十五人を二十一人に増やしました。これで県の方から脆弱な市町村にある程度派遣しながら調整を図っていただきたいというところを考慮しております。市町村教育委員会の学校指導体制の充実ということは文科省としても非常に大切なこととして一層の対応をしてまいりたいと思っております。

○橋本聖子君 是非よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○大島九州男君 それでは、早速質問をさせていただきます。民主党の大島九州男でござい

さいいます。

〔委員長退席、理事石井浩郎君着席〕

中教審が「今後の地方教育行政の在り方について」というのをまとめた文章をちよつと御紹介をしたいと思います。

昭和三十一年に制定された地方教育行政の組織及び運営に関する法律は、旧教育委員会法の様々な問題点を整理し、今日まで五十七年間続いてきた現在の教育委員会制度の骨格を形成した重要な法律であり、教育の政治的中立性、継続性、安定性の確保を制度的に担保してきた。また、行政職員、教育関係者だけではなく、地域の多様な立場の人たちの視点を反映する観点からも重要な役割を果たしてきた。しかしながら、深い思慮の下に設計されたこの制度には、一つの重要な課題をはらみつつも、関係者の善意と協力によって維持されてきたという側面があることも事実である。その課題とは責任の所在の不明確さである。この課題は、今日、児童生徒の生命、身体や教育を受ける権利を脅かすような重大な事案が生じる中で顕在化し、地方教育行政に対する国民の信頼を維持するためには、制度の抜本的な改革が不可欠な状況となっている。

本年四月十五日に内閣総理大臣が開催する教育再生実行会議においてまとめられた「教育委員会制度等の在り方について」においては、合議制の執行機関である教育委員会、その代表者である委員長、事務の統括者である教育長の間での責任の所在の不明確さ、教育委員会の審議等の形骸化、危機管理能力の不足といった課題が指摘され、地方教育行政の責任者を教育長とすることを柱とする改革が提言された。

現行制度においては、非常勤の教育委員は、教育委員会という合議体の執行機関の一員として、公立学校の管理を始めとする教育行政について共同して教育長を指揮監督する責任を負っている。教育委員の中には、事務局が行う行政事務や所管の学校等の状況について、常勤の教育長と同じだけの情報を得ることができない中で、どのような

事項について、どこまで強く意見を言つてよいものかという戸惑いがある一方で、重要な決定については教育長と同様に行つていくことへの違和感があるという声が少なくない。こうした中で、いじめによる自殺など重大事案が生じた場合に、教育委員会として果たすべき役割を明確にできず、教育長及び事務局、学校という専門家集団の対応を住民目線からチェックするという役割を果たせない場合もある。このような状況が五十年以上の間続いてきたことが、さきに表示された責任の所在の不明確さ、審議の形骸化、危機管理能力の不足といった教育委員会の課題の原因となつていいると考えられ、こうした課題を解決するために、属人的な努力による運用の改善に期待するだけではなく、教育委員会制度の抜本的な改革を行う必要があるというふうにされていきます。

このようなことを受けて今回の改正をされたというふうに理解をするわけでありませうけれども、今回の改正の目的、そしてこの改正により何がどのように変わるのかというのを具体的に御説明をいただきたいと思ひます。

○国務大臣(下村博文君) これ、私に対する答申、読んでいただきましてありがとうございます。

まず、ここに、今読んでいただいたとおりであります。現行の教育委員会制度については、教育委員長と教育長のどちらが責任者か分りにくい、また、いじめ等の問題に対して必ずしも迅速に対応できていない、あるいは、地域の民意が十分に反映されていない、さらに、地方教育行政に問題がある場合に国が最終的に責任を果たせるようにする必要がある。

そういった課題について抜本的な改革が必要であるという認識の下で、今回、改正案において、政治的な中立性、あるいは継続性、安定性を確保しつつ、一つは、首長が議会同意を得て直接任命する教育委員長と教育長を一本化した新教育長を置くことによる教育行政における責任体制の明確化を図るということ、また二つ目に、常勤の新教

育長から教育委員への迅速な情報提供や会議の招集の実現など、迅速な危機管理体制の構築を図るということ、さらに、首長と教育委員会が協議、調整する総合教育会議の設置や首長による大綱の策定など、地域の民意を代表する首長との連携強化を図ること、そして、国が最終的な教育行政の責任を果たせるよう、第五十条を改正し、いじめによる自殺等が起きた後においても、再発防止のために国が教育委員会に指示できることの明確化、これらを図ることによりまして、地方教育行政の権限と責任を明確化し、全国どこでも責任ある体制を築くことが可能というふうに考えているところでございます。

○大島九州男君 私も地方の議員を十二年間しておりまして、首長がその教育長、教育委員会メンバーを選ぶときに現状どういう状況だったかというのをおもひかれますと、大体首長が自分に関係する、縁のある皆さんを任命して、その中で教育委員長と教育長が決まってくるわけでありませうけれども、全体的にはいませうけれども、大体首長の意向で教育長が決まってきたのが今までの現状だということに私は理解をしています。ところなんですね。

今回、この改正の中で、新教育長は首長が直接任命するというふうになつていく。これは現状を法律化したと、私はこういうふうには受け止めるわけです。

ここで、じゃ、その何が明快になつたのかといへば、私の考え方は、任命権者である首長がより責任が重くなつたんだと。今までは、教育委員会の中で何か互選によつて教育長が選ばれてきたという立て付けであつたけれども、やはり今回は、首長さんが直接任命をして議会に承認を得るということになる。この仕組みは、より首長、あなたが、この教育委員会が行うその事務の執行についての責任はあなたが一番重いんですよというふうに私は読み取れると、私はこういうふうには思うんですが、そこら辺の見解はどうでしょうか。

○国務大臣(下村博文君) 御指摘のように、今ま

での教育長というのは教育委員の中から選ぶというふうになつていたわけでありませうが、実態的には、事実上、今の御指摘のように、首長が教育長を任命を事実上していたという部分があつたというの、ほかの自治体でも多分一般的にそうであつたのではないかと今思ひます。

今回、首長としては教育長としてふさわしいと考える者を教育委員として任命しても教育長の任命権者はあくまでも教育委員会であり任命責任が曖昧であるということを解決するため、そして、新たな教育長は首長が議会の同意を得て直接教育長として任命する、そういうことから、首長の任命責任はより明確になるものというふうに考えます。

○大島九州男君 このことは是非全国の首長さんにしつかり認識をしてもらいたいというのがあつて、あえて確認をしていただきましたが、大臣が明確に言つていただきましたので、このことは、逃げ得を許さない。言うなれば、首長である首長が、何か問題が起つたときに、いやいや、これは教育委員会がやつていくことだからというふうなことで逃げることはできないんだということ、を明快に大臣に御答弁をいただいたというふうに、是非、皆さん、そこは押さえておいていただきたいというふうに思ひます。

次に、やはり地域の声を吸い上げて、そしてやつぱり学校教育に生かしていくという、そういう理念のお話もされていりました。そこに出てくるのが私は総合教育会議だということに受け取つていくわけです。

それはなぜかという、総合教育会議は、今の話の流れでいくと、首長と教育委員会が構成するメンバーで開催をします。首長が民意を反映する、地域住民の声を反映する立場で本来なら入つていっているという認識なんだろうが、これが、幅広くその地域の住民の声を本心に反映する、教育的に知見があつたり関心のある首長さんが全体的に知見ではないと。それを担保するためにどうなつていくのかという話をしたら、地域の民意をより

一層教育行政に反映をする観点から、今ある学校運営協議会や学校支援地域本部の人材、そういう人たちとか、いろんな地域の教育に関心のある人たちの意見も聞くことができるという立て付けになつていて、そういうようなこともちよつとお伺ひしたわけですが、そのことをちよつと明快に確認をしていきたいと思ふんですね。

やはり、学校運営協議会イコール、コミュニティ・スクールで、地域と一体となつて学校を運営するその主体、また学校支援地域本部、まさにボランティアの人を中心とした集まりである任意団体、これも当然、地域の声を反映するスタッフが集まつているわけですから、そういう人たちの声をその総合教育会議に反映させたいということは大変有意義なことだと私は思うわけですが、そこから辺の考え方を教えていただきたいと思ひます。

○副大臣(西川京子君) 本来、総合教育会議は、執行機関としての首長と教育委員会、これの協議及び調整の場という立て付けになつております。しかし、その中で、会議の実効性があるものにするために、協議、調整を行うに当たっては、必要があると認めるとき、そのときには関係者又は学識経験を有する者から意見を聴くことができるというふうになつておりますので、当然、先生のおっしゃるコミュニティ・スクールの代表者や、あるいはPTA、あるいはその地域の企業の方でも、必要と認められればそういう方々の御意見を頂戴すると。そして、具体的に学校運営協議会会員やPTA関係者、地元の企業人からも意見の聴取が行われることは十分想定できることだと思つております。

○大島九州男君 ありがとうございます。大変私はそういうことが望ましいし、政府もそういうふうと考えていらっしゃるということでは大変すばらしいことだと思ふんですが。

もう一度、ちよつと自分なりに整理をするのに、学校運営協議会制度という、よく一般的に言われているコミュニティ・スクールという、この

コミュニティ・スクールの目的は、保護者や地域の住民が一定の権限と責任を持つて学校運営に参画することにより、そのニーズを迅速かつ的確に学校運営に反映させ、より良い教育の実現に取り組むと。そして、この設置については任意です。だから、持つていない、持つていない市町村もあれば、持つていないところもありますね。位置付けは、学校の運営について、教育委員会の下部組織として、一定の範囲で法的な効果を持つ意思決定を行う合議制の機関であるという位置付けである。そして、法令上の根拠は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四十七条の五ということで、教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その指定する学校の運営に関して協議する機関として当該学校ごとに学校運営協議会を置くことができるものとすると。そして、資格の要件は、地域の住民、保護者その他教育委員会が必要と認める者。任命については、教育委員会が任命し、委員の身分は非常勤特別職の地方公務員と。主な内容は、学校の運営に関する基本的な方針について承認をする、学校の運営に関して教育委員会又は校長に対し意見を述べることができる、教職員の採用等に関しては任命権者に意見を述べることであり、任命権者はこれを尊重すると。

ということ、今、学校数、全国で千五百七十校でこのコミュニティ・スクールと言われる学校運営協議会制度が運用をされているという、こういう現状にあるということですね。この中身を見てみると、本当にまさに地域の皆さんのいろんな意見をしっかりと集約して、教育委員会と連携をしている地域住民だという位置付けですね。

学校支援地域本部というのは、これは目的は何かと。地域住民が学校の支援を行うもので、これにより学校と地域との連携体制の構築を図り、地域全体で学校教育を支援する体制づくりを推進すると。設置は同じく任意。位置付けは地域住民等のボランティアの集まりとして任意団体でありますよ。だから法令上の根拠もありませんと。資

格要件、この協議会等は、学校関係者及び地域の代表者、校長や教職員、コーディネーターやボランティア代表、PTA関係者、公民館長等社会教育関係者、自治会等地域の関係者等。地域コーディネーターは、学校と地域の実情に精通する者で、ボランティアの活動の連絡調整を行う。学校支援ボランティア、学校支援活動に参加する地域の住民のボランティア。法的な措置はないため、特に資格要件等は定めてありませんよ。だから任命もありません。主な内容は学校の教育活動の支援。例といえば、学習支援や部活動支援、校内の環境整備や子供の安全確保、学校行事等の支援。全国で三千五百二十七本部、八千六百五十四校が二十五年度の中ではこういう本部を置いているという現状ですということ。

今の内容を聞いていただけて分かるように、学校支援地域本部が進化してどうか、ちよつと上になつてコミュニティ・スクール、学校運営協議会制度というふうになつていくんだなというふうには私は受け取るわけですよ。そうだな、そういう経験とかそういうものを積んだ人が今回設置される総合教育会議というものに参加するということは大変有意義なこと。逆に言うと、今回の総合教育会議が設置されたことによって、私はこのコミュニティ・スクールとかがどんどん、何というんですか、推進されていくんじゃないかというふうな思つていくわけですよ。

それは何でか。その根拠は、実はもう今日はここで質問するよりは、文科省、いろいろやり取りしたり資料を見てきまして、それでいろいろ評価を、これコミュニティ・スクールに関わる要は大臣の評価を事前にちよつと取り寄せています。このコミュニティ・スクールが果たしている役割に対する大臣や文科省の評価としては、保護者や地域住民が学校運営に参画するコミュニティ・スクールに取り組みることによつて地域と連携した取組が組織的に行われているようになる、学校に対する保護者や地域の理解が深まる、教職員の意識改革が進むなど学校と地域との連携が一

層深まるとともに、生徒指導上の課題の解決や学力の向上などの成果が報告されていて、その役割は重要だというふうに評価していただいているんですね。

私は、御存じのように学習塾で、地域の本当に根差した学習塾の先生はその子の地域の家族環境から全て兄弟関係まで、ずっと塾で指導をしてきたりとかしていているから非常に付き合いも長いし、いろんなことが分かっている。そういう人たちが学校運営に入る、これも大変すばらしいことですねということをやつと主張してきたわけですよ。

そしてまた、この文科省が良いと考えるほかの事例はどういう事例がありますかということをやつと聞きまして、例えば東京都の三鷹市なんかは市内の全ての中学校単位で小中一貫教育によるコミュニティ・スクールの推進している、そして学習ボランティア等の協力によつて教育支援も充実している。福岡県の春日市では、やはりこれも市内の全ての中学校単位で学校活性化とともに地域活性化を意識したコミュニティ・スクールの推進について、学校運営協議会においての学校評価を行うなど、学校の評価の充実と関連付けて実施しているというふうな、こういう事例もみえています。だから、地域でいろんな広がりを見せているという、こういう成果もあるんですね。

ただ、その成果だけではなくて、進捗しないという、なぜ進捗しないところもあるのかと。先ほど言いましたように、数的に言いますと、コミュニティ・スクールは全国で千五百七十校という、そういう数になつていて、これは、進捗しない理由として文科省が考えているものは、教育委員会や校長、教職員のコミュニティ・スクールの意義等への理解の不足や、学校運営協議会の委員等の地域人材の育成や確保ができていないということが推測されるんじゃないかなという見解をお持ちなんです。

だから私は、それで何が言いたかったかという、学校支援地域本部というのは、任意でどんな

んどん地域のボランティアの皆さんに積極的
にやっていたいて、そこでいろんな経験を積ん
で学校運営協議会というコミュニティ・スクール
に格上げをしていくというような動きを、今回こ
の総合教育会議ができたことによって徹底して推
進していく、発信をしていくことが地域の教育
力、まさにその地域教育力を高めるということにな
るのではないかとというふうに考えるわけです
ね。

【理事石井浩郎君退席、委員長着席】

この地域の教育力、大臣の言う地域力とは何か
ということ、大臣が衆議院で、地域力があるとい
うのは、学校運営協議会を進めていく上で、学
校運営や学校支援に関して学校、保護者、地域等
の関係者が連携し、協議できるような状況が整っ
ていることを地域力があるというんだというふう
に、指すんだよというふうに御答弁されたんで
すね。だから、まさにそのことになるんだなど。
そして、そういうことが連携されていくとどう
なるかという、連携、協働して取り組む意義等
について学校、教育委員会、保護者、地域住民や
地域の諸団体等の理解が深まるよう、導入に向け
た体制づくりなど、未導入地域に対する支援を講
じるとともに、教育委員会担当者に対する説明
や、多くの有識者の協力を得た説明会やフォーラ
ムの開催をして、好事例の普及や意識の啓発を図
るなどに取り組みながらコミュニティ・スクール
を推進していききたいと、そういうようなことも言
われているわけですね。

ということ、今答弁でありましたけれども、
この総合教育会議は、首長と教育委員会がとい
うふうにはいってはいなくて、まさに学校支援の
コミュニティ・スクールや学校支援地域本部や学校
運営協議会制度と連携してやるのが望ましいよ
ということをおっしゃるとだだだだだだだだだ
進むんじゃないかと思いますが、そこら辺、大
臣、どう御見解でしょうか。

○国務大臣(下村博文君) 非常に懇切丁寧に分か
りやすく説明していただきまして、ありがとうございます。

ざいます。

おっしゃるとおりであります、私もそれを、
大島先生のような期待感を、総合教育会議含め今
度の新しい教育委員会制度改革が成立した後、是
非期待をしたいと思いますが、本当にそうなるか
どうかは、それはやはりその首長とそれから教
育委員会の意識によるのではないかとというふう
に思います。

非常に恥ずかしい事例なんですけど、私の選挙
区は東京の板橋区で、板橋区だけが一つの選挙区
の自治体なんです。ですから、文部科学大臣地
元だから、小中で七十数校ありますので、一つづ
つはコミュニティ・スクールを是非つくってく
れと再三言っているんですけど、乗らないとい
うこと、教育委員会が余り意欲がないとい
うこと、必しも地域力、その地域の住民
とか保護者とかそういう関係者の方々の連携して
協働できるというふうなまだマンパワー体制がで
きていないのではないかとこのことを言われてお
りました、一方で、学校の閉鎖性も問題がある
のではないかと思うんですね。

学校支援地域本部というのは、これは今御指摘
があつたように、数としては八千六百五十四校で
すから、これはかなり多い。これは部分部分のサ
ポートなわけですけども。コミュニティ・ス
クール、地域運営協議会というのは、かなり学校
の中における運営にまで関わっていくということ
でありますから、余り校長やあるいは教職員がそ
こまで外部の人に関わつてもいいかと思つて
いるところも相当あるんですね。このことによ
つてコミュニティ・スクールが進んでいないとい
うところがあります。

しかし、それで、じゃ、うまくいってればそ
れはそれでいいんですけども、もつともまきい
くためには、やっぱり地域ぐるみで子供たちを育
んでいく、育てていくという環境をつくっていく
ことは非常に重要であつて、文部科学省として
は、少なくとも小中高のうちの二割、三千校ぐら

いはコミュニティ・スクールにすべきであるとい
うふうに考えているところでありますが、まだそ
の目標の半分しか行っていないということであり
まして、今の御指摘のように、総合教育会議がで
きることによつてそれが促進されるのであれば
大変に望ましいことでもあります。

また、是非、今の御指摘の点も踏まえて、基本
的には総合教育会議は首長とそれから教育委員会
のメンバーが主たる構成要員でありますけれど
も、そこに地域の有識者、有識者の中には地域運
営協議会やあるいは支援地域本部ですね、こうい
う方々が積極的に関わっていただいて、その自
治体としてどう地域住民の方々に学校運営やある
いはサポートしてもらうかということと一緒に考
えてもらうということは、まさにその地域におけ
る教育力をアップしていくという、本当に適切な
受皿として総合教育会議がなる可能性はあると思
いますので、是非、大島先生の言われるような指
摘について、文部科学省としてもサポートしなが
ら、それぞれの自治体でそういう取組が更に促進
されるようフォローアップをしてまいりたいと思
います。

○大島九州男君 ありがとうございます。今大臣
がおっしゃっていただいたやはりその一言は大き
いと思うんですね。

我々が今後やらなきゃいけないことは、地域の
首長さんや住民がそういう意識を持っていたく
と。そのためには、やはりそれぞれ地方議員の皆
さんが議会を通じて、今回こういう法律が改正さ
れましたと、そういう法律はどういう趣旨でどう
いうふうなことを目標にし、そして具体的にどう
いうふうな運用されていくか動いていくのかと。

これ、私、地方議員のときに、例えば法律が改
正されて質問するじゃないですか。私は福岡県直
方市の市の議会議員であつたので、しますと、い
や、まだそれは県の方からいろいろ御指導をいた
だいていないので私たちでは分かりませんとか、
大体そういう答弁なんです。で、時間がずっと
たつてです、時間がずっとたつて、県議会では

こういう答弁がされているのを引用して、そして
それで、それを見て、直方市の教育委員会はこ
ういうふうに考えていますみたいな、要は下りてく
るのにタイムラグがあるんです。

私、何が言いたいかというと、今ここで、この
文部科学委員会で議論をしている。今の時代はイ
ンターネットも全て取れるわけですから、地方議
員の皆さんがこのやり取りをきちんと聞いて、も
う既にこの法律が、仮にも議決されて運用され
るその前から、その首長さんに、いや、実はこの
法律の趣旨と目的はこういうことですよ。そし
て、首長さん、あなたはこれからこの地方教育行
政に対して相当な責任を負う、そういう立場にな
つたんですよ。そして、そのためには広く地
域の声を聞いて、そしてその会議をより地域のた
めに運営するように、仕組みにするためには、こ
ういうコミュニティ・スクールの皆さん、そして
また学校支援地域本部に関わっているような皆さ
んの声を聞くということとは有意義なことなんです
よというふうな大臣が言っていますねという、そ
ういう議事録を見ながら質問していただければ、ど
ういうことになるかと、あれ、待てよと、
うちはコミュニティ・スクール、何だと、これ、
ちよつと調べてみたら、ああ、学校運営協議会と
いうのかと、こういう首長さんたくさんいると思
いますよ、正直言つて。それで、ああ、こういう
のがあつたんだと、うちにはないなと。まさに板
橋の区長がそういうふうな思うかどうかは別です
けど、やはりそういうポトムアップで上がつて
いき、首長に気付いてもらう。そして首長が自
ら、ああそう、こういうことが必要だねという
ことを必ず言えば、地域でそのことを御理解しな
がら活動されているボランティア活動の皆さんや
保護者、PTAはたくさんいらつしやるわけす
から、そういう人たちと和合しながらこういうも
のが進んでいく。僕はまさしく進むと思いま
すよ。

だから、これは地方議員の皆さんに徹底的に議
会でこのことを首長に質問していただきたい。そ

うすると、もつともつと進んでいく。やはり、具体的に我々はそういう地域の教育力を、地域力を上げることによって、日本の子供たちの学力を上げた、本当に子供たちがいいじめのないそういう学校で過ごしていただけたような環境を今回これを契機にしてつくっていただくことが有り難いというふうに思うわけですね。

その反面、大綱というものが作られて、その大綱に沿っていくわけですから、その大綱にはどういことが決められるのかというのを實際イメージ湧かない首長さんもあると思うんですね。だから、文科省が想定をするその大綱というのは、では具体的にどういもの想定しているのかというちよつと具体例を挙げていただく有り難いです。

○政府参考人(前川喜平君) 大綱とは、当該地方公共団体の教育の振興に関する総合的な施策につきまして、その目標や施策の根本となる方針を定めるものでございます。

大綱に定める具体的な事項といたしましては、例えば、目標年度までに全学校の耐震化を完了することとか、あるいは学校の統廃合の推進を図るというようなこと、あるいは少人数教育を推進すること、今御指摘のございましたコミュニティ・スクールの指定の推進などもこの大綱にふさわしい事項ではないかというふうに考えております。

○大島九州男君 なるほど。だから、そういうことを言っておいていただく、なるほどと、ああ、じゃこの大綱にコミュニティ・スクールの推進を入れようとかいう議論になるわけですね。こういう議論の場より具体的に現場の地方のことをやったり考えながら議論していくということはすごい大事だなと、これは私がもう本当に市会議員のときに痛感しているわけですよ。

例えば、私が市会議員で、この法律どうだというので、じゃ文科省に上京して質問したというふうになるかどうかということが起こるかという、文科省の方から県に連絡があつて、県の教育委員会に、直方の大島という市会議員がこういう質問に

来たんだけど、そういうようなことはさせないよにしてくださという電話入るんですよ、本当に。私、これは昔の建設省のところで御注意を受けたことがありますけど、そうなんだと。

いや、だから本当に私は、国会へ来て、入口と出口の間に何かいろんなフィルターがあるんだなということを実感していますので、だから、私はそういう意味において、国会で質疑をするときの自分の心構えは、直接その現場に携わる市会議員さんや首長さんや市の職員さんが分かりやすく直接的に情報やり取りできるというのはいさぎよく求めたいというの、私の経験からね、そうやってちよつともうそういう勝手なことはいさぎよくささいとかと何度言われたことかというのを思い出しましたが、そういう議員さんたちにもしつかりとしたメッセージとして送っていたらいい。

じゃ、今度大綱ができて、実際そういうふうにして進んでいくってあるかどうかというふうなことをいろいろやると問題が起ころうと。そうすると、そういう問題が起ころうと。今回の法律では文科省、国が是正の指示をするというふうなことがあるわけですが、具体的に、じゃ、どういことが起これると国からこういう御指導があるのかというのをちよつと教えていただければ有り難いです。

○政府参考人(前川喜平君) 現行の第五十条でございますが、これは平成十九年の改正におきまして、いじめによる自殺等の事実において教育委員会の対応が不適切な場合に、文部科学大臣が教育委員会に対して是正の指示ができるように設けられた規定でございます。

この指示が発動される具体的なケースといたしましては、例えば、いじめ等の事実において事実関係を明確にするための調査の実施について、教育委員会がそれを行おうとしていないという場合に指示を行うということ。あるいは、例えばでございいますけれども、致死性の高い感染症が流行しているような場合で、児童生徒に被害が生じてい

るにもかかわらず教育委員会が必要な措置を講じていないというような場合、こういった場合に例えば学校の臨時休業について指示を行うというふうなこともあり得ることはないかと思ひます。

ただ、この是正の指示は、教育委員会の法令違反や事務の管理、執行の怠りが明白であつて、他の手段によつては是正が困難である場合に限られた最終的な手段であるということは留意しておく必要があると考えております。

○大島九州男君 分かりました。それを聞いてちよつと安心したんですけれども、この是正の指示というのは、もう教育委員会の法令違反や事務の管理、執行の怠りが明白であつて、他の手段によつては是正が困難である場合に限られた最終手段ということですから、中には、国が何かめちやくちや関与して地域の教育に口出すんじゃないかという人がいました、そういうことはもう私もないと思うんですね。こういうことのないように地方の首長、教育委員会がしつかりやつていただきたいということをお願いをしたいというふうに思ひます。

地域の教育というものは、先ほども言わせていただいておりますけれども、やはり地域が密着して、本当は地域それぞれは独自の教育があつていいと思うんですね、昔で言う藩校のような。その地域地域に沿つたそういう文化、伝統を、根付いたそういう教育がされていくことは非常に私は望ましいなと思つていて、将来的な私のイメージは、例えば学校支援地域本部でボランティアの皆さんが集まつて、いろいろなことがありましたと。それで今度、次に、コミュニティ・スクール、学校運営協議会制度に何か格上げして、首長さんたちもやはり地域の皆さんの声を聞いて、学校の校長先生もやつぱり一体となつてやつていこうというふうな風土が芽生えて、そしてまたそれが総合教育会議に反映をされながら大綱に収まつていつて教育がなされていくと。

これ進化していつたらどうなるかという、例えば、自分の町は非常に伝統、まあ一つ例を挙げ

るなら、私のところは鉄工所なんです。炭鉱から、それから製鉄所の設備とか、そういったことをやるような技術が進化していつたわけですよ。そうすると、今は風力発電をやっているような会社もあるわけですね。そうすると、物づくりでいつている歴史ですね、それもおかつエネルギー産業の物づくりですね。そうしたら、その歴史を踏まえて、じゃ、我々の地域では、そういうエネルギーや物づくりに関して興味を持つような教育を進めていこうというふうな大綱が作られて、その地域ではそういう物づくりとエネルギーに対する興味を持つ人材が増えていつたと。

ある山の方では、やはり山間地で、山間地の林業だとか、また山間地に対する農業の歴史があつて、やはりこれは必要だよと、こういうことをどんどんどんどんやつぱり発信していく必要があるねという大綱が定められて、そしてそういう人材が育つていくと。

それぞれ、やはり私は、何でもそうですけれども、先ほど橋本先生の話がありました。北海道で生まれ育つからやはり冬のウインタースポーツがオリンピックで行くような人が出てくる。僕、同じだと思ひますよ。だから、そういう意味において、その地域の特性を生かしたその中の教育というのは、食物でいうと、その地域でしか栽培できないものつてありますよね、自然環境の中でやつぱり我々は生かされているわけですから。そうすると、そういう教育につながつていつたときに、非常に地域の特性を生かした、特産物ですね、そういう人材、そういう人材がこの日本を支えていく多様な人材を構成するものになるんだという、そういう考え方なんです。

だから、そういう意味において、今回の教育制度の地方教育行政の改革は六十年ぶりの改革なんだというふうな言われると、なるほどなという気がするんですよ。ただ、その教育委員会を廃止するだとかこうだとか、いじめに対してどうのこうのとかいような、大事なことで、大事なこととだけども、じゃ、それが六十年ぶりの改革な

というイメージを持つわけです。ところが、今の現状だとかそういうものを含めて、いろんなことがあつてこういう改革が起こるけれども、その将来的なビジョンというか、その行き着く先はこういうものを目指しているんだと言われると、なるほど、そうかと、それでこういう地方教育行政が六十年ぶりに改正されるんだというふうにするなり落ちるんですけれども、大臣、そこら辺のところを是非よろしく願います。

○国務大臣(下村博文) いや、与党以上に今回の地方教育行政改正案の付加価値を高めていただけるような提案、質問をしていただいていることに對しては本当に感謝を申し上げたいと思います。是非、今回の改正案、民主党の御協力をお願い申し上げます。

しかし、おっしゃるとおりだと思います。私は被災地に足をできるだけ運ぶようにしているんですが、岩手県の大槌町、それから福島県の浪江町、両方、ちよつと条件は違ふんですが、流されてしまつて、なかなか、避難生活をしている方が多くて、それぞれのふるさとに戻れないと、あるいは戻つてきている方々も少ないということの中、子供たちにふるさとの、ふるさと科というのをつくつて、伝統、文化、そういうものをきつと教えていこうと。そして、そのことによつて大槌のずっと何百年育まれていた伝統行事を子供たちに継承させていくということを、被災前はしていなかったそうなんですが、三・一一、東日本震災をきつかけに、学校ぐるみ、それから、もちろんそれは地域の方々が子供たちに教えていかなければなかなか伝統芸能等は継承していくのは無理ですから、地域の方々も学校に入つて一緒にやつていこうと。

浪江は今ふるさとに戻れないということで二本松の方に集団で移つておられて、そしてその中で、その二本松の転校した学校がなじめないという子供たちが、浪江町が廃校になった学校を借り受けて、そして浪江の子供だけ集めてそこで学校をやっているという中で、やはり核としてのアイ

デンティティーですね、これは浪江がどんなにすばらしいところなのかということについて、浪江の郷土料理も含めてですけども、伝統、芸術、文化、子供たちにきちつと教えて、そして、浪江から離れてみんな暮らしているけれども、しかし浪江を忘れないようにしよう。これはすばらしいことだというふうに思いましたし、子供たちも素直に、自分が元々住んでいた郷土の伝統、文化、あるいは食材を含めた、誇りを持つて習おうという姿勢がありました。

ですから、そういう極限の中でやつぱり大切なのはアイデンティティーなんだという思いを被災地のどこでも感じる部分がありましたし、この今回の地教行法の改正によつて、おっしゃるとおり、それぞれの自治体が、首長とそれから教育委員会が総合教育会議という場を通じてそれぞれの教育力を高めていくという意味では、非常にこれから可能性があるというふうに思います。ですから、その首長やあるいは教育長、教育委員会の方々が、人選も非常に重要だと思ひますし、また、首長も教育に関心を持つ方が選ばれるかどうかによつて相当自治体によつて差が出てくるというふうに思ひますが。

いい意味で競ひ合つて、我こそは最も、この自治体は日本の中でもすばらしい子供たちに對する教育環境づくりのために一緒になつて対応しているということをは是非総合教育会議等で発信をしていって、いい意味での競ひ合い、文部科学省の方でもそういういい事例については是非全国に好事例として広げていきたい、応援をしていきたいというふうに思ひますし、そのような、大島委員が提案されているようなことが是非取り入れられるように、法案改正がされた後、取り組んでまいりたいと思ひますので、国会の審議、よろしくお願ひ申し上げます。

○大島九州男 ありがとうございます。私の提案を素直に受けていただくのは大変有り難くて、私も党としての採決の立場は当然ありますから、それを余り期待していただくとあれなんです

が、基本的には教育ですから、やはりいい方向へ向いていただければいいと。だから、そういうところをは是非お願ひをしておきたいというふうに思ひます。

最後のちよつと質問になりますが、今回は、この地方教育行政もそうですけども、義務教育諸学校の教科用図書は無償措置に関する法律の一部を改正する法律案も今国会で成立をしております。文科省の皆さんも大変だつたと思うんですが、一つちよつと、客観的に数字をちよつと教えてもらいたかつたのは、単独市町村で教科書採択の地区となつてるところというのが幾つぐらいあるのかというのと、また、その単独採択地区においてどのような体制で調査研究を行っているのかというのをちよつと教えていただければと思います。

○政府参考人(前川喜平君) 平成二十六年四月一日現在でございすけれども、市で単独で採択地区となつてゐる例が二百二十四ございす。また、町村で単独で採択地区となつてゐるという例は十二町二村、合わせて十四町村ございす。その例といたしましては、例えば福岡県の久留米市でありますとか、神奈川県の大井町、東京都の小笠原村などが挙げられるわけでございます。

これらの採択地区における教科書採択の状況につきまして、文部科学省として詳細に把握しているわけではございせんけれども、一般論といたしましては、採択の権限と責任を有する教育委員会が十分な数の調査員を確保したり選定委員会を置くなどいたしまして、教科書の調査研究を行うのに必要な体制を整えるべきものと考えております。

○大島九州男 ありがとうございます。先般、実は私も竹富町に行つて、石垣の教育委員会と竹富の教育委員会の皆さんからお話を聞きました。ちよつと私、認識がなかつたんですけど、竹富町というところの竹富島だけかと思つたら、竹富町というのは全十六の島、十六島です。ね、十六島で成つてゐるのが竹富町と言うんだと

いうことがまず一つ。それと、小中学校とかの数が、小中の統合校が七校あつて、小学校が四校で、中学校が二校といつて計十三校あるんですね。ああ、そんなにあつたのかと。だから、我々はどうしても小さい島のイメージで一校か二校しかないのかなと思つたら、町としてそれだけの学校がある。

なおかつ、いろいろ話を聞いてみると、それこそ、この間視察に行つた秋田は学力コンクールで全国一位だつたじゃないですか。竹富だけの子供たちのあれを計算すると、秋田と変わらないそうですよ。ということとは、それだけ地域の学力が高いというのを聞きまして、その原因は何ですかと聞いたら、いやいや、うちは学校運営に自治区長さんが入つてゐるんですとおっしゃつたんですけど、自治区長さんが入つただけでそんな成績が上がるはないなと思つたんですが、そこでちよつと思つたのが、やはり地域の皆さんと一体となつてやつてゐるということは一つあるんだらうな。

今言うように、子供たちがやはりいつも島ですから親の目の周りの目も行き届いてゐるということと、一つの統合小中学校でいうと、生徒が三十七人で先生が二十一人ぐらゐるわけですよ。だから、これは大きいなと思つたんですね。だから、そういう意味で、学力が高いというのもそうきめ細かくやつてゐるからなのというのは感じんですが、そこで一つ思つたのは、教科書採択の研究をする人材はいっぱいいるなと思つたんです。それだけ先生がたくさんいるわけですから、逆に言う。

ここに、今ちよつと教えていただきましたけれども、市が単独で採択を行つてゐる例が二百二十四市あつて、町村、単独で採択地区となつてゐる例は十二町二村、まさに何とか町とか小笠原村とかいう、やつぱりそういうところ東京の小笠原村も単独でやつてゐるんだと。多分、小笠原村も、さつき言つた状況の中では、先生と生徒の割合が結構都会と違つてゐるんだらうな。よく学校の先生に聞きますと、もう自分たちが

教材研究する暇もないように、いろんな忙殺をされるぐらい先生の数が足りないというところもあれば、逆に言うと、そういう村とか、村というか島とかは結構、ああ、そういう先生の余力、余力という失礼ですけれどもあれですけど、そういったいろんな教材研究に向く時間があるんだ、逆に、だから、子供たちの学力とかそういうものも上がるし、そういう研究もされる教員の教員力も高いんだろ、ああ、これは安心だなと、実は、そのとき、行ったのが沖縄の県教委が採択地区を

委員の異動について御報告いたします。本日、那谷屋正義君が委員を辞任され、その補欠として藤本健三君が選任されました。

○委員長(丸山和也君) 休憩前に引き続き、地方

教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。質疑のある方は順次御発言願います。

○石橋通宏君 民主党・新緑風会の石橋通宏でございます。

午前中の大島委員に引き続きまして質疑をさせていただきます。先般本会議で、私も石井理事に続きまして民主党を代表して代表質問に立たせていただきましたけれども、その答弁も踏まえながら今日は質疑をさせていただきます。と思いますので、よろしくお願いをいたします。

まず冒頭、今日の議論にも関わりますので、先ほど大島委員も触れられましたけれども、八重山の教科書採択地区問題について、ちよつと確認だけさせていただきます。私、私も大島委員と一緒に先般現地訪問させていただきまして、沖縄県教委、石垣教委、そしてまた竹富の教育委員会の皆さん、余りじつくりとというわけにはいきませんが、しっかりと意見交換、お話をさせていただきまして、竹富島で竹富小中学校にも訪問して、現場の状況、また現場の校長先生、教員の皆さん、お話をさせていただいて、この三年間のこの問題について、なぜ残念ながらここまで問題が継続してしまったのかということについても、私なりに理解ができたなというふうに思っております。

先ほど大島委員も触れました、先般の教科書無償法の議論のときに当委員会、私自身も資料も出させていただいて、かなり小規模の町村も単独で採択地区、それでもしっかりと教科書の研究、採択、やっておられるということも大臣と議論をさせていただきまして、改めて竹富教委とお話をさせていただいて、ある種、ちよつと大島委員と二ユアンスは違いかもしませんが、私自身

は、竹富教委の皆さんはその責任の重さ、教科書選定を本当に町教委独自でできるのかということについては大変重く受け止めておられるなということも実感を感じ、だからこそ、非常に、どうきちんとやるのか、責任持ってやるのかということについて、教育長以下教育委員の皆さん、本当に真摯に考えているんな対策を講じられ、それをもつて沖縄県教委との協議に臨まれたというふうに理解をしております。

そこで、大臣に確認だけで、後ほど多々本題の質問がありますので、時間の関係もありますので確認だけですが、まず、先般二十一日に沖縄県教委が竹富単独で採択地区設定、決定をされたわけですが、これについて、文科省として、それについてはその沖縄県教委の決定を尊重するということよろしいか、それだけ確認をお願いいたします。

○国務大臣(下村博文君) 今回の改正の趣旨、共同採択地区というのは、地域の地理的、自然的、経済的、文化的、そういう諸条件の中で教科書の調査研究体制の有無も更に考慮しながら行うべきものであるというふうな考えをしております。八重山地区は、いらつしゃつたということでもよくお分かりますが、竹富町も、実際は竹富の中にあるのではなく、石垣島の中の、石垣市の中にあるわけですね。ですから一体化しているというところで、これは石垣市においても、あるいは与那国町においても、ここは共同採択地区としてほかの自治体は望んでいないという経緯もある中で、しかし最終的に竹富町が単独採択をしたいということについて、今回の法律改正の立て付けは都道府県の教育委員会が最終的には判断するということであるわけでございます。

ですから、都道府県の教育委員会が、今後ともこの調査研究体制について竹富町ができると、そして県教委もそれについてフォローをするという中で判断ということでありまして、そういう法律でございますので、決めた以上はしっかりと、後々やはりあのときの選択は間違いだと言われないような、責任を持った、竹富町の教育委員会においても沖縄県の教育委員会についても、対処していただきたいと思います。

○石橋通宏君 ありがとうございます。

やっぱり是非その辺について、我々も実際にお話しさせていただいたときに、しっかりとやっていただけたらいいなというところもお願いをしまして、文科省としても、今後しっかりと現場で対応いただけるように、そういう意味での応援をよろしくお願ひ申し上げたいと思います。

もう一点だけ、これはもう既にメディア等で、大臣、記者会見で言われておりますので、ここは委員会での確認だけですが、竹富町教委に対する違法確認訴訟はこれは行わないということよろしいですね。

○国務大臣(下村博文君) 結果的に、来年以降竹富町が単独採択地区になったということを沖縄県教育委員会が判断したということで、来年度以降使用される教科書についての違法性は生じなくなつたわけでありまして、しかし今年度使用している教科書の採択についての違法性はこれは変わらないわけでありまして、

そのため、違法確認訴訟について、法律論としては提起することも可能でありますけれども、この訴訟についてかなり時間が掛かるということ、最終的な決着が出たとき半年以上実際は経過していったとして、既に生徒たちは違う教科書を使う使っているわけでありまして、それをメンツのような形で途中で変えさせるといふことにおいては、これは子供には罪がないわけですから、そのときの県教委や竹富町の教育的な判断は間違っていたとはいえず、子供には罪がないということ、違法確認訴訟はしない、あえて提起しないというふうに判断をいたしました。

○石橋通宏君 大臣から確認をいただきました。それで、ちよつともう一点だけ、通告の枠内ですということをお願いしたいと思いますが、今回お話しさせていただいたときにも、仮に竹富単独で採択地区が設定されたとしても、大臣、先ほど、

午後一時に再開することとし、休憩いたします。

午後零時一分休憩

午後一時開会

○委員長(丸山和也君) ただいまから文教科学委員会を再開いたします。

委員の異動について御報告いたします。本日、那谷屋正義君が委員を辞任され、その補欠として藤本健三君が選任されました。

○委員長(丸山和也君) 休憩前に引き続き、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。質疑のある方は順次御発言願います。

午前中の大島委員に引き続きまして質疑をさせていただきます。先般本会議で、私も石井理事に続きまして民主党を代表して代表質問に立たせていただきましたけれども、その答弁も踏まえながら今日は質疑をさせていただきます。と思いますので、よろしくお願いをいたします。

まず冒頭、今日の議論にも関わりますので、先ほど大島委員も触れられましたけれども、八重山の教科書採択地区問題について、ちよつと確認だけさせていただきます。私、私も大島委員と一緒に先般現地訪問させていただきまして、沖縄県教委、石垣教委、そしてまた竹富の教育委員会の皆さん、余りじつくりとというわけにはいきませんが、しっかりと意見交換、お話をさせていただきまして、竹富島で竹富小中学校にも訪問して、現場の状況、また現場の校長先生、教員の皆さん、お話をさせていただいて、この三年間のこの問題について、なぜ残念ながらここまで問題が継続してしまったのかということについても、私なりに理解ができたなというふうに思っております。

先ほど大島委員も触れました、先般の教科書無償法の議論のときに当委員会、私自身も資料も出させていただいて、かなり小規模の町村も単独で採択地区、それでもしっかりと教科書の研究、採択、やっておられるということも大臣と議論をさせていただきまして、改めて竹富教委とお話をさせていただいて、ある種、ちよつと大島委員と二ユアンスは違いかもしませんが、私自身

は、竹富教委の皆さんはその責任の重さ、教科書選定を本当に町教委独自でできるのかということについては大変重く受け止めておられるなということも実感を感じ、だからこそ、非常に、どうきちんとやるのか、責任持ってやるのかということについて、教育長以下教育委員の皆さん、本当に真摯に考えているんな対策を講じられ、それをもつて沖縄県教委との協議に臨まれたというふうに理解をしております。

そこで、大臣に確認だけで、後ほど多々本題の質問がありますので、時間の関係もありますので確認だけですが、まず、先般二十一日に沖縄県教委が竹富単独で採択地区設定、決定をされたわけですが、これについて、文科省として、それについてはその沖縄県教委の決定を尊重するということよろしいか、それだけ確認をお願いいたします。

○国務大臣(下村博文君) 今回の改正の趣旨、共同採択地区というのは、地域の地理的、自然的、経済的、文化的、そういう諸条件の中で教科書の調査研究体制の有無も更に考慮しながら行うべきものであるというふうな考えをしております。八重山地区は、いらつしゃつたということでもよくお分かりますが、竹富町も、実際は竹富の中にあるのではなく、石垣島の中の、石垣市の中にあるわけですね。ですから一体化しているというところで、これは石垣市においても、あるいは与那国町においても、ここは共同採択地区としてほかの自治体は望んでいないという経緯もある中で、しかし最終的に竹富町が単独採択をしたいということについて、今回の法律改正の立て付けは都道府県の教育委員会が最終的には判断するということであるわけでございます。

ですから、都道府県の教育委員会が、今後ともこの調査研究体制について竹富町ができると、そして県教委もそれについてフォローをするという中で判断ということでありまして、そういう法律でございますので、決めた以上はしっかりと、後々やはりあのときの選択は間違いだと言われないような、責任を持った、竹富町の教育委員会においても沖縄県の教育委員会についても、対処していただきたいと思います。

○石橋通宏君 ありがとうございます。

やっぱり是非その辺について、我々も実際にお話しさせていただいたときに、しっかりとやっていただけたらいいなというところもお願いをしまして、文科省としても、今後しっかりと現場で対応いただけるように、そういう意味での応援をよろしくお願ひ申し上げたいと思います。

もう一点だけ、これはもう既にメディア等で、大臣、記者会見で言われておりますので、ここは委員会での確認だけですが、竹富町教委に対する違法確認訴訟はこれは行わないということよろしいですね。

○国務大臣(下村博文君) 結果的に、来年以降竹富町が単独採択地区になったということを沖縄県教育委員会が判断したということで、来年度以降使用される教科書についての違法性は生じなくなつたわけでありまして、しかし今年度使用している教科書の採択についての違法性はこれは変わらないわけでありまして、

そのため、違法確認訴訟について、法律論としては提起することも可能でありますけれども、この訴訟についてかなり時間が掛かるということ、最終的な決着が出たとき半年以上実際は経過していったとして、既に生徒たちは違う教科書を使う使っているわけでありまして、それをメンツのような形で途中で変えさせるといふことにおいては、これは子供には罪がないわけですから、そのときの県教委や竹富町の教育的な判断は間違っていたとはいえず、子供には罪がないということ、違法確認訴訟はしない、あえて提起しないというふうに判断をいたしました。

八重山はこれまで一体としてやってこられたといふことも含めて、教科書の研究等々を、もちろん協力していろいろと努力をされることについては、それはいろいろと現場でまた取組を協力されればよいのではないかとというようなこともお話をしてみたい。

今後、今回新しい改正法に基づいて、いろんな全国で採択地区の見直しですとか改善ですとか、単独で町村で採択地区設定されるような動きもひょっとすると出てくるかもしれません、そういう場合でも、これまでの経緯も踏まえた上で、近隣の自治体と協力、連携しながら、共同研究ですとか、採択後の同じ教科書を使っておられる町村が連携して、いろいろと先生方が共同でいろんな取組をされるのか、そういうことはもちろん妨げられないと思いますし、逆にそういうのは文科省としても応援をしていけるとは思います、その点はそういう理解でよろしいか、大臣、確認だけお願いします。

○国務大臣(下村博文) 先ほど大島委員から竹富町は教員がたくさんいるから十分調査研究も独自にできるという御指摘がありました、できる教科もあれば全く担当の先生がいらない教科も実際のところあるんですね、それをどうするかということについては、沖縄県教育委員会は、OBとかそういうことで県教委がそのカバをするということをやられていました。

ですから、これは文科省がするということではなくて、それぞれの市町村の教育委員会が協力しながら、あるいは都道府県の教育委員会が協力しながらということについてはこれは妨げるものではないと思いますし、子供にとってはよりよい教科書を教育委員会が責任持って選ぶということは必要なことであるというふうに思います。

○石橋通宏君 大臣が今最後に言っていたように、まさに子供たちに近いところで子供たちにふさわしい適切な対応がなされるようにということで県教委の方には頑張っていたかと思ひますし、これから全国各地の都道府県教委、同様に

しっかりと対応いただければというふうに思いますが、

今大臣言っていたことはこの後の地教行法改正案の話にもつながる話だと思いますので、以下、改正案についての質問に入っていきたいというふうに思います。

まず、本会議でも答弁をいただいておりますけれども、今回、教育長、先ほど午前中の質問にも多々ありましたけれども、教育行政の責任の明確化ということに関連をして、今回は教育委員長、教育長、これを統合することによって教育長に責任、権限を一元化したということをお話をいただきました。

改めて、本会議答弁いただきましたけれども、今回、新教育長、人によつてはスーパー教育長という表現もされますが、新たに付加された権限も含めて、いかなる権限、責任を持つことになるのかということについて、これは政府参考人でも結構ですので、改めてこの場で確認をいただけますでしょうか。

○政府参考人(前川喜平君) 改正案におきます新しい教育長、新教育長でございますけれども、これは現在の教育委員長と教育長を一体化するというものでございますので、まず教育委員会を代表し、また教育委員会を主宰する立場になるわけでございます。また、現在の教育長と同等の職務を行うということでございますので、教育委員会の所管に属する事務全般についてその執行責任を負い、またその事務局を統括すると、こういうことになります。

○石橋通宏君 改めて本会議答弁で確認をすれば、新教育長、スーパー教育長は、教育委員会に属する全ての事務をつかさどると。事務局を統括、所属の職員を指揮、統括する、教育委員会の会議を招集し主宰する、教育委員会を代表する権限を持つと。

以上、端的に言つて、新たなこの法律案の下では権限を持つということで、これは確かに絶大な権限を教育長が持つ、同時に責任も持つわけで

ありますけれども、この場合に、やつぱり我々が改めて心配しておりますのは、このスーパー教育長、新教育長が、逆に教育行政、権限をこれだけ持つことによつて、教育委員会、教育委員の関与をむしろある種ないがしろにして、教育長が専横的に様々な教育行政を執行することも可能になるのではないかと、このことを一つ大きく心配をしております。

大臣、教育長が新しい法案の下で、教育委員会を、例えば会議を開きせず、又は会議について自分の都合のよいように自由にコントロールをして、首長との連携で教育委員会から委任された事務を独断的にどんどん進めて進めて進めて進めていく、教育委員会には結果だけ報告をして経過については全く相談をしないということも論理上可能になると思ひますが、それは可能になるという理解でよろしいですか。

○副大臣(西川京子君) 今回の改正十四条第二項において、「教育長は、委員の定数の三分の一以上の委員から会議に付議すべき事件を示して会議の招集を請求された場合には、遅滞なく、これを招集しなければならない」と規定されております。この場合、教育長の、遅滞なく会議を招集しなければならないが、一般には定例の会議の開催日より早い時期が想定されておまして、教育長が教育委員会会議を開催せずに独断的に教育行政を遂行することはできないと考えております。

○石橋通宏君 今遅滞なくと言われましたが、あわせて、定例の会議の前と。これ、衆議院でも前川局長が、請求があれば即座に開催するという意味の言葉ではございませんという答弁をされております。

遅滞なくというのは、即座に開催するという意味の言葉ではございませんというのと、意味が不明ですが、これはどっちの意味なんですか。

○政府参考人(前川喜平君) 法律用語としての遅滞なくというのは、直ちによりは一定の幅があるということでございますし、しかしながら合理的でない遅延は許されないというような意味合いの

言葉ではないかと考えております。

したがいまして、この場合の遅滞なくというのは、少なくとも次の定例日があるのであればそれよりは前に開催する、招集するということの意味としてはあるのではないかと考えているところでございます。

○石橋通宏君 今、次の定例日と言われましたけれども、教育委員会の会合というのは、これは毎週毎週行われるものではないですね。毎月毎月行われるものでもないですね。自治体によつては、年に数度という自治体もあるやに聞いておりますが、次の定例ということになりますと、ひょっとすると半年先の定例かもしれないですね。

ということ、この遅滞なくというのは、今言われた、まあ次の定例会議の前までにやればそれが遅滞なくということになるのではないかと、これは全く意味がないのではないかとと思ひますが、大臣、これ、どういう理解をすればいいんですか。

○国務大臣(下村博文) 平成二十四年度の教育委員会協議会等を含む教育委員会会議の平均開催回数は、都道府県、政令指定都市で平均二十九・八回、また市町村で十五・四回であります。ですから、月に一・五回程度は、少なくともですね、開かれるという状況ではないかというふうに思ひます。

直ちにというのは法律用語で一切の遅延が許されないもの、また、遅滞なくというのは時間的即時性が要求されるが正当な又は合理的な理由による遅延は許容されるということでございますので、常識的に考えて半年後とかいうことは、それはあり得ない話であつて、それは当然その月のうちに、少なくともですね、その次の会合よりも前という程度の範囲内だというふうに考えます。

○石橋通宏君 先ほど大臣、平均で出していたんですが、平均で出すと確かにそういう数字になるんですが、これ私も見ましたけれども、要は自治体間格差が大きい。教育委員会格差があります。開催を余りされていない自治体も実は十数%

あります。

ということば、むしろこういう事態を、残念ながら教育委員の側から会議の開催請求をされるようなそういう自治体は、やはりふだんから教育委員会が余り開催されていないとか、余り教育長と教育委員の間の情報交流がないとかいうところがやつぱり教育委員側からこの十四条に基づく請求があるわけでありまして、ふだんから、大臣、頻繁にやられていなければあえて教育委員から請求することはないのではないかとと思うわけで、とすれば、むしろそういう事態を、今回、教育長にこれだけ権限が集中されるわけでありまして、まさに、教育長が残念ながら教育委員会を余り開催せず、だからこそ教育委員の側から十四条を用いざるを得ない場合、こういった場合にやられるとすれば、半年ではないというのは、さすがに大臣、今言われましたけれども、遅滞なくの幅はせめてもう少し遅滞なくだと思いますが、この辺について、ちよつと、遅滞なくという範囲、もう少し幅狭めて、大臣、言っていただけないかと思えますが、どうですか。

○国務大臣(下村博文君) それは基本的には石橋委員の趣旨のとおりだというふうに思います。この場合、ほとんど開かれていないということと教育委員から是非教育委員会を開くべきではないかということの会議の招集請求とともに、もう一つは緊急事態、子供のいじめ問題等で次の教育委員会を待っていたら対応できないのではないかということでの緊急における教育委員会の開催要求でもあるのではないかと思います、いずれにしても、その地域住民が非常識と思われるような会議のローテーションあるいは次の会議を開くということがあつてはならないわけでありまして、当然それは常識の範囲内で適切に対応していただきたいと思ひます。

○石橋通宏君 常識の範囲内で適切に、合理的な範囲内ということだと思ひますから、是非そこは今後の運用、今後将来的には、もし成立をしたら徹底していただきたいなというふうに思うわけ

であります。

もう一つは、先ほど、委員の三分の一、十四条はそういう規定になっております、委員の三分の一と言われましたけれども、これ、ほとんどの市町村教委というのは委員が四人、教育長プラス委員が四人だというふうに理解をいたします。委員が四人ということは、三分の一以上ということは二人は必要だと、つまり五割は必要、二分の一必要だということになってしまひます。

とすると、今まさに大臣が言っていた、例え緊急事態への対応で教育委員会をすぐに開かなきゃいけないんじゃないかと、本来、誰か教育委員の一人が、ちよつとこの問題、何か具体的に対応を教委としてすべきではないかということに気付いていただいたとき、まさにそういうときに適切なタイミングで教育委員会を開いていただければ、何も三分の一要件を付す必要はないのではないかと。もつと人数が多い場合は、さすがに、例えば十人、二十人の委員会でもオーケーとしてしまふと大変なことになってしまふかもしれないが、四人の場合に、三分の一要件で結局は二分の一要件だと、実質的にというの、ちよつとその迅速性、まさに適切なタイミングでということについても、要件として適切ではないのではないかと思うんですが、大臣、先ほどの答弁との絡みでいつて、この三分の一、本来、四人のところは一人でもオーケーにすべきではないかと思ひますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(下村博文君) 一般的に、公安委員会や人事委員会等のほかの行政委員会においては、委員からの会議の招集の請求を求める規定はそもそも入っていないということでございます。今回の改正におきまして、新たな教育長が、御指摘のように、他の委員と比較して強い権限を有するため、教育委員が教育長の事務執行をチェックできる仕組みが必要であるという点から、他の合議体の類似の例として、これは行政委員会以外ですけれども、三分の一以上の構成員の請求を要

件としてゐるものが多いから同様の要件にしたという経緯があります。

一方で、御指摘のように一人でもいいのではないかということもありますが、その場合には、例えば、それぞれの教育委員会によって、実際は定数は条例で定めることができることによって、必ずしも五人ではなくて、もつと少ない多い、そういう教育委員会もあるわけでございます。その中で、例えば一人でも委員の意思によつて開けようということになると、頻繁に教育委員会会議の招集を求められるおそれがあるということの中で、三分の一以上の構成員の請求がほかの全体的な合議体との類似のバランスの中で望ましいのではないかとということから、三分の一以上というふうにしたところであります。

○石橋通宏君 ほかの合議体云々は分かりますが、ストリートにちよつと質問にお答えいただけないので。

本来、緊急事態等々への対応ということを考えれば、まさに、大臣、ふだんから適切に教育委員会行われているところについては恐らくいろいろな事態が発生しても迅速に対応されるんだと思うんです。そうでないところについて、まさに教育委員の側から提起ができるというのが第十四条の趣旨ですから、この辺について、ちよつとここではこれ以上突っ込みませんが、是非、本来の趣旨からいけば、四人の教育委員が市町村では圧倒的に多いわけですから、そういう場合には一人でも必要に応じて対応できるように考えていただくべきではないかなというふうに思つております。

一つ、教育長がこれ、この十四条に基づいて、先ほど遅滞なく適切な合理的な範囲内ということとを言われましたが、それに教育長が応じない場合、教育委員の側から何らかのアクションは取れるんでしょうか。

○政府参考人(前川喜平君) この十四条に基づきまして、教育委員の三分の一以上の求めがある場合に、教育長は会議の招集をしなければならぬというところになるわけでございますけれども、こ

の会議を招集しないという場合は、これはまさにこの改正法に基づく規定に違反する状態になります。そのようなことがあつてはならないということになるわけでございますけれども、仮にそのようなことがあつた場合には、これは、場合によりましては、罷免要件に当たります職務上の義務違反になることもあり得るというふうに考えております。

○石橋通宏君 職務上の義務違反になり得るということでありました。その辺の、具体的に、じゃ、教育委員からどのようにアクション取るのか、細かいことは今後規定されていくんだと思ひますけれども、教育長として開催要求に真摯に応じる、応じなければ規定違反だということを確認いただきました。

もう一つ、これ併せて確認したいんですが、これまで現行法では、私の理解が正しければ、教育長に対する指揮監督権限、これは教育委員会が持つているということであつたと思ひます。新たな改正法の下では、教育長に対する指揮監督権限というのはどこにあるんでしょうか。誰も持つていないのか。誰が指揮監督権限を持つてんでしょうか。これ、大臣、お願いします。

○副大臣(西川京子君) 現行の地教行法では、教育長は教育委員会の指揮監督の下に教育委員会の権限に属する事務をつかさどる、第十七条で規定をしておりますけれども、教育委員会は現行の教育長に対して指揮監督権を有しております。

一方、改正案においては、新教育長は執行機関である教育委員会の代表者であることから、教育委員会による指揮監督権は規定されております。合議体の意思決定に基づき事務を執行する立場であることには変わりがないわけでございますので、合議体の意思決定に反する事務執行を行うことはできない、実質、というふうに考えております。

○石橋通宏君 しかしながら、誰も教育長に対しては指揮監督権はない、法律上は規定されていないという理解でよろしいですね。そこだけ確認し

てください。

○副大臣(西川京子君) 実質上、合議体の意思決定に基づいて執行する立場であること、立場上は意思決定に反する事務執行はできないというものと考えておりますので、規定はしておりませんが、事実上はできないものと考えられます。

○石橋通宏君 しかし、先ほど確認いただきまして、新教育長は絶大な権限を与えられているわけでありまして、確かに合議体としての教育委、しかし、それをつかさどるのは教育長でありますから、それを指揮監督する、要は監督、チェックするというのが、じゃ、どうなるのかというのは、これは今回の改正案の中で大変重要なポイントだと思います。

そこで、この問題一つ大きく残るということは指摘をさせていただきながら、教育長に対する議会によるチェック機能について確認をさせていただきたいと思います。

今回、教育長の任免、任命、罷免に当たりまして、教育委員もそうですが、首長さんが任命され、それを議会の同意を求めておられます。議会の同意手続ですが、これは衆議院でも議論になっておりますけれども、具体的に議会の同意プロセスについてどのような、これ最終的にはもちろん各現場で判断されるものと理解をしますが、政府としては、議会の同意プロセス、具体的にどのようなプロセスを議会に、これチェック機能の強化と言っておられるわけですから、どのような強化されたチェック機能を議会が果たすことをこの同意プロセスで求められるでしょうか。

○国務大臣(下村博文君) 今回の改正案によりまして、まず首長は、教育長を直接任命することに加え、大綱の策定や総合教育会議の設置を通じてこれまで以上に教育行政に関与することになりますが、その際、議会が十分にそのチェック機能を発揮していくことは重要であるというふうに考えます。

それから、現行の教育長については、教育委員としての任命、罷免に当たり議会同意が行われて

おりますが、今回の改正案においては、現行の教育委員長と教育長を一本化した新教育長の任命、罷免に当たり議会同意を行うことになるわけであります。つまり、今までは教育委員を議会同意し、その後、教育委員から教育長を選ぶということとであったわけですが、今度は直接教育長を議会が同意をする、首長が任命することによって、そういう議会同意の今までと違う部分が出てくるわけであります。その際、任期について、教育委員より一年短縮し三年としており、議会において従来以上に職責が重くなる新教育長の資質、能力をより丁寧にチェックすることが求められます。

一方、教育委員の任命、罷免について、これは特に変更があるわけではありません。

教育長及び教育委員の業務執行状況とその内容については、現に現行法におきましても、毎年、教育委員会自身が行う事務の管理及び執行状況に関する点検・評価報告書の議会への提出が規定されているほか、議会の本会議や文教委員会等におきまして教育委員会の事務執行についての質疑が行われており、これについては改正案において変更はありません。

いずれにしても、これらの機会を通じて、議会が教育委員会をチェックし、教育行政に住民の意向を反映させていくことが必要であると考えます。

○石橋通宏君 済みませんが、質問してない部分の答弁がほとんどで、質問していることにお答えいただけていませんが、教育長の、首長さんが任命する、それを議会の同意を求めたときに、議会はどのような具体的に同意プロセスを期待をされているのかということをお聞きしたので、議会に求められている同意のプロセスの在り方、その具体的内容、とりわけ、今回、教育長のこれだけ権限、責任を一元化して重たくなったということに伴って、今のプロセス以上の議会の役割、責任、チェックプロセス、同意プロセスを考えておられるのかどうか、そこも含めて、そのことを教

えてください。

○国務大臣(下村博文君) 議会の同意プロセスとすることではありますが、これは教育長と教育委員で異なるものではありませんが、新教育長については、これまで以上に職責が重くなるということ踏まえて、例えば議会同意に当たって所信表明を聴取するなど、議会において教育長の資質、能力をより丁寧にチェックするというようなことが期待されるというふうに思います。

○石橋通宏君 法律上は規定がありませんが、それだけ議会に同意プロセスをきちんとやっていただくべきだということの今、大臣の答弁だったと思います。

今、大臣、教育長、教育委員はプロセスは異ならないというふうにお話をされました。その関係で、しかし、第四条の教育長、教育委員、これ任命の基準といいますが、要件が異なっています。教育長は、教育行政に関し職見を有するもの。教育委員は、教育、学術及び文化に関する職見を有するもの、これは現行どおり。教育長については、新たに、教育行政に関する職見を有するものと、あえて教育委員とは異なる要件を法文上記しておられます。

ということは、議会が同意プロセスをやるに当たって、当然法律に基づいて同意プロセスをやるわけでありまして、そうすれば、この法文にのっとっていけば、プロセスは同じでも判定基準は教育長と教育委員では異なってしまうのではないかと、いや、異ならざるを得ないのではないかと思います。これは、あえて議会に対して、異なる要件、異なる基準で同意プロセスを行うように要求するために第四条の規定を変えているのでしょうか。変えているとすれば、その根拠は何でしょうか。

○国務大臣(下村博文君) まず、教育委員については、その資格要件は変更しているわけではありませんが、単に一般的な識見があるということだけではなくて、教育に対する深い関心や熱意が求められるところでありまして、例えば、午前中も

議論されておりましたが、コミュニティ・スクール等の関係者を選任したり、あるいは教育に対する高度な知見を有する者も含めるなど、幅広い人材を得ることが必要であると考えます。

新教育長については、教育行政の責任体制を明確化する趣旨から、現行の教育委員長と事務局を統括する教育長を一本化した新たな職を設けたものであるということのため、教育行政に関し職見を有するものを更に要件としたところであります。この場合におきまして教育行政に関し職見を有するものとは、教育委員会事務局や教職員の出身者だけではなく、教育行政を行うに当たり必要な資質を備えていれば、それは幅広く該当するものでもあるというふうに思います。

議会は、おのずと教育長と教育委員のそういう選任に向けて、そういう趣旨にのっとって、先ほども申し上げましたが、特に、例えば教育長等は所信表明を聴取するなど、そういう形で議会において教育長の資質、能力についてはより丁寧にチェックすることを期待をしたいと思います。

○石橋通宏君 今御説明いただきましたけれども、逆に、これは教育行政に関わった経験のある者だけを限定して教育長の候補者とせよということではないと。つまり、今各自自治体でいろんな取組があつて、むしろ民間で活躍をされた方々、そういう方々に民間での経験を踏まえて教育長になつていただいて、いろんな取組があつていいんだと思います。まさに。

しかし、これ、法文上こうしてしまうことによって、まるで教育行政に関わった人間、直接的な経験がある人じゃないと教育長としては駄目だよというようにすることに取られないとも限らないので、大臣、そこは明確に否定をしていただいて、つまり、それ、こう規定してあるけれども、あらゆる人材をそれは現場の判断でしていただければいいんだということではよろしいですね。

○国務大臣(下村博文君) それは御指摘のとおりであります。一方、全くの素人というわけには

やつぱりいいかと思ひますので、教育行政に対し識見を有するというのが過去形であるかもしれないし、現在進行形としても、例えば今回の法改正を前提として兵庫教育大学等が教育長の養成、大学院コースをつくりたいと、これをほかの大学院にも連携をしながらやりたいというような話もございませう。こういう大学院やあるいは大学等で、新たな教育長やあるいは教育委員の養成コース、研修コース等を設けることによつて幅広く地域住民から評価されるような、そういう教育長を選任していただきたいと思ひますし、御指摘のように、もちろん教育行政以外で教育的な識見を持つていらっしゃる方々に対しても積極的に新教育長としては是非首長は考えていただきたいというふうに思ひます。

○石橋通宏君 ちよつと今、大臣、微妙な答弁だったので、この辺はちよつと今後の委員会審議でまた議論を深めたいと思ひますが、やつぱり国が一定の基準はめて特定の資格要件を持つ人しか教育長になれない、これはまさに地方の独自の、それぞれの地方にふさわしい教育長を決定するというところについて国の関与が強過ぎてしまうのではないかなという心配があると思ひますので、この辺はちよつと慎重に今後また議論していければと思ひております。

そこで、今ちよつと教育長の任命、罷免の議会の同意の在り方について伺ひましたが、一点確認ですが、一旦教育長が議会の同意を経て任命された、その後様々に教育長が教育行政遂行されるわけでありませうけれども、その後の教育長の任務遂行、職務遂行について議会がどのように定期的にチェックするのとか。先ほど教育委員会から定期的に報告があるということはありましたが、それ以外に、例えば定期的に教育長が議会で教育行政の進捗状況について報告をされる、審議をされる、そういった議会としての具体的な役割、これは期待されるんでしょうか。

○副大臣(西川京子君) 教育長及び教育委員の業務執行状況と内容については、現に現行法において、毎年、教育委員会自らが行う事務の管理及び執行状況に関する点検・評価報告書の議会への提出が規定されております。それから、議会の本会議や文教委員会等において教育委員会の事務執行について質疑が行われており、改正案において変更はございません。

これらの機会を通じて、議会が教育委員会をチェックし、教育行政に住民の意向が反映させていくことが必要であると考えております。

○石橋通宏君 今議会でいろいろと質疑が行われているというふうな話もありましたが、これは全ての議会、全ての市町村、自治体でそういうことが行われている事実を文科省は確認をされているんですね。

○政府参考人(前川喜平君) 全ての自治体の議会の議事をチェックしているわけではございませんけれども、通常、教育行政に関しましては教育長が答弁に立つというふうなことで、議会に対する説明責任を果たしているというところでございませう。

地教行法に基づきます教育委員会の点検・評価の報告書につきましては議会への報告が全て行われていると承知しておりますけれども、その方法につきましても様々ございませう。本会議、委員会とで説明するケース、あるいは委員会だけで説明するケース、また書面による提出のみというケースもあると承知しておりますけれども、いずれにいたしましても、この教育委員会の点検・評価報告書につきましても、議会に提出し、議会の審議の対象となり得る形で説明責任が果たされているというところでございませう。

○石橋通宏君 これ、今回、議会の役割、大変重要になつてくるというのは先ほど来大臣も答弁いたしているとおりでありますので、定期的な報告、どう議会がきちんと扱って質疑もされているのかということについては、改めて状況確認もさせていただけばというふうに思ひます。

続いて、教育長の罷免事由について伺ひをします。

これ午前中にも若干話がありましたが、第七条で罷免事由に職務違反というのが規定されております。先ほど、例えば教育委員会からの会議開催要求に従わない場合はこれ事由に当たるのではないかと御発言もありましたが、最初に確認ですが、第十一条第八項の規定があります。ここには、教育長は大綱に則して意を用いなければならぬという規定もございまして、これだけ文言読むと、大綱に則して教育長、教育委員が職務執行しなかつた場合にはこの職務上の職務違反に当たるというふうに読めてしまひますが、これはそういう理解ですか、そうではないんですか。

○政府参考人(前川喜平君) この改正法案の第十一条第八項でございませうけれども、これは意を用いるということを用いるものではないと思ひますが、この意を用いるというのは、これは訓示的な規定であるということとございまして、大綱に定められていたことを全て実現しなければいけないという趣旨のものではないと思ひます。

○石橋通宏君 第十一条第八項の規定は、これは訓示的なもので義務違反には当たらないという答弁でしたので、それ確認させていたくださいますか。

それでは、第一条の四の第八項に、総合教育会議において構成員の事務の調整が行われた事項については当該構成員はその調整の結果を尊重しなければならない、これは衆議院でもいろいろと質疑があつたと思ひますが、これは、改めて、この調整の結果を尊重しなかつた場合には職務違反に当たるというところで、大臣。

○政府参考人(前川喜平君) 調整の結果につきましても、これは先生御指摘のとおり、首長及び教育委員会双方に対しましてそれを尊重する義務が生じるわけでございますので、これを全く尊重しないということがあれば、これはこの義務に違反するということになり得るわけでありませう。

○石橋通宏君 この場合の第八項が言う総合教育会議において云々調整の結果というのは、これは大綱も含まれるということですか。

結果記述された内容はそういうことでございませう。

○石橋通宏君 ここで問題になるのが、これもいろいろと衆議院で質疑ありましたが、今、調整の結果書き込まれた部分については尊重義務が生じると。しかし一方で、これ大臣も答弁されてい

ますが、調整が整わなかつたにもかかわらず大綱の決定権者として首長が書き込んでしまつたと、それについては当然教育委員会側は尊重義務はないという答弁だつたと思ひますが、まず、ここで確認まで、そういう理解でよろしいんですか。

○国務大臣(下村博文君) そのとおりでございませう。

○石橋通宏君 そうすると、そういう事態はあつてはならないというのはこれは大臣も言われてい

るとおりだと思ひますが、仮にそういう事態が残念ながら生じてしまつた場合、教育委員会が同意しなかつたけれども、首長が自ら決定権者として大綱を定めてそれを公表しました、これは公表義務がありますから公に公表するわけですが、公表して、そのときに教育委員会はいかにしてその中のこの項目は我々は同意しなかつたということを公表するんですか。

○国務大臣(下村博文君) まず、大綱は総合教育会議における首長と教育委員会との協議を経て策定されるものでありまして、総合教育会議は原則として公開で行われ、そして議事録の作成、公表も努力義務とされているところでありませうが、文部科学省としては、これは是非公表するように、指導通知をしながら努力をしていただきたいというところを働きかけて法案が成立したと思ひます。ですから、基本的に公表するということについて、議事録についてもそのような対応をしていただきたいと考えております。

また、御指摘のその首長が大綱に記載したいと主張している事項について教育委員会会議において検討する場合も考えられますが、教育委員会も原則として公開で行われ、今回、新たに議事録の

作成、公表を努力義務として規定したところでもありまして、それぞれオープンになっているというところでございます。

このように、大綱の策定過程は住民に公開されているものであり、仮に大綱の記載をめぐって首長と教育委員会の調整が付かない場合や、あるいは首長が調整が付かない事項を大綱に記載した場合には、こうした総合教育会議や教育委員会会議での議論を通じて住民が明らかにするというふうを考えております。

○石橋通宏君　つまり、住民がそれを全部議事録読んで判断しなければいけないということですか。そんなことあり得ないと思います。

それで、今、問題は、可能性として、もう大臣認められておられるので、大綱に教育委員会との協議が調わなかったものについても首長さんが書き込んでしまう、これは妨げられないということです。その事態になって、しかし一方で、大綱で協議が調っていない事項については尊重義務があるというふうにも規定をされていて、この義務違反では罷免事由になり得るという組立てになっています。

そうすると、仮にそのような事態が起こってしまったときには、教育委員会側は、これ明示的にはつきりと、ここは我々は同意しなかったのに首長がそれを大綱に書き込んでしまった、ここはこの、この部分は我々は同意していないということをはたらかの形で公表する事態に残念ながらならざるを得ない、そうしないと自分たちの責任問題に教育長も含めて発展してしまいますから。こんな事態が、もしそうなると思えば、これとんでもない混乱だし、現場に大変な問題を引き起こしてしまうことになるんだと思います。

大臣、なぜそれが可能だというふうにしてしまうのでしょうか。むしろ、協議が調わなかった事項は大綱には書き込まないというふうによつてしまった方が、大綱の位置付け、そこがはつきりするし、責任の所在も双方が、まさに総合教育会議というのは調整機関だというふうに大臣言われて

いるわけですから、調整機関として調整の結果が大綱であって、調整できなかったものについては書き込まないというふうに明示していただいた方が、順調に教育行政執行されますし、現場に混乱も引き起こさないというふうに思うんですが、なぜそうしないんですか。

○国務大臣(下村博文君)　先ほどまず答弁をさせていた、ただつもりですが、総合教育会議もそれから教育委員会もそれぞれ原則公開、それから議事録の作成、公表、努力義務ということで、今御指摘のようなことで、総合教育会議の中で協議、調整付かなかったことについて首長が書いても、その教育委員会の権限の範囲内のことについては、これは教育委員会としてはそれに従わなくてもいいということについての議論というのは、当然、総合教育会議の後を受けて教育委員会でもそういう議論はされるでしょうから、住民にはいつもオープンになっているという部分があると思います。

総合教育会議そのものの主宰がこれは首長ということでありまして、まず総合教育会議そのものは首長が開くわけですが、一方で、首長の教育における予算執行的な権限部分と、それから教育委員会が持っている教育における事務的なことを含めた権限部分は、それぞれ執行機関として二つあるわけでありまして、それについては今までもおり独立した執行機関として教育委員会も認めるということの中で今回は総合教育会議ということでありまして、基本的には首長が教育長を直接任命権を持つて任命することでありまして、調整として協議が調うというのは前提でありまして、しかし、それは二つの執行機関がそれぞれあるということ、調わないことも可能性としてないわけではないので、それであっても、全部首長が教育委員会の権限を侵食して持てるということではありません。しかし、どうしても書きたいということについては、これは主宰は、総合教育会議の主宰は首長ですから、それ自体を排除するということは法律上はすべきではない。しか

し、法律の本来の趣旨は、これは、協議した、調った部分を、とことん議論する中で、総合教育会議の中で大綱として書き込んでいただきたいというところでは期待を申し上げたいと思います。

○石橋通宏君　恐らく大臣も、仮にそういう事態になってしまったら大変だなと思われながら答弁されているんじゃないかなというふうに思っています。これは、むしろ答弁の中でははつきりと、大臣、先ほど前提と言われたけれども、いや、それがもう基本だともう言い切つて、断言して言っていた方がこれすんなりいくと思います。これ、大綱は四年、五年続くものだというふうには理解しています。仮に、そういうふうな両者が協議が調わないものについて決定されてしまつて、それが何年もその地方の指針になるということは、これは本当に恐るべき、あつてはならないことだと思います。だったら、そこをむしろ明確化していただいて、ちゃんと調べて大綱を作つて、それが、それぞれ首長さんも教育委員会もそれぞれの職務執行権限に基づいて真摯に尊重してやつていくんだという方がよっぽどきれいだし、本来の趣旨に沿うのではないかと。

この辺、恐らくこれからも議論あると思います。これ、大臣、むしろ是非、答弁修正していただいて結構ですから、そうしていただければというふうには私自身は個人的には思つております。時間がありますので、ちよつとその後の質問へ行きますが、教育委員会の、今回、事務局の体制強化について、いろいろと先ほど来、教育長に対するチェック、監査機能の強化、これは議会、そして教育委員会それぞれあるわけですが、むしろ私が着目しているのは教育委員会事務局の体制強化という点でありまして、今回の改正案では、私の理解でいけば教育委員会事務局の体制については改善若しくは強化というのは特に図られていないという理解です。これがなぜなのかと。

教育長がスーパー教育長になり、そして総合教育会議が設置をされる、しかし事務局の体制は現状のままというのは、これは明らかにちよつと違う

うのではないかなというふうに思うわけです。これ、大臣、どういう判断なんですか。

事務局は今までの十分に機能をしていると、午前中のあれは石井委員の質問だったかと思いますが、規模の小さい事務局というのめたくさん全国にはあると、しかし、今回、新たな業務というのも発生してしまうわけで、そこは本来であれば事務局の体制強化、改善というののもう求めなければならぬのではないかと思います。なぜこれが今回ないんですか。

○副大臣(西川京子君)　先生御指摘のように、今回、教育制度の課題の中で教育委員会が非常に閉鎖的で隠蔽体質があるという御指摘がありました。が、これ、かなり事務局の問題であるという側面も大きいと考えられております。そういう意味で、事務局職員の育成については、運用の改善を促していくことはもちろん大変重要なことだと考えておりまして、全く事務局の体質を何もしなく

ていいとは思っておりません。そういう中で、各委員会においては、教育職、行政職、いずれの職員につきましても、一層の行政能力の向上の観点から、教育内容など専門的な内容と管理的業務の双方についてバランス良く職務を経験させるなど、計画的な人事異動、これを行うとともに、職員に対する研修の充実を努めていくことが必要であると思ひまして、これはもう文科省でもこの研修の充実ということは考えてま

いりたいと思っております。また、教育行政に高い専門性を有する職員を確保するため、教育委員会プロパーとして職員を育成することも一つの手法ではないかと、そして、教育委員会事務局と首長部局が連携して人材育成の方針を検討することが重要であると考えておりまして、現在、様々な研修を実施しているところでございますが、今後も各都道府県委員会とも連携して更にその充実を図つてまいりたいと思つております。

○石橋通宏君　問題が二つあると思つてしまし

た。首長さんの関与が新たに生じてくるということになりました。これ、私の理解が正しければ、総合教育会議の事務局も教育委員会事務局が担うというふうに理解をしますが、ちよつとこれ先に確認します。それはそういうことでよろしいですね。

○政府参考人(前川喜平君) 総合教育会議は首長が主宰いたしますので、これはその事務局機能をどこが担うかというのはこれは自治体ごとに判断していただければいいわけでございすけれども、首長が主宰者であることを考えますと、首長部局に置くのが制度的には当然のことであると。しかし、首長が主宰する会議ではありませんけれども、例えば補助執行のような形で教育委員会の事務局がその仕事を担うということは考えられると考えております。

○石橋通宏君 これはちよつと今本場にそういう理解なのか、首長主宰だから首長部局が総合教育会議の中身の準備から調整から何から全部やるということと本場にいいんですか。僕はこれ恐らく、現場の対応では結局は教育委員会事務局が様々に対応されることに現実的にはなるのではないかなというふうに思います。もしそうなるのであれば、今回、教育委員会事務局は、これまでどおりの教育委員会への対応、そしてスーパー教育長、新教育長への更なる対応、それから新たに設置をされる総合教育会議への対応若しくは首長部局との調整、今まで以上に業務量は増えるわけですね。

しかし、先ほど副大臣、育成、養成というスキルの向上というのは言われたけれども、圧倒的にその体制が弱い、人員の少ない教育委員会に対する人員の量的拡大は触れられませんでした。若しくはプロパーとして人を育てるというのが、新たに加配をして教育委員会体制の充実強化を図るということなのであれば、それは納得をしないでもないですが、今回、今のように総合教育会議が設置をされたことによって、事務局は更なる業務に忙殺されることになる。

そうすると、もう一つの問題は、これまで以上に、さつき副大臣触れていただきましたが、教育委員に対する情報提供、情報の共有、様々な常日頃からの連携、これがよりおろそかになってしまふ懸念はないのかということなんです。

大津の事例でも、むしろ大津の第三者委員会では、教育委員会事務局が適切な対応をすることができなかった、情報の共有、教育委員への情報の提供、それができなかったことを一つの大きな要因に挙げられています。

つまり、今回の改正によって、教育委員会事務局の体制、量的、質的、特に量的なところが現行のままだとすると、今まで以上に教育委員会事務局の皆さんがいろんなものに忙殺されて本来の教育委員会、とりわけ教育委員の皆さんへのサービス提供、情報提供、これができなくなつてしまふ。ひいては教育委員会の更なる形骸化にむしうながつてしまふのではないかと思います。これはそうならないでしょうか、大臣。

○副大臣(西川京子君) 先生の御懸念、大変問題意識はかなり共有しておりますが、そういう意味で、これで十分とは言えませんが、今年度の地方財政措置におきまして、都道府県教育委員会における指導主事の地方交付税措置をしておりまして、六名分を増員、これは十五人から二十一人にするということですが、都道府県教育委員会によつて手薄なところの市町村教育委員会に対しての支援の強化、これを通じて学校の指導体制として教育委員会行政の体制の強化を図つてまいりたいと思つております。

また、都道府県教育委員会では、指導主事として必要な専門的知識や指導技術の習得のため、あるいは教育委員会の事務局のために、これ各都道府県教育委員会ですの辺のところをしつかりと対応していただきたいと思いますが、文科省としても、独立行政法人教員研修センターにおいて、指導主事の対象とした研修なども含めて、この教育委員会事務局の体制強化に様々な研修の体制を整えてまいるように検討していきたいと思つており

ます。

○石橋通宏君 そこは是非、今回のこの体制、教育委員会とりわけ事務局のところ、やっぱり現状でどうなっているのか、今幾つか改善点指摘していただきましたけれども、本来しつかりと事務局として責任を果たしていただくべく体制になっているのかどうかという検証も含めて、今後の取組を是非していただきたいというふうに思いますので、そこは重ねてお願いをしておきたいと思ひます。

時間があと数分になつてきましたので、若干ちよつと前後してしまふかもしれませんが、幾つか残りの質問で拾つていきたいというふうに思います。

先ほど大綱の話をさせていただきました。大綱は、繰り返しますが、政府の説明によれば、一回大綱を定めればこれは四年、五年というスパンで有効なものだというふうに理解をしております。そうすると、この四年、五年有効なスパンの中で、この間の大綱がどのように、首長さん、そしてまた教育委員会それぞれの所掌事務において大綱で規定されたことが順調に執行、履行されているのかどうか、これを定期的にそれをチェックする、そういうプロセスというのは、例えば議会がそれを担つてやるとかということにはなるんでしようか。大綱の決定以降の進捗の管理、モニタリー、第三者によるチェックですね、そこをどう考えておられるか、そこをちよつと説明をお願いします。

○副大臣(西川京子君) 今回の改正案におきましては、大綱に関する議会報告については規定されておられません。ただし、透明性を確保するため、大綱を策定又は変更した際には公表することとされていることから、議会において質疑が行われることは十分に想定されております。

また、大綱の実施状況については、大綱に基づく施策を実現するための予算案、条例案の審議、議決、大綱に基づく教育委員会の事務執行に関する日々の審議、毎年の実施が義務付けられている

教育委員会の自己点検・評価の議会報告に対する質疑といった形でチェックが行われるものと考えております。

○石橋通宏君 是非その辺のチェックというか、第三者、今回は議会ですけれども、先ほど大臣が、これ議事録の公表に努めるといふのがあるのが公表をしつかりやつていただけたらというものが、文科省としては極力公表されるように努めていかれるということですので、市民による、住民の皆さんによるチェックというのが促進されるようにしていただきたいというふうに思つておりますので、そこはよろしくお願いをします。

それから、総合教育会議について確認ですけれども、先ほどの大綱については第一条の三の第四項に第二十一条との関係が規定をしております。このところは首長さんに教育委員会の本来の所掌事務について権限を与えるものではないというようないふことが規定してあるわけでありまして、けれども、総合教育会議の部分には第一条に関わる関係というものは特に規定をされていないという理解です。これはどういふふうに理解をすればいいでしょうか。大綱については第二十一条の関係、明確に権利の役割分担がしてありますが、総合教育会議については第二十一条の関係が示されていないので、そういうことは、総合教育会議ではあらゆる事項について議論する、調整するということが除外されていないということになるという理解なんではないでしょうか。

○国務大臣(下村博文君) 改正案では、大綱の策定を首長の権限としたことによりまして、教育委員会が所管する具体的な事務の管理、執行について教育委員会の権限を変更したのではないかとこの疑義を生じかねないということが出てくるわけでございます。このため、第一条の三第四項として、首長の大綱策定権限は教育委員会の権限に属する事務の管理、執行権を首長に与えたものではないという旨の確認規定を設けているということでありま。

一方、総合教育会議は、首長と教育委員会とい

う対等な執行機関同士の協議及び調整の場という位置付けであり、どちらか一方だけで決定するというところではないということから、総合教育会議の設置によつて教育委員会の権限を変更したのではないかという疑義は生じないと考えられ、同様の規定は設けていないというふうにしたわけでございます。

○石橋通宏君　そうしますと、理解が正しければ、先ほど総合教育会議で具体的に何を調整対象とするのかということについて具体的な事例も挙げて説明がございましたけれども、逆に、つまり総合教育会議で扱われる事項については、首長さんがそう決められれば特に制約はないと。つまり、調整が整ったという形さえ取れば、かなりの教育に関わるこれまで教育委員会が専権事項とされていた領域にまで踏み込んで、枠をはめて、総合教育会議の場で調整したというふうに言ってしまうことも可能であるという理解で、そうなるというわけではないかという懸念を大変強く持つてゐるわけですが、結果的にそれは否定できないということでしょうか。

○国務大臣(下村博文君)　地方公共団体における教育行政を一体的にかつ円滑に推進していくためには、予算等の権限を有する首長と教育委員会が連携協力して施策を検討していくことはこれは必要であると考えます。

こうした観点から、第一条の四第一項第一号では、地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策を協議することとしているわけであります。

この場合におきまして、首長及び教育委員会によつて重点的に講ずべき施策に該当するものと判断されれば、教育行政の幅広い事項が協議の対象とはなり得ます。ただ、協議した結果、それは調整を付くか付かないかという問題もあるわけでありまして、協議そのものについてはそれはそういう判断で議論できるということでありまして。

○石橋通宏君　時間が参りましたのでこれで終わりにしますが、今の最後の部分も含めてまだま

だ当委員会で議論を煮詰めていく必要があると感じましたので、今後またしっかりと審議させていただきます。だくこともお願いをさせていただいて、以上で質問を終わりにさせていただきます。

○矢倉克夫君　公明党の矢倉克夫です。よろしくお願ひいたします。

今回の改正に至る経緯には、教育委員会への不信と期待の交錯があつたと思つております。大津の事件などを契機に、教育委員会というのはそもそも求められる役目、責任を果たしていなかったんじゃないかと、特に危機管理対応を非常勤、合議体の教育委員会に任せるのはどうかという議論が巻き起こりまして、不信が極限まで達し、ならば廃止してしまえと、首長に任せればいいじゃないかということになったと思ひます。

ただ、特に教育の分野に関しては首長が体現している民意だけで判断してしまつて本当にいいのか、教育介入への不信、不安と言つてもいいと思ひます。そこから政治的中立性を考える契機となりました。結果、これまで何度も確認してまいりましたが、首長と教育委員会の権限配分は一切変えず、円滑な意思疎通を図る趣旨で総合教育会議というのを今回の改正案で設置をいたしております。この方向性、私は正しいと思つております。この前提で、まず大臣より、これまでの教育委員会に対する評価、これをいただければと思ひます。

〔委員長退席、理事石井浩郎君着席〕

○国務大臣(下村博文君)　現在の教育委員会制度は、これまで約六十年にわたつて教育の政治的中立性、継続性、安定性の確保を制度的に担保しつつ、地域の多様な立場の人たちの視点を反映する観点から重要な役割を果たしてまいりました。

一方、現行制度については、教育委員長と教育長のどちらが責任者か分りにくい、また、いじめ等の問題に対して必ずしも迅速に対応できていない、あるいは、地域の民意が十分に反映されていない、さらに、地方教育行政に問題がある場合

に国が最終的に責任を果たせるようにする必要があり、そのような課題も指摘されているということから、今般これらについての見直しを行うための抜本的な改革を行うものであります。

○矢倉克夫君　地域の声を反映する、他方でやはり形骸化があつたという大臣の評価であつたかと思ひます。

教育委員会に期待される役割を担う理念としてレマンコントロールという言葉がございまして。今回の改正、改めてこの意義を考える契機だと思ひます。なかなか分かるようで分りにくい概念ではあるんですが、改めて御説明をいただきたいと思ひます。

○政府参考人(前川喜平君)　レマンコントロールとは、専門家の判断のみにならず、広く地域住民の意向を反映した教育行政を実現するため、基本的に教育の専門家や行政官ではない住民が専門的な行政官で構成される事務局を指揮監督するという仕組みでございます。

今回の改正案におきましては、教育行政の責任者としての教育長のリーダーシップが高まるわけがございまして、教育委員の職業等に偏りがなく、円滑な意思疎通を図る趣旨で総合教育会議というのを今回の改正案で設置をいたしております。この方向性、私は正しいと思つております。この前提で、まず大臣より、これまでの教育委員会に対する評価、これをいただければと思ひます。

○矢倉克夫君　専門家の判断のみにならず、広く意見を受けるといふ点であると思ひます。

教育政策が、レマン、この定義がなかなか様々あるようで、そこが問題でもあると思うんですが、このレマンに求めるものは何か。今参考人の方からも御説明ありましたが、言い換えれば、教育政策が専門家の意見だけに偏つてしまつてはいけないという趣旨、この点を特にまた改めて御説明をいただければと思ひます。

○政府参考人(前川喜平君)　教育はそもそも住民の日常生活に関係の深い地域的活動であり、地域住民の教育に対する期待も極めて大きいものがござ

います。このため、専門家の判断のみに任せるのではなく、幅広い地域住民の意向を十分に反映できる仕組みとする必要があるわけでございまして。また、教育委員会には、大局的立場に立つて教育行政の方針を決定し得る識見と能力を有することも求められるところでございまして。

こうしたことから、教育委員会につきましては、教育の専門的知識や経験を有する者のみにより構成されることがないよう、委員の任命に当たっては、委員の職業等に著しい偏りが生じないように配慮する旨の規定が設けられているところでございまして。

○矢倉克夫君　私も弁護士という立場で世間的には専門家と言われている職種だつたわけですが、その経験からいえば、やはり当然いろんな分野で専門的知識、経験等は非常に重要なんですが、専門家というのは非常に勉強した方がやはり多くて、物事を考えるとき、自らが勉強した論理、逆に言えば、ある意味Aの場合はBだというような公式、定理と言つてもいいと思うんですが、そういうものを過信してしまう場合がやはりあるんじゃないかなと個人的には思つております。場合によつては人にそれを押し付けてしまふ、そういうような傾向もあるんじゃないかと、これが正しいんだということ。ただ、事教育に関しては、私の感覚ではあるんですが、そういうような専門家の弊害が仮に起きた場合の悪影響が余りに多いんじゃないかと。

我々公明党、常に訴えているところは、教育の本質とは子供の幸福のためにある。これをもう少し別の言葉でいえば、個々人が持てる力を最大に発揮して、あるいは潜在的に有している、何というか、本質的なものをちゃんと現実に見すことを助けるものがこれが教育であると、私はそのように思つております。これは相当大変な作業でありますし、そうであれば、究極を言えば、その人ごとに教育の在り方というのはあるんじゃないかなと思つております。そういう観点から考えると、むしろ、余り自らの論理だけにこだわらず

に、相手が何を求めているのか、真剣に聞く姿勢や、それを反映していこうという謙虚さ、これが専門家だけではなし得ない民意の反映でもあるかと思っております。

ここに、私の考えでは、教育委員会の権威の根拠というのがある。レーマンコントロールというの、文部科学省がホームページでレーマンとは何かと書かれておりましたが、素人という意味合いがこれまで強かった意味ではあるが、むしろ予断や偏見を排して事柄に臨む人たちであると。あらゆる意見をしっかりと多様に吸い上げるレーマン、ここから反映される民意というのを教育に反映させていこうというのがレーマンコントロールの意味でもあり、教育委員会に求められる役割ではないかと、私はこのように思っております。

では次に、対首長という関係から考えたいと思うんですが、やはり教育委員会によるレーマンコントロールというのを考えたいと思います。

まず、あらかじめ申し上げますと、これまで議論で、首長を教育から遠ざければ遠ざけるほど政治的中立性というのが保たれるんじゃないかというふうな風潮も一部にはあったのかもしれないんですが、私自身はそうは思っておりません。午前の石井委員の質問にもあつたんですが、秋田の事例も、私も秋田に行きまして、やはり大事なことは連携であるというふうに非常に思っております。首長も民意を体现した方でもあるわけですし。ただ、他方で、私は、首長の体现する民意と教育の在り方というものは、ある種良い意味で緊張感というものが当然なければいけないと思っております。

今回の改正は、少なくとも教育に関しては、経緯から考えますと、選挙による民意を反映した首長の意思だけが絶対であるという考えは採用しないということがより明らかになったかと思っております。

改めて、教育が首長による民意だけで判断されるべきではない、この理由についてどのようにお考えか、御意見をいただければと思います。

○政府参考人(前川喜平君) 教育行政に多様な民意を反映するということは非常に大事だと考えております。今回の改正によりまして、民意を代表する立場の首長の意向の反映がより図られるものになるということは事実でございます。

しかしながら、教育行政には政治的中立性、継続性、安定性を確保することが求められるわけでございます。まして、より一層多様な民意を反映し、地域の状況に応じた教育行政の展開を図るという観点からは、合議制の教育委員会が教育行政の管理、執行に当たるということが適切であるという考え方でございます。

○矢倉克夫君 様々な理由はあると思います。私の意見としては、まず首長が反映している民意というのは、究極、五〇％の可能性もある。これは京都の門川市長もおっしゃっていることではあるんですが、五〇％だけで決めてしまった場合は学校教育への信頼感というものがやはりなくなってしまう可能性もある。また、やはり選挙の過程で教育だけを政策として訴えるわけではありませんが、パッケージとして訴えますから、そこで得られた民意というのが全て教育に全部当てはまるというふうなことも、ひょっとしたらもう一考慮があるんじゃないかというのはいくらも考えなければいけないと思います。

さらに、もつと言えは、政治はどうしても短期の結果を求めたがってしまう、次の選挙もあるということも。やはり、教育は子供の人格の形成に関わるものでもありますし、短期的視点だけから判断するのは危険だと、こういうような部分から、政治的中立性というのは様々なやり求められるところではないかというふうに、このように思っております。

以上を前提にして、今回も教育委員会廃止論などというものもありましたが、最終的に首長と教育委員会の権限配分は変更しないということを明確にいたしました。改めて、その趣旨、理由についてお願いいたします。

○政府参考人(前川喜平君) 学校教育につきまし

ては、多数の者に対して強い影響力を持ち得ることから、一党一派に偏した政治的主張が持ち込まれないよう政治的中立性を確保する必要があると思います。

今回の改革案は、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携の強化を図るものでございますが、教育の政治的中立性、継続性、安定性の確保の重要性に鑑みまして、教育委員会を執行機関として残し、現行の教育委員会の職務権限を変更しないとしたところでございます。

○矢倉克夫君 まず前提を確認させていただいたんですが、ちよつと大臣から、ここまでについて御意見がございました是非お願いいただきたいこと、あと、何度も確認していることではあるんですが、地方教育行政について最終的な責任を負うのは合議体の教育委員会であるということと再度御確認をいただければと思います。

○国務大臣(下村博文君) 今回の改正におきましては、教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保する観点から、引き続き教育委員会を合議制の執行機関として残すとともに、教育委員会の職務権限は変更しないこととしたわけであります。したがって、今回の改正後も、地教行法第二十一条に規定する教育に関する事務の管理、執行については教育委員会が最終責任者であるわけでありま

す。

○矢倉克夫君 ありがとうございます。

以上、前提を確認させていただきましたので、次の問題意識に移りたいと思います。

レーマンコントロールという理念は分かりますが、結局やはりそれに沿うことができなかった教育委員会が多かったのではないかと。今回の改正の議論に係っている部分であるかと思えます。そこで、やはりこちらから大臣にお願いしたいんですが、教育委員会がレーマンコントロールというものに沿った組織として機能するには何が必要か、御意見をいただければと思います。

○国務大臣(下村博文君) 教育、学術及び文化に関して意見を有するものとの教育委員会の資格要件はもとより、教育委員の職業等に偏りが生じないよう配慮することともに、保護者を含まなければならないの現行法の規定は変更しないこととしておりまして、教育行政の責任者としての教育長のリーダーシップは高まりますが、一般の住民の意向を教育行政に反映するのと、レーマンコントロールの趣旨は引き続き維持していくということが必要であるというふうに考えます。

こうした観点から、教育委員会において地域の多様な民意が反映されるよう、例えばコミュニティ・スクールや学校支援地域本部の代表を教育委員に選任するなど、地域の幅広い関係者から教育委員を選任する工夫を一層進めることが有効であると考えます。また、教育委員会会議は原則公開とすることと法定されており、改正後もこの取扱いに変更はなく、引き続き公開されることとなります。さらに、改正案においては、より一層の教育委員会会議の透明性の向上を図り、住民によるチェック機能を強化する観点から、教育委員会会議の議事録の作成及び公表を努力義務としていくところであります。

○矢倉克夫君 今大臣おっしゃったように、教育委員会が求められている役割、原点到ち返りますと、民意をいかに吸い上げていくか、吸い上げるような仕組みをつくっていくことがやはり大事。そして、情報公開、公開制ということをおっしゃっていましたが、この公開を通じて住民を巻き込んでいくこと、これがやはり大事であると思っております。

〔理事石井浩郎君退席、委員長着席〕

その地域の声を集約する、そのための手足として動いていくべきが、先ほど石橋委員から話もありましたが、教育委員会の事務局がその役割を担うべきではないかと私は思っております。この点、大臣より御意見をいただければと思います。○国務大臣(下村博文君) 現在、教育委員会が自らに期待されている機能を十分に果たしていくと

いうことのために、教育委員会を支える事務局職員、能力を更に御指摘のように向上させていく必要があると考えております。

各教育委員会においては、幅広い地域住民の意向を反映するため、教育職、行政職、いずれの職員についても、一層の行政能力の向上の観点から、教育内容等専門的な内容と管理的業務の双方についてバランス良く職務を経験させるなど、計画的な人事異動を行うとともに、職員に対する研修の充実にも努めていくことが必要であると考えます。

また、教育行政に高い専門性を有する職員を確保するため、教育委員会プロパーとして地域の実情に詳しい職員を育成することも一つの方法でありまして、教育委員会事務局と首長部局が連携して人材育成の方針を検討することが重要であると考えます。国としては、現在、様々な研修を実施しているところではありますが、今後、各都道府県教育委員会等とも連携して更にその充実方策について検討してまいりたいと考えております。

○矢倉克夫君 専門性を持つ専門家や、また多数決の意思という民意を持っている首長と教育委員会がより良い緊張感を保つていかなければいけない。協議、調整を通じてより良い教育をつくっていくというためには、やはり教育委員会にもいい意味で対抗できる武器となるようなものが必要であると思っております。これがない限り、幾ら責任がどこにあるか、権限はどうかなどと抽象的なことを言っても余り意味はないのではないかなと。

私も、その武器と言っているのがやはり地域や父兄、教員などとのつながりですね、教育委員会にとつては、あと、それから集約された現場の声、これがやはり大事であつて、そのための手足となるのが事務局、その活性化であると思います。大臣から今、その事務局の活性化、人材育成、様々な点がございました。この事務局をどうやって活性化させていくのか、これが非常に大きな問題になると思います。

今回いろいろと制度改正をしたわけですが、同時並行でこの事務局の在り方そのものをやはり考えていかないと魂がやはり入らないものになる可能性もある、そこはしっかりと考えなければいけない。様々な事柄を私、参考になるものを見てきたんですけど、その中で面白いなと思つたのが福岡県の春日市の実例でございます。

今、私の手元には毎日新聞の記事があります。この記事の中で、事務局活性化に向けてどういったのが必要かいろいろ考えた中で、一つヒントがあつたので紹介させていただきたいんですけれども、まず読んで驚いたのが、この事務局改革、教育委員会改革の起点というのが、忙し過ぎる事務局、これを楽にさせてあげるところから入つていったところでありまして。

私も知らなかつたんですが、教育委員会の事務局というのは非常にやはり多忙みたいでして、例えば学校予算も処理しなければいけない、また文部科学省や県の教育委員会から調査依頼の文書が山のように降ってくる、そういうようなことが毎日毎日のルーチンで行われているということ。特に、予算に関しては、あるAという学校がホッチキスを買いたいとか、やはりそういう部分を含めて予算の使い方ということで、学校から依頼が来てそれを処理するであつたりとか、そういうような書類の処理で一日忙殺されてしまうというようないことがありました。

福岡の春日市、これがまず何を始めたか。この予算について、教育委員会が担っている部分の権限というのをどんどん現場に下ろしていったというようなことが紹介をされております。まず、予算執行権を学校に委譲して、ある金額以下は校長が決裁できるように改めた。その執行権の委譲というところから更に進みまして、最終的には教育委員会が決めるとは総額だけで、そして内訳は学校の裁量に任せたと、このようないことが言われております。学校予算総枠配当方式と言われているようですが、これによって教育委員会の事務局の負担は更に軽減をされた。

これが実際どういった副次的効果といえますか、これを生じさせたかという、記事等によれば、この負担の軽減は教育委員会事務局の職員の意識を変えることになった。それまでは、自分たちは事務局である、文部科学省や県の教育委員会の下請だというような、そういう感覚があつたわけですが、事務がなくなつて負担が軽くなつたことでより良く頭を働かす方向になり、諸問題を学校とともに改善していこうという積極姿勢が高まつたと言われております。特に学校に頻繁に足を運ぶような事務局の姿勢になつていった。

先ほど来から話にもあるコミュニティ・スクール、春日市は全小学校、中学校がコミュニティ・スクールになつていて、そこもいろいろな経緯があつたようですが、現状そのようになつているんですが、このコミュニティ・スクールの一員としてもこういう教育委員会の事務局が入つていつている。もうまさに地域でしっかりといろいろな方が集まつているところに事務局が入つていつて、そこで意見を交換して集約をしていく、まさに地域の声を集約する手足として事務局が働いているところ部分があります。この起爆剤が、先ほどから冒頭申し上げた、まず事務局の負担を軽減していくという部分があつたということ。これは非常に示唆に富むところであるかなと思つております。

こういう点では、もう一方は、ちよつと長くなつて恐縮なんですけど、このような春日市の教育委員会の主導をしたのが工藤さんという方なんです、私の手元にもう一個この方の手記があるんですが、タイトルは「教育委員会事務局の改革が地域の活性化につながる」、この事務局を改革することがコミュニティ・スクール等を通じて、更に地域との連携、教育を一体化していこうというような動きにしっかりとつながつていったというようにことがはつきり表れているタイトルでございます。

そこで、文部科学省にお伺いしたいんですが、春日市のように事務局定型業務をスリム化して事

務局の政策形成機能を育てる、こういう方向性ととも、学校の自立化を目指し権限を委譲していく、このような委譲によつて、先ほど御紹介もした部分の中に一部書いてあつたのは、これまで上と下の関係であつた教育委員会と学校というのが、むしろ支持し合える、お互いが話し合えるような横の関係になつたというのも一つの効果として挙げられております。

こういうような効果が上げられる一つの取組というのは、特殊な事例ではなく、全国的にも広がり得る普遍性のあるものもあるかと思つております。国としても各自治体、同様の施策を行つていくように、権限委譲等も含めた積極的な関わりを促していくべきである、このように考えますが、この点いかがでしょうか、御所見をいただければと思います。

○政府参考人(前川喜平君) 御指摘のとおり、春日市は、学校への予算執行権の委譲によりまして教育委員会事務局の定型業務が効率化され、政策形成機能の強化が図られた優れた事例であると承知しております。

このため、文部科学省としては、学校の自主的、自律的な運営を促進するとともに、教育委員会事務局の事務負担軽減を図る観点から、予算執行権限の委譲や裁量的経費の措置といった予算面における学校裁量の拡大などの取組につきまして、説明会やフォーラム、広報誌等を通じて事例の紹介や啓発に努めているところでございます。

引き続き、こうした取組を通じまして、教育委員会が自らに期待されている機能を十分に果たせるよう指導してまいりたいと考えております。

○矢倉克夫君 引き続きよろしくお願いいたします。

この教育委員会事務局の改革、先ほどの毎日新聞の記事や工藤さんの手記から、さらに次どうなつたかというような話が書いてあつたんですが、改革を経た事務局が次行つたのは、それまで教育委員会というのが実は事務局案の追認機関にすぎなかつたという現実、これがあつたわけ

す。その教育委員会の現状に違和感を感じ始めた、そういう状況がある。そこから、身軽になった教育委員会の事務局が知恵を絞りまして、教育委員会の在り方の見直しにも着手をしていった。様々な取組を生んだわけですが、その一つとして、春日市の教育委員会、挙げられているもの、またほかの例では立川などもあるようですが、言われているのが、出張、出前トークと言われているものです。

これまで、よく教育委員会は学校訪問という形で様々現場の声を聞く取組をしていたわけなんです。現実としては、教育委員会、教育長も含めて大挙押し寄せていき、学校の幹部の方とだけ話をする。ほとんど、学校側の意見を聞くというよりは、上から何かを言うというようなタイプのやり取りがどうしてもあった。現場の教育、学校の関係者の方のお話ということであるが、まるで一つのショーだったというようなことがあったという御意見がありました。これでは、やはり儀式でもあるし、意見交換にならないと。

そこで、春日市等は、そうではなくて、同じような態様かもしれないですが、視察ではなく意見交換に重点を置いて、通常夏休みには十八校回るわけですけれども、学校側は全教職員が参加もして、教育委員会側も事務局全員も加わった上で、本当に一对一で対面をしながら話し合うような、そのような意見交換の場を積極的に設けるようにした。

立川などは、大挙押し寄せるのではなく、教育委員一人でも行って意見を聞いていくというような取組をどんどんするようになった。そのための事務局として、教育委員会の事務局がしっかりと機能を果たしているというようなことの報告がなされております。

私としても、今後、教育委員会活性化のためにどうしても大事なことは、先ほどのレマンコントロールの前提からも考えましても、こういう現場に入るような教育委員会の在り方をつくっていくこと、これが非常に大事であるかと思っております。

ります。その点、今後どのように進められるのか、御意見をいただければと思います。

○副大臣(西川京子君) 今先生がおっしゃいました春日市の例、立川市の例など、教育委員が自ら現場に向い地域住民と意見交換を行う、あるいは地域住民の意見を聞く機会を設ける、大変重要なことだと考えております。

平成二十四年度の調査によりまして、保護者や地域住民の意見、要望、苦情等を聴取し、意見交換を行う機会を設けた教育委員会は、都道府県、指定都市で全体の五一・五％あります。そして、市町村で全体の三〇・六％という状況になっております。

また、改正案においては、総合教育会議を実施性あるものとするために、協議、調整を行うに当たって必要があると認めたときは、先ほども申し上げましたように、学識経験者や関係者、それらの方々の意見を聴くことができることとしておりまして、具体的には学校運営協議会委員やPTA関係者、地元の企業人等からの意見聴取が行われることも想定しているということでございます。

それ、総合教育会議だけでなく、日頃からやはりそれに類するそういう地元民との意見交換、こういうことによつて教育委員さんの資質も向上していきます。地域の状態の理解も深まると思いますが、文部科学省としては、今後とも広く地域住民の意見を反映できる機会を設けるよう教育委員会に促してまいりたいと思っております。

○矢倉克夫君 やはり教育委員会一人一人の意識の問題もあると思います。その辺り、地道な取組、また促しも必要だと思いますので、引き続きよろしくお願いいたします。

そういう点では、教育委員会がどのような資質を持つのかというのは非常に大事な部分ではあるかと思ひます。首長さんの意向を酌むことを考えるような教育委員会だけでは当然いけないし、一方で、やはり現場に入つてという熱意と情熱を持っているような方、これをどのように選任していくのかというのはやはり大事なことであるかと思ひます。

ます。

この点、様々これから取組が各地域でなされるところではあるかと思うんですが、よく参考に言われているのは、公募の方式、これをやはり採用していく実例がもろもろあるところであります。

例えば大阪の箕面市などは、この前、教育委員六名のうち四名公募されていたわけですが、地域の方が非常に熱意があったというか、応募されたのが三十名以上応募をされて、そこから四次選考をして、最終的に四人の方が教育委員として公募に合格された。その上で任命を受けたというよう

な話も聞いております。四名の方皆さん女性で、三十代、四十代の方ばかり、取締役をされている人もいれば、やはり学校教育関係者ずつと従事して、またさらには海外で教えられたりとかされた方、もうお一人お一人様々な立場でしっかりと識見、見識を持った方で、何と云っても教育に対しての情熱、自分から応募をされているわけですので、どうあるべきかというような問題意識を非常に持った方が多くいたというようなお話もしております。

やはり委員のこの選任の在り方というの、これはやはり地域個々に決まなきゃいけないところではあると思うんですが、このような公募の方式ということも文部科学省として積極的にある意味推進をしていく部分もあるかと思ひます。その辺りについて御意見をいただければと思ひます。

○副大臣(西川京子君) 先生の今御指摘のように、今教育を取り巻く環境の中には、いじめ問題を始めとして本様に様々な問題が山積しております。そういう中で、当然、この教育委員になる方もあらゆる方面の方から代表を選ぶということは大変なことだと思っております。地域の多様な民意が反映されますように、保護者や地域の関係者、そういう方々を教育委員として選任すること、これも大事ですし、また、いわゆる専門的知識を持つていらつしやる方を入れるということも大事

だろうと思ひます。

そういうことで、幅広く人材を求めるということでは、公募制を活用するということは、教育委員会の活性化のための大きな有効な一つの方策だと考えておられて、平成二十五年三月一日現在、全国で二十三団体において公募制で教育委員が選任されております。

文部科学省としても、今後ともこの教育委員の人選の工夫、こういうことを一層工夫を進めていきますように促してまいりたいと思っております。

○矢倉克夫君 是非よろしく願ひいたします。幅広く、偏りもなく、本当に優秀な方々、熱意のある方々が委員になるということで、やはり起点であるかと思っておりますので、よろしく願ひいたします。

様々今いろいろ御紹介したとおり、全国各地でいろいろ教育委員会、先進的な取組というのがあは、こういうのが共有されているのかどうかというように、事前に文部科学省に確認をしたんですが、教育委員会研究協議会というのがあは、というふうな回答をいただきました。

しかし、やはり現状、例えば大きな会議室で全国から一堂に集まつて、そういう方が講演を聞くとか、ただ、初めてお会いするような方の成功事例とかを、なかなか、聞いてもすぐに身に付くかというのを、やはり難しい部分はあるのかなと。参加者の立場から立つてみたら、聞いてきたというだけで大体終わってしまうんじゃないかなというような部分はやはりあるかと思ひます。

私としては、せつかくいろんな先進事例が、恐らくいろんな教育委員会が現場で悩まながらいろいろやり方を模索しているのであれば、それを多くが共有して合つて、接合して切琢磨し合うというように枠組みをやはりつくつていかなければいけないんじゃないかなと思ひます。

そのためには、やはり顔の見える関係、近隣の教育委員会同士でお互いの活性化策をちゃんと議

論し合うような、そういうようなスタイルもつくっていく必要があるかと思ひます。その前提には、当然、近隣同士のつながりを密にする必要性もあるわけですし、そういった教育委員会メンバー同士がつながりを強化し合つて、連携し合つて情報を共有していくこと、こういうことを含むような研修制度の構築、少々ちよつと抽象的な問いかけになつてしまふんですが、このようなものをしつかりつくつていって、教育委員会同士がお互いをしつかり切磋琢磨し合うような関係をつくつていくことが大事だと思ふんですが、この辺りについて大臣の御所見をいただければと思ひます。

○国務大臣(下村博文君) 非常にいい考えだといふふうに思ひます。

今、矢倉委員のお話を聞いていて私も思ひ出したんですが、私も国会議員になる前に都議会議員をしていたときがありまして、そのときに文教厚生委員長をしていたんですね。私が委員長になつて初めて東京都の教育委員と一緒に議論する場が、初めて提案して、非公式だったんですが、あつたんですね。それだけ議会と東京都の教育委員が一緒に平場で議論したこともなかつたというの、今から考えるとやっぱり相当閉鎖的だったんじゃないかなと思つて聞いていたわけでありまして、それだけこれから新しい教育委員会については、地域住民の多様化の中で一人一人のもちろん能力を高めていくことも必要ですし、議会や住民の方々とともに接点を持つことによつて、今教育委員会で議論されていること、あるいは地域の中で、あるいは議会の中で何が問題なのかということをよく把握をしてもらうことも必要だと思ひます。

そして、もちろん研修でありますけれども、文部科学省におきましては、毎年、都道府県、指定都市の新任教員に対して研修を行っていることに加へ、文部科学省と都道府県教育委員会の共催で市町村教育委員会委員等を対象とした研修会を実施しております。そして、都道府県において

は、平成二十三年年度の調査によれば、全市町村の教育委員会を対象とした研修を年平均一・二回行っているほか、自らの教育委員会に対する研修を年平均六・七回行っているということ、たゞそうでありまふ。市町村においても、自らの教育委員会に対する研修を年平均四・六回行っているということでありまふが、ただの座学的な研修ではそれほど成果、効果は上がらないのではないかとこのうふうに思ひます。

今の矢倉委員の指摘も踏まえて、より成果、効果の上がる研修の在り方、充実にについて検討してまいりたいと思ひます。

○矢倉克夫君 大臣、御自身の御経験に基づく御答弁、ありがとうございます。

やはり教育委員、閉鎖的閉鎖的と言われていた部分はあつたんですが、一つ、様々、事務局の活性化であるとか、そういう外部環境を要するとかで本来教育委員の方々が持つべき教育を何とかしようという思いがやはり解き放たれることが出来るんじゃないかなと、それをやつぱりサポートするものが政治の分野であるかなと思つております。

教育委員の様々な、先ほどの出張トークをされたときの方の経験というところで新聞が報道しているのが、現場でやつぱり話してみると、教員の方々と教育委員の壁が取り外されて一緒にいい教育をつくつていこうという信頼感ができてきたと。そういうような信頼感をどんどん醸成していくことがやはり大事であるかなと、その点は私もしつかりと今後議論も含めて貢献してまいりたいと、このように思つております。

次に質問を移らせていただきます。教育長の資質についてでございます。

先ほども確認いたしました、専門的な教育長がレーマンで集まりである教育委員会を支配してしまふというところが仮にあつては、教育委員会によるレーマンコントロールの制度趣旨に反してしまふわけでございます。その上で今回の法案の文言に立ち返りますと、教育長の任務については、委員会を代表するとともに、会務を総理する

という言葉があります。この総理するという文言が代表するとは別に書かれている点、これはいかなる意味か、御見解をいただければと思ひます。

○政府参考人(前川喜平君) 今回の改正案において新たに置くこととされております教育長は、教育委員会会議を主宰するという現行の教育委員長に役割に加へまして、事務局の事務を統括し、所属の職員を指揮監督する現行の教育長の役割も果たすことになることから、これらを総体として表現いたしました。改正案におきましては教育委員会の会務を総理すると規定したものでございませう。

改正案では、常勤の教育長が会議の主宰者となることによりまして、会議の招集や議題を適切に判断することや、委員への迅速かつ適切な情報提供が可能となり、教育委員会の活性化に資するものと考えております。

○矢倉克夫君 事務局を総括する立場としての総理であるという答弁であつたと思ひます。

その事務局は、先ほども確認いたしましたとおり、非常勤である教育委員が現場の声を聞く、そのための手足ともなるべき存在でもあり、吸い上げる役割も持つている調査員のような、場合によつてはシンクタンクのような役割もこれから担つていかなければいけない、このように思ひます。それを総括するのが教育長でもあると。

以前も、今回の法改正前も、そのシンクタンクであるべき事務局は、要は事務局長は言わば教育長であつたという認識でございます。しかし、事務局が吸い上げた、あるいは吸い上げるべき情報共有すべき対象である教育委員会、これを主宰するのは、法の建前上は教育長とは別の教育委員長だつたと、これが今回の法改正前、今現状ですね、現状がそういう状態であることだと思ひます。それによつては、教育長がいかに事務局を通じて収集した情報などを教育委員会に開示したくても、会合自体が開会されないというような

こともあり得た。これをやはり解消する意味では、今回教育委員長と教育長が一体化したという点は非常に意味はあるという点ではないかなと思ひます。

ただ、その新しい教育長の役割は何か。繰り返すになりますが、一つには、集約した多様な民意を専門家ではない教育委員会に議論してもらうときの専門的見地からの論点整理その他を行う方であるわけですが、何よりも重要なものは、つなぎ役としての教育長、やはり学校現場と行政、また教育委員会を代表する、総理する立場として、その教育委員会とやはり子供の懸け橋になるようなことが教育長は、この一体化の議論を経てスーパー教育長とも言われているわけですが、新しく担わなければいけない役割として非常に重要であると思つております。総理というこの言葉を解釈する上でも、このつなぎ役という意識を持つた人であるという部分の思いというのは大事であるかなと思つております。

そこで、改めて、このような重要な役回り期待されている教育長に求められている資質というものとはどのようなものか、御意見をいただければと思ひます。

○政府参考人(前川喜平君) 現行法におきましては、教育長の要件につきましては、教育、学術、文化に関し識見を有するものという教育委員としての要件のみが法定されておまして、一般職としての教育長の要件は法律上の規定がないわけでございます。

改正案におきましては、教育行政の責任体制を明確化する趣旨から、現行の教育委員長と事務局を統括する教育長を一本化した新たな職を設けるものでございまして、新教育長は行政法規にも通じ、組織マネジメントにも優れるなどの資質が求められるわけでございます。そういったことから、法律上、教育行政に識見があるものという要件を定めておきたいと思ひます。なお、この場合において教育行政に識見があるものとは、教育委員会事務局や教職員の出身者だけではなく

て、教育行政を行うに当たり必要な資質を備えていれば幅広く該当するものと考えております。

○矢倉克夫君 そのような資質を有している教育長が否かについてどのように判断するか、先ほどの質問もあつたんですが、議会における同意に当たつての所信表明なども挙げられているところであります。この所信を表明する、まあ、どのような所信を表明するのか、今お話を聞いていても、これはやはり大変な能力を持った方ではないとなかなか務まらないところがあるかなと思ひます。識見だけではない、知識だけではない、しっかりしたマネジメント能力もなければいけない。現場に入るといふような意欲も持っている方ではない、どのような部分もあるかと思ひます。

この辺りについて、どのように更に判断をしていくのか、御意見をいただければと思ひます。

○政府参考人(前川喜平君) 新教育長は、現行の教育長と教育委員長の職務を一本化した職でございまして、教育行政に大きな権限と責任を有し、従来に比へましてその職責が重くなることから、その資質、能力を議会において丁寧にチェックするといふことが必要であると考えております。

そのため、議会同意に当たつて、例えば地方公共団体において、教育長候補者が所信表明を行うなど丁寧な手続を定めることも一つの方策ではないかと考えております。法案が成立した場合には、施行通知や改正法の説明会等を通じて、議会同意に当たつての所信表明など、教育長の資質、能力をチェックするための様々な工夫について周知してまいりたいと考えております。

○矢倉克夫君 所信表明、どういふ所信になるかといふ部分もあるかと思うのですが、やはり教育長に求められているのはこういうものだと思います。やはり判断する側が、教育長といふのはどういふことを、役割を求められていて、どういふ資質を求められているのかといふのが分からないと、やはり所信を聞くだけでは判断ができない部分はあ

るかなと思つておりますので、その辺りも含めて、施行通知等でしっかりと、施行通知に限らず現場にしっかりと徹底をしていただければと思ひます。

その上で問題なのは、やはり教育長として役割を担つていく、非常に能力もまた様々な経験等も重要な部分であり、理想的な方といふのを探すと、なかなか難しい部分はあるんじゃないかといふぐらいに大変な役職だと思ひます。ただ、他方で、教育長に値するような方々をやはり養成をしていくといふような視点もしっかりと考えていかなければいけないと思ひます。

この辺り、教育長がいかにあるべきか、そういう部分の、養成の制度等も含めて、どのように今後進められていくのか、大臣から御所見をいただければと思ひます。

○副大臣(西川京子君) 大変大きな権限を持つている教育長の、今、資質をどうするか、そして今後どうやってそれを更に高めていくかという責任があると思ひます。

その中で、昨年の十二月の十三日に中央教育審議会答申においては、教育長には、強い使命感を持ち常に自己研さんに励む人材が求められ、学び続ける教育長の育成を担保することが大事だと言われております。国、都道府県、大学などが主体となつて、現職の教育長の研修を積極的に実施することが必要である、その際、教育の専門的知識だけではなくて、福祉、雇用、産業、環境など様々な分野に関する知識の習得が求められるとされております。

例えば京都市の教育委員会におきましては、行政職の職員を長期にわたつて教育委員会事務局に勤務をさせまして、教育内容や学校運営を理解し、教員出身の職員とともに政策立案、学校の運営指導ができる専門性を持った職員として育成し、その中から教育長となる人材を確保している。現京都市の生田教育長そして門川市長、共に教育委員会事務局の御出身でいらつしやるという、そういう経験を基にして大変きめ細かな人材

育成をやつていらつしやるところもあります。

教育長のリーダーとしての資質や能力を高めるための方策としては、現在、国や大学において市町村の教育長を対象とした研修会を実施しておりまして、今後、国、都道府県、大学などによる研修のプログラムについて充実をしっかりと図つてまいりたいと思つております。

○矢倉克夫君 最後に、大臣、通告していないんですが、新しい教育長に求めるもの、大臣、是非御意見をいただければと思ひます。

○国務大臣(下村博文君) 先ほどもちよつと答弁させていたしましたが、今度、兵庫教育大学で教育長を養成するための大学院コースを設定する、これを全国のほかの大学、大学院と連携するといふことでありまして、そういう意味で、今まで述べてきたような識見、能力だけでなく、さらに、新しい時代に対応する教育行政あるいは教育の在り方についても熟知をしていただきたいと思ひます。今、私の下だけでも四十七項目の教育

改革同時工程表を作つて進めておりまして、その時代に合つた、今、教育がどんなふうタイムリーで国が行つていて、それをそれぞれの自治体でどうするかといふことについても常に学び続けていただかないと、ちよつと前までの感覚ではず

れが出てくると思ひますし、それだけ教育長に求めることは多いわけでありまして、是非、日本が教育立国を目指すためには大変重要な立場であるといふふうに思ひますし、是非それぞれの教育委員会がすばらしい教育長を選任していただいて、そしてその教育長の下ですばらしい教育行政が行われるような教育委員会、対応できるように国としてもフォローしてまいりたいと思ひます。

○矢倉克夫君 ありがとうございます。以上です。

○藤巻健史君 日本維新の会、結いの党、藤巻です。よろしくお願ひします。

私は、大学で授業をかなり長い間やつていたんですが、非常に勤講師だったもので、週に一遍行っただけで、教授会も出たことがないですし、

また、ある大学の理事をやつておりますけれども、理事会というの、非常勤でしたので、二か月に一遍、三か月に、行くだけで、教育については全くの素人です。そして、小中高の教育には全く携つたことがないといふことで、全くの素人なものですから、質問もちよつと稚拙になるかもしれせんけれども、それはお許しくださいたいと思ひます。

ただ、私、まさに金融村の人間なんですけれども、金融村の人間から見ると、教育村の人間の思考にもちよつと違和感を感じるところがありまして、今回の法改正でつくり上げた組織にも幾分まだ違和感があるんですね。かなり改善はしていると思うんですが、まだ違和感があると。

どういふことかといふと、例えば、意思決定をしたところに責任が確実になつていか、それから執行機関に忠実義務がないとか、それからリーダーシップが発揮できていないとか、それから、大津のいじめ事件もそうだったと思ひますけれども、意思決定が遅くなつてしまつたとか、完璧な人事権がないとか、こういう組織論からすると非常に甘いところがありまして、これが民間企業であつたらば潰れているなと思ひます。

もちろん、利益を追求する民間企業と、そして利益を追求しない教育とは全く違ふといふ違ふんですけれども、でもやつぱり組織論からすると、きちんとそうした組織をつくり上げていかないと、いろんな問題が多く発生すると思ひます。すね、やはり、何となく政治的中立を重視するがゆえに組織に非常に甘ひことが起きて、それがゆえに意思決定が遅れて大津のいじめ事件みたいなことが起こるのではないかなといふのが金融村の私からの率直な感想であります。

そういう観点でいろいろ質問していきたいんですが、まず、素人としての認識をする、全く私の知識といふことでお聞きしたいんですが、私も、昔の教育委員会といふのは公選制だったと思うんですが、現状の制度に変わった、首長が議会の同意を得て教育委員を選ぶという制度に変わ

わつたと思ひますけれども、それはどのような理由で、どういふ経過を経てそういうふうになつたのかを教へていただければと思ひます。

○政府参考人(前川喜平君) 昭和二十三年の教育委員会法の制定によりまして教育委員会制度が導入された当時は、委員は直接選挙で選ばれておりました。

この昭和二十三年の十月には第一回の教育委員の選挙が行われたわけでございますけれども、昭和二十五年の八月に文部省が第二次アメリカ教育使節団に提出いたしました報告書によりますと、国民一般が教育委員会制度を理解する程度が低く、その結果棄権率も相当高く、また、野心家に利用されやすい、教員組合はその組織力を利用して自己の代表者を委員に選出し、その委員を通じて教育委員会をコントロールしようとする傾向が見られる、単一選挙区制のため選挙費用がかさみ、金のある野心家が組織的地盤のある者でなく

ては当選できない現状であり、日本の社会の現状は結果的には直接公選制の狙う公正な民意の反映、市民委員の進出をゆがめている嫌があると思ひます。公正な住民の意思を行政に反映するという狙いとは異なるものとなつてしまつたといふことでございます。

このため、昭和三十一年に教育委員会法に代わりまして現在の地方教育行政の組織及び運営に関する法律、地教行法が制定されまして、公選制が廃止されたものでございます。

現行の地教行法におきましては、専門家のみが教育行政を担うのではなく、必ずしも専門家ではない教育委員によつて構成される教育委員会が教育行政を行うこととしておりまして、地域住民の意向を反映する制度となつておりますが、今回の改正案におきましては、民意を代表する首長の役割を明確化し、総合教育会議での協議、調整や大綱の策定等を通じて、より一層民意を反映した教育行政が推進されるものと考えております。

○藤巻健史君 全く初めてそういうことは知りませんでしたけれども、要は、ラウドマイノリティーより

もサイレントマジョリティーの意見を聞くために制度を改正したということかと理解いたしました。公選制とか民意を聞くというふうな名目上いっても、誤つた民意を聞いてしまう可能性もあるといふことで改正があつたというふうな理解いたしました。

その次に、もう一つ基本的な認識としてお聞きしたいんですけれども、現在の教育委員会のメンバーといふのはどのような職種の人たちがいるのか。それから、ちよつと通告はしていませんが、それですけれど、やつぱり政党内に入つていられる方はいらっしゃるのか、その辺がもし分かれば教えていただければと思ひます。

○政府参考人(前川喜平君) 教育長を除く教育委員につきまして、その職業を見ますと、平成二十三年五月一日現在で、割合が大きい順に申しますと、都道府県では、会社役員等、これが四四・八%、医師、大学教員等四〇・九%、商店経営等〇・九%、農林漁業等〇・四%、その他が〇・九%を占めておりまして、無職が一・一%となつております。市町村を見ますと、医師、大学教員等が二・三・六%、会社役員等が一・八・九%、農林漁業等が九・六%、商店経営等が六・九%、その他が五・六%を占め、無職が三・五・三%となつております。また、教職経験者の割合でございますけれども、これは都道府県が二・二・四%、市町村が二・八・三%となつております。

今回の改正案では、教育委員の資格要件は変更しておりませんので、各地方公共団体において委員の構成が大きく変わるということとは想定しておりません。ただし、教育委員会の審議をより活性化するためには、文部科学省といたしましては、単に一般的識見があるというだけではなく、例えばコミュニティ・スクール等の関係者を選任したり、教育に関する高度な知見を有する者も含めるなど、適任者の確保に向けて各地方公共団体における教育委員の人選の工夫を一層進めるよう促してまいりたいと考えております。

教育委員が政党内に属しているかどうかといふこと

とでございますけれども、法律の規定は政党内に属することを予定した規定になっておりまして、もちろん属する属さないは個人の自由でございますけれども、現行制度におきましては、教育委員は同一政党所属委員が委員会の二分の一以上を構成しないようにすると、こういう規定になっております。私も私として、この教育委員が政党内に属しているかしてないか、どの政党に所属しているか、こういったことは個人の思想信条にわたることでございますので、こういったことにつきましては調査しておりません。

○藤巻健史君 ありがとうございます。もう一つ基礎的な質問あるんですけれども、これは時間があればということで、後に回します。実は私は三十年以上マーケットにいて、マーケットのプロを自負しているんですけれども、しかし、そうはいつても毎日相場を見ていなければマーケットの感覚は非常に鈍るんですね、これは鈍つてしまつと。例えば、私が米銀に勤めて、十五年間勤めておりましたけれども、十五年間のうちに百の利益を上げたとする、百二が長期的ポジションに基づいて利益を上げ、二の損失をしてでき上がりが百だったんですね。じゃ、なぜ短期のトレーディングをやつていたか、損をすること

が分かつていないがやつていたかという、毎日相場にさらされていなくて、まず感覚が鈍るし、それから意思決定ができないわけなんです。特に、私は何千億の勝負をさせてもらつていたんですけれども、しばらく勝負をしていないと、毎日相場を見ていないと、怖くて勝負できないんですね。今でも例えば若者にうんちくを垂れることはできませんけれども、責任を持つて大きな勝負もできないし、絶対これだと思ふだけの自信もなくなつていくわけなんです。

これは何を言いたいのかという、要は、毎日その仕事にどつぱりつかつていないと大きな仕事はできないし、意思決定はできないし、責任逃れはするよといふことなんですけれども、今度の法改正で、やつぱりその教育委員会のメ

ンバーというのは非常勤なわけですね。そんな非常勤の人たちが、そしてまた教育委員会というのは執行機関なわけなんです。非常勤の人が執行機関の役割をこなせるのか。少なくとも企業においては、まあ取締役は意思決定であつてですけど、執行機関である執行役員が非常勤なことではあり得ないわけなんです。要するに、毎日その現場にいない限り執行なんてことはできないわけで、こんな会社は全部潰れちゃうわけなんです。

今回の法改正でも、新教育長を除いて、ほとんどが非常勤の人たちが執行機関であつてもいいのかと、その辺についてお聞きしたいと思ひます。○政府参考人(前川喜平君) 教育委員会制度の趣旨は、教育行政を行うに当たりまして、教育の専門家のみによりこれを行うのではなく、教育、学術、文化について識見を有し、大所高所から教育行政について判断できる人材や、地域住民や保護者等の意向を的確に把握している者を幅広く教育委員として迎えることによりまして、地域の実情に応じた主体的かつ積極的な教育行政の展開を図ろうとするものでございます。

教育委員につきましては、こうした趣旨に基づきまして幅広い人材を得るために非常勤とするとしておられるところでございます。教育委員会の会議において教育委員の識見を十分に発揮していただくことが責任を果たしていただくことになると思ひます。

なお、この度の改正によりまして、常勤の教育長が教育委員会を主宰することとなりますことから、他の教育委員に対するより適切な情報提供と迅速な会議の招集が可能となり、教育委員会の活性化に資するものと考えております。○藤巻健史君 民間の場合、執行機関であつて一人が常勤で四人が非常勤なんという執行機関はないと思ふんですけれども、もし教育委員会を執行機関とするのだつたらば、全員を常勤にするべきだと思ひますし、それが今の御趣旨で無理だといふのならば、教育委員会というのは諮問機関であるべきではないかと思ふんですけれども、いかが

でしょうか。

○政府参考人(前川喜平君) 教育につきましては政治的中立性を確保する必要がある、首長一人の判断によって教育内容等が大きく左右されることのないように合議制執行機関として教育委員会が設けられておりまして、改正案におきましてもその基本は維持しているところでございます。

教育委員会を諮問機関とした場合には、執行機関として自らの判断と責任において事務を管理、執行するものではなくするために、教育の政治的中立性が確保できなくなるおそれがございます。

しかし、現行の教育委員会制度につきましては、非常勤の教育委員長と常勤の教育長が置かれていて、どちらが責任者か分かりにくい、また、いじめ等の問題に対して必ずしも迅速に対応できていないなどの問題があったところでございまして、このため、改正案におきましては、教育委員長と教育長を一本化した新教育長を置くことにより、教育行政における責任体制を明確化し、常勤の新教育長から教育委員会への迅速な情報提供や会議の招集など、危機管理体制を構築するとしたところでございまして、これによりまして、新教育長のリーダーシップの下で教育委員会の執行機関としての機能は格段に高まることになるかと考えております。

○委員長(丸山和也君) 下村大臣、何かありますか。ちよつと手を挙げられかけていたので。

○国務大臣(下村博文君) いや、いいです。

○藤巻健史君 教育委員会が政治的中立に役立っているというふうな御回答がありましたけれども、それでは、ちよつと、これは地方教育のシステムですけれども、中央に関してお聞きしたいんですが、まず首長に相当するのが安倍総理大臣だと思ひます。教育長に当たるのが下村大臣かと思ひます。じゃ、中教審は何かという、明らかにこれは執行機関ではなくて諮問機関です。そのシステムで政治的中立でない、我が国の文部科学省のコントロールは政治的中立を保っていないと誰かに批判されていますでしょうか。

○政府参考人(前川喜平君) 教育行政における国と地方の役割には違いがあるわけでございます。国は、まず法律に基づく行政をしているわけでございまして、学校教育法等の制度の枠組みをつくったり、あるいはその下で学習指導要領といった全国的な基準を定める、また教員の給与等の財政負担を行うといったことを役割としているわけでございまして、学校の設置者あるいは管理者として児童生徒に直接教育を実施したり教職員人事を行うといった立場にはないわけでございまして、このため、国においては、独立した委員会を設けることなく文部科学大臣が教育行政を行っている、政治的中立性の問題は生じないというところでございます。

国と地方の統治機構の違いという面からいたしますと、国が議院内閣制を取っているのは異なり、地方は二元代表制を取っておりまして、首長は住民による直接選挙で選出されるなど議会との関係では極めて強力な権限を持っております。このため、教育委員会制度を含む各種委員会制度が設けられているという事情がございます。

こうしたことから、今回の改正におきましては、教育の政治的中立性、安定性、継続性を確保する観点から、独立した行政委員会としての教育委員会を引き続き執行機関として残しつつ、地域の民意を代表する首長が教育行政に連帯して責任を果たせる体制を構築するため、総合教育会議の設置等を行うこととしたものでございます。

○藤巻健史君 地方が直接選挙であるならば、より一層首長というのは民意を反映していると思うんですが、首長が教育長を選任し、何も問題ないと思うんですね。特に、国の組織として安倍首相がおり、そしてその委託を受けた下村大臣がおり、そして中教審が諮問機関であるならば、私はそのままそのシステムを地方に導入してもよくて、首長が教育長を選び、教育委員会は諮問機関であるというシステムでも政治的中立は保てると。もし国自身が政治的中立を保てないようなシステムであるというなら話は別ですけども、国

のシステムをコピーして何が悪いのかと私は思ひますけれども、いかがでしょうか。

○政府参考人(前川喜平君) 先ほど御説明申し上げた点、多少繰り返しになりますけれども、文部科学省自身は、学校の設置者として教育を実際に執行したり教職員人事を行ったりする立場にはないわけでございまして、学校教育法等の制度の枠組みでありまして学習指導要領の制定といった全国的な基準を定めるという業務、これがメインの業務になっているわけでございます。

一方、地方公共団体は、それぞれ学校を設置しておりまして、その学校におきまして直接児童生徒に対する教育を行っている、また直接その任に当たる教職員の人事を行っている、そういう立場にあるわけでございまして、この日々の教育活動、またその活動を行う教職員の服務監督でありまして、かつ人事を行うと、こういった立場の業務に関しましては、その政治的中立性を担保するため、合議制機関である教育委員会がその任に当たるといふことが必要になるといふ考え方でござい

ます。

○藤巻健史君 じゃ、ちよつとそちらの方はいいとして、安倍首相が下村大臣を選ぶ場合には、任命は天皇陛下だと思ひますけれども、選ぶのは安倍首相だと思ひますが、そのときに議会の同意は必要ないですすよね。それから、解任するときも議会の必要はないと思うんですけども、その理由も先ほどの御説明どおりですか。

○政府参考人(前川喜平君) 首長が教育長を任命するときの議会の同意についてはございましてけれども、現行制度におきましても、首長が教育委員として教育長を任命する際、議会の同意を得ることとされておりますが、これは教育長となるべき委員としての資質、能力を担保するためでございます。

新教育長は、現行の教育長と教育委員長長の職務を一本化した職でございまして、教育行政に大きな権限と責任を有し、従来に比べその職責が重く

なるものでございまして、その資質、能力を丁寧にチェックすることが必要と考えられることから引き続き議会の同意を要件としております。

法案が成立した場合には、施行通知や改正法の説明会等を通じまして、議会同意に当たつての教育長の資質、能力のチェックのための様々な工夫について周知してまいりたいと考えております。

○藤巻健史君 下村大臣も非常に重要な責務を負っているんですけども、じゃ、我々国会議員は下村大臣の資質、能力をチェックする必要があるんでしょか。

○政府参考人(前川喜平君) 大臣につきましては総理大臣に任命責任があるわけでございまして、最終的には総理大臣がその任命責任を負つた上で、議会に不信任があれば総辞職をします、これが憲法の建前だというふうに承知しております。

○藤巻健史君 どうして地方で同じような仕組みにできないんでしょか。

○政府参考人(前川喜平君) 地方教育行政におきましては、先ほど……

○委員長(丸山和也君) 短く答えてください。

○政府参考人(前川喜平君) はい。

直接学校を設置、管理するという仕事、これに担っているということから政治的中立性の要請に基づいて合議制機関が設けられているということとございまして、その点が国の教育行政機関と違うというところでございまして。

○藤巻健史君 国と違うのを認めるとしてしましても、それならば、なぜ教育委員会に忠実義務を入れないんでしょか。この前の私立学校の理事の方の法律改正では理事に忠実義務を課しましたですすよね。なぜ、教育委員会のメンバーに、教育委員に忠実義務を課さないんですか。

忠実義務を課するというのは、個人に賠償責任が行くわけですから、かなり重い責任を持つわけですすよね。教育委員会が重い執行機関であるならば、当然のことながら、企業であれば当然のことなんですけれども、責任を負わなくちゃいけないと思うんですが、忠実義務を負わせて賠償責任ま

で取らせたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○政府参考人(前川喜平君) 忠実義務というのはこの教育委員会の委員についてはなじまないものと考えておりますけれども、地教行法上は教育長及び教育委員につきましても服務についての規定は設けられておりまして、今回の改正におきましても、新教育長及び教育委員につきましても、その服務についての規定についても必要な見直しを図っているところでございます。

○藤巻健史君 権限があつて重要な意思決定をするところには責任が生じるのは民間であれば当然のことであつて、非常に大きい失敗があれば、当然のことながら個人的にも賠償責任があつてしかるべきだと思ふんですけども、今の制度のままでは何もペナルティーがないという感じがします。いかがでしょうか。

○政府参考人(前川喜平君) 行政の行為につきましては、公法人としての地方公共団体、あるいは国の場合ですと国が責任を負うということになるわけでございますけれども、それぞれの執行機関あるいはその構成員である者につきましては当然にその職務について責任が生じるということでございます。

○藤巻健史君 時間が参りましたので、次回にします。ありがとうございます。

○柴田巧君 日本維新の会・結いの党の柴田巧です。藤巻委員に続いて、残りやらせていただきましたと思います。

御案内のように、このいわゆる地方教育行政法の改正案は、あの大津でのいじめ自殺事件などを受けて今回のこの教育委員会制度の改革論議が事実上スタートしたところもあるわけですが、このいじめなどによる自殺など、児童生徒の生命、身体や教育を受ける権利を脅かす、そういう重大な事案が生じる中で、この責任体制の在り方、あるいは迅速にどうこの危機管理に対応していくか、あるいは民意をどう反映していくかというのが、この法改正の中で今問われているところでありま

す。

そういうことからこの子供の自殺の問題をまず取り上げたいと思つておりますが、御案内といいますが、今この児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力会議というものが文科省の専門家会議としてあつて、今ここで、児童生徒が自殺した際に学校側が実施する、この背景調査の指針の見直しを議論をされているということであります。

文科省では、平成二十三年の六月の通知で、自殺の事案があれば迅速に聴取するということを規定をしておりますが、全件調査というふうには明示をしていなかったわけですね。ところが、今ほど申し上げたように、大津などの事件が起きて、そこで学校側の初期対応のずさんさが問題視をされたわけですが、こういうことが相次いでおります。

また、今日の朝刊にもありますように、私も驚きました。また悲しい事件が起きているわけで、長崎県の中学校で、中学校三年生の男子生徒が今年一月、始業式の朝に自殺をしました。

当初は、受験を控えたことなどがあつて自殺をしたのかなと御遺族の方などは思つていらつしたわけですが、また学校側がいろいろ関係者に聞き取りをし、町の教育委員会が報告書を出した中にも、いじめは見当たらなかったという報告書が出たわけですが、しかしどうやらこれがいじめが原因だったというのがだんだん明らかになつてきて、しかも、亡くなった彼は、十一月頃からもうLINEで自殺をはめかしていた。当日の朝も、さようならということでメールを送つていて、みんな実はそのメールを見ていて、仲間の皆さん、生徒もその保護者も知つていたんだけれども、誰も両親や学校に伝えなくて、当初はその理由が分からなかったということで、今真相究明を遺族の皆さんが改めて求めているというような記事が出ておりました。

こういう具合に、子供の自殺というのは詳しい理由が分からないケースが当初は多くて、学校側もいじめではないと即断をしようということが今回

のようにあるわけですから、詳細な調査も行われな、最終的には闇の中に葬られるということがあるわけで、いずれにしても、しっかりとこの自殺の事案を調査をするということが、あるいはルールを厳格化していくというのが求められると思つております。

その有識者会議では、全件を対象に学校がまず基本調査を行うと。で、いじめが疑われた場合は、詳細調査を教育委員会が求めることができるという具合なものにしていくというふうな言われて議論をしているわけですが、いずれにしてもこういう状況が続いておられます。

ルールの厳格化が求められると思つておりますが、指針の見直しが求められると思ひますが、今のところこの骨子案でいくと、どういうふうはこの調査が厳格化されるのか、まずこの点からお聞きをしたいと思います。

○政府参考人(前川喜平君) 児童生徒の自殺予防対策を充実させ再発防止を図っていくためには、自殺の背景となつた可能性のある事実関係に關しましてできる限り把握していくことが必要でございます。

文科科学省におきましては、平成二十三年に、子どもの自殺が起きたときの調査の指針を取りまとめて周知しておりますが、現在、この指針につきましても、各自治体における運用状況やいじめ防止対策推進法における重大事態への対処の規定等を踏まえて、有識者会議において見直しを検討しているところでございます。

この中で、背景調査が全件、全ての事件対象であることについてより明確な表現で示していくことと、いじめ防止対策推進法を踏まえて、いじめが背景に疑われる場合の措置についても具体的に示すよう検討をしているところでございます。指針の見直しを行った後には、学校関係者向けの普及啓発協議会を全国四ブロックで行うなど、周知徹底を図っていく予定でございます。

文科科学省としては、引き続き、児童生徒の自殺予防に資する取組を更に進めてまいりたいと思

えていたところでございます。

○柴田巧君 今答弁があつたように、ルールが厳格化されていく、調査がより充実、詳細なものになつていくというのは基本的に歓迎をするところでありますが、しっかりとやっていかなくやならぬと思ひます。

ただ、その中でちよつと気になりましたのは、今のところは遺族が望まない場合は詳細な調査は見送るということにしていますが、今のところの骨子案の中では、教育委員会の判断で調査が実施できる、原則として例外を設けないということになると言われておりますが、やはりそこは遺族の気持ちというのか、最大限に意向を尊重して調査が行われるべきではないかと思つておりますが、この点はどういうふうな今のところ考えておられるのか、お尋ねをします。

○政府参考人(前川喜平君) 児童生徒の自殺予防に關する文科科学省の有識者会議における指針の見直しにおきましては、調査対象を自殺又は自殺が疑われる事案について全件を対象とすることをより明確に示してはどうかという議論がされているところでございます。

しかしながら、児童生徒に広く情報提供を求めるアンケート調査でありますとか聞き取り調査などにつきましても、これは遺族の了解なしには実施できないと考へております。学校は学校として事実に向き合うことが必要でございますが、遺族が望まない場合には、学校の教職員など学校関係者のみで可能な範囲で実施する情報収集等の調査にとどまると考へられ、その具体的な在り方に關しましても有識者会議において現在検討中でございます。

遺族の意向の尊重という観点にもしっかりと配慮しながら、子供の自殺という事態の再発を防止するために、必要な調査の在り方について引き続き検討を進めてまいりたいと思ひます。

○柴田巧君 是非、そういう方向もしっかりと加味をしていただきたいと思います。

は、子供の自殺の再発の防止に役立てていく、あるいは初期調査を徹底することによって深刻ないじめを見逃さないようにしていくということが大きな一つの目的でもあるかと思えます。

そういう意味では、指針の見直しが急がれると思いますが、今、二月に骨子案ができて、早ければ四月にもという話だったんですが、あれから幾らか日が過ぎております。今、長崎のようなことなども起きているわけで、やはり早急にこの指針の見直しをやつぱりやつていくべきで、そして、調査の厳格化をしつかり図つて、先ほど申し上げたような目的がしつかり達成できるようにしていくべきだと思えますが、大臣のお考えをお聞かせします。

○国務大臣(下村博文君) 児童生徒が自ら命を絶つということは理由のいかんにかかわらず決してあってはならないことでありまして、自殺予防に向けた取組は教育上の重要な課題であるというふうに考えております。

文科省では、有識者会議におきまして、子どもの自殺が起きたときの調査の指針について、各自治体における運用状況やいじめ防止対策推進法の重大事態への対処の規定等を踏まえ、調査組織の設置の在り方や調査で得られた情報の取扱い等に関し、御遺族の意向との関係についても配慮しながら必要な見直しを検討しているところであります。

できるだけ早く、できたら六月中にでも行えるよう現在最終的な作業を有識者において進めているところでございまして、子供の自殺予防に関し、しつかりと引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

○柴田巧君 ありがとうございます。

子供の自殺という悲劇が繰り返されないように、実効性のある取組、しつかりやつていただきたいと思えます。

次に、改正案に関連してお聞きをしていきたいと思いますが、先ほど申し上げましたように、この改正案の一つの目的が、先ほどからもまた議

論がありますように、いかに民意を反映させていくかということにあります。

その中で、教育行政や学校運営に地域住民や保護者の意向をどう反映をさせるようにしていくか、参画をさせていくかということが今日もいろいろ議論になっているところでありますが、衆議院での附帯決議の中にも、学校運営協議会の設置の促進に努めるということが附帯決議の中に盛り込まれましたが、残念ながら言うべきが、改正案そのものにはそういう文言はなかったわけで、大変残念に思っているわけで、やはり本来はそもそもは、改正案そのものの中にそういう民意を、具体的に言えば、学校運営協議会の設置を必置規定にするといったような、そういう地域住民の意向を反映させる具体的な仕組みを入れるべきだったんじゃないかと思えますが、なぜ入れないということになったのか、大臣に確認をしたいと思えます。

○国務大臣(下村博文君) 御指摘のコミュニティ・スクールは、多様な地域の子供の実情に応じた質の高い学校教育の実現に向け、保護者、地域住民の参画を得ながら学校運営の改善を図る上で重要な役割を果たすものと考えており、平成十六年制度化されて以降、その推進に努めてきたところであります。これは自民党、民主党政権問わず、ずっと続けてきたことでもあるわけであり

ます。文科省としては、コミュニティ・スクールが適切に機能し、成果を発揮していく上で、学校、教育委員会、地域住民の理解が深まり、協働が進むようにすることが重要であると考えており、各地域の実情を踏まえつつ、制度の意義を丁寧に説明した上で、理解を得られた地域から順次指定を増やしてきたところでありますが、そういうふう

に、これは政権交代をしてもしなくてもずっと継続してやってきたことにもかかわらず、いまだ一部の自治体にとどまっているということがありまして、先ほど申し上げましたが、私の地元でもそうですし、柴田委員の富山県でも、県全体の中で

もまだコミュニティ・スクールは設置されていないです。それだけ、これは地域事情もあるの

で、強制的になかなかないところがあるというふうに思えます。

そういうことで、今回の法案では一律にコミュニティ・スクールの設置を図ることはしないという

ことにしたところでありますが、引き続き、教育委員会や学校、地域の関係者に対し、成果の普及、それから理解の促進を図りながら、コミュニティ・スクールの一層の拡大と充実に向けて積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○柴田巧君 法案の中には、そのものにはあれですが、とにかくその推進をしていきたいというお考えは分かりました。

○柴田巧君 最終的な目的は、もちろん数を増やしていくというのはもちろん重要なんです

が、設置をすることが最終目的ではなくて、それを通じてやつぱり学校を改善を図っていくというか、保護者や地域住民の皆さんの意向を反映して改善を図っていく一つの手段だというふうに思いますが、学校を開いて、学校が信頼されるように努めるといふ、その教育の取組を向上させていくというやつぱり一方策なんだろうと思えます。そういう意味で、設置したからといって急にあしたから良くなるわけではなくて、しつかりと取組をよりよいものにしていく努力がまずは必要なんだろうと思えます。

そういう意味では、コミュニティ・スクールの推進を、最終的にしていくためにも、その導入の在り方や取組の充実や改善の在り方をやつぱり調査研究を行うということが更にいいものにしていくためには大事でしょうし、また委員の人が主体的にかつ的確に意見を述べて学校運営に参画をしていくということが大事なことなん

だと思います。そういう意味では、そういう委員の皆さんの研修の確保や充実というのは求められると思

いますが、これはどういうふうにやつていくつもりか、お聞きをしたいと思えます。

○政府参考人(前川喜平君) コミュニティ・スクールにつきましては、全国的な取組は着実に進んでいるものの、学校や教育委員会の中には、取組の目的や成果等への理解の不足でありますとか周辺に好事例がないなどの理由によりまして、導入に消極的なところもあり、取組状況には地域差が見られるなど、必ずしも十分とは言えない状況にございます。

このため、文科科学省といたしましては、導入に向けた体制づくりなど未導入地域に対する支援を講じるとともに、多くの有識者の協力を得まして、学校運営協議会委員も対象とした全国各地での説明会やフォーラム等を開催するなどの取組を推進しているほか、コミュニティ・スクールのマネジメント力を強化する観点から、地域とのコ

ディネット機能や事務機能の強化、学校運営協議会委員の研修の充実に関する調査研究等を進めているところでございます。

引き続き、教育委員会や学校、地域の関係者等に対し成果の普及と理解の促進を図りながら、コミュニティ・スクールの一層の拡大と充実に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○柴田巧君 今も答弁一部あったように、今、これを實際広げていく段になりますとなかなかやっぱ困難があるのも事実です。まず、設置者自体の教育委員会も非常に消極的だと言わざるを得ません。先ほどの板橋であれ、私の地元の富山もそうです。基本的に、保護者や地域住民の意見を聞くことに、特に人事についてですね、そういったことを保護者や地域住民に聞くことに大変なためらいがあるというか、あるのも事実でしょうし、また学校の教職員自身がコミュニティ・スクールに対する理解が進んでいないという面もあるかと思えます。加えて、住民の中にでも、学校が教育の場であるとともに公の施設であるということについての理解が余り進んでいないという面もあって、ここら辺をやっぱ克服をしていかなきゃならないということだと思います。

したがって、コミュニティ・スクールの意義やあるいは先進事例、好事例をどう、普及啓発するための情報発信にどのように、ちよつと繰り返しの部分があるかもしれませんが、取り組んでいるのか。そして、今申し上げたように、教育委員会に対して、あるいは教職員に対して、そして地域住民などに対して、これからその普及啓発をどうそれぞれ取り組んでいくのか、お尋ねをしたいと思えます。

○政府参考人(前川喜平君) コミュニティ・スクールが適切に機能し成果を発揮していく上で、学校、教育委員会、地域住民等の理解が深まり、協働が進むようにすることが重要であると考えております。

このため、文部科学省におきましては、教育委員会担当者に対する説明のほか、多くの有識者の

協力を得まして、全国各地におきまして学校の教職員や教育委員会担当者、学校運営協議会委員、地域住民等を対象とした説明会やフォーラム等を開催し、コミュニティ・スクールの意義等について丁寧に説明するとともに、コミュニティ・スクールの導入について学校運営の改善や学校支援の充実に取り組んでいる学校の実践事例発表等を行うなど、積極的な情報発信を図っているところでございます。

引き続き、教育委員会や学校、地域の関係者等に対し成果の普及と理解の促進を図りながら、コミュニティ・スクールの一層の拡大と充実に向けて積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○柴田巧君 その中で、やはり一つ大きな進まない理由、背景、特に学校現場においては、そういうものができると非常に負担感が重くなるというところが多忙感が増すという、やっぱそういうところがあるんだろうと思います。やっぱある意味、手間暇が掛かってしまうというところがあり、教職員、現場の皆さんからすれば、子供の教育や授業に専念する時間が削られるんじゃないかという、そういう懸念もあるのかもしれない。

したがって、衆議院での附帯決議でも、財政措置も含め学校運営協議会の設置及び運営に係る支援策を講ずることというふうに盛り込まれましたが、もしそのコミュニティ・スクールを、学校運営協議会を設置すれば、学校現場の事務負担を軽減するためにも設置するに当たって教員を増すといったことなど、そういう軽減策あるいはインセンティブが設けるということが、これを推進していく上で重要なことではないかと考えます。

○国務大臣(下村博文君) おっしゃるとおりでありまして、このコミュニティ・スクールの導入の課題として、かえって学校現場にとってはもう手間暇掛かって大変だということがやっぱあるわけでありまして、そのために管理職や担当教職員の負担軽減を図るということから、文科省として

は、教職員定数の加配措置、これは平成二十五年の実績でこのために百九十五人の加配措置をしておりますが、こういうことを含めたコミュニティ・スクール導入に向けた体制づくりへの支援を講ずるなどの取組を推進を更にしていくことが必要であるというふうに思っています。

引き続き、未導入地域等に対する支援の着実な推進を図りながら、コミュニティ・スクールの一層の拡大と充実に向けて積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○柴田巧君 どうもありがとうございます。先ほども申し上げましたように、学校の現場にあるいは教育行政に、保護者やあるいは地域住民の声がよりの確に反映されて、そのことによつて、子供たちにはいい教育が展開されるというたれにも、今このコミュニティ・スクールをよりいものにしていく、あるいはそれを普及していく、いろんな支援策を積極的に展開をしていただくこともお願いをして、質問を終えたいと思えます。

○松沢成文君 みんなの党の松沢成文でございます。ありがとうございます。

大分審議時間も長くなっておりますので、大臣、副大臣、政府委員の皆さんもお疲れだと思えます。もう私の質問には、スタッフの用意した答弁書を下向いて読まずに、もう自由に大臣の思いのたけを開陳していただければ有り難いというふうに思っております。

さて、まず、この質問はもう大臣も衆議院から合わせると十回、二十回聞かれていたと思えますが、今回の地方教育行政法改正案の主眼は、長年続いてきた日本の地方における教育委員会制度、これに問題があるから、これを改めていくこと、改革していくというところが目的ですね。

問題があるから改革をする、これ当たり前の話なんです。それでは大臣、今の教育委員会制度のどこが問題なんだと。ちよつと碎けて言うと、ここが駄目なんだと、ここも駄目なんだと、だか

ら変えなきゃ日本の教育は再生しないんだ。その問題なところ、駄目なところ、どこにあるのか、具体的に大臣の言葉でお聞きできればと思います。

○国務大臣(下村博文君) 今まで御指摘のようにもう十回ぐらい答弁しているかもしれませんが、そのたびに違うと国会で問題になりますので、やはり答弁は統一した答弁をせざるを得ないというのがやっぱルールであるのではないかと思います。

現行の教育委員会制度については、教育委員長と教育長のどちらが責任者か分りにくい、いじめ等の問題に対して必ずしも迅速に対応できていない、地域の民意が十分に反映されていない、また、地方教育行政に問題がある場合に国が最終的に責任を果たせるようにすることが必要である、そういう課題があるというふうに考えております。

このため、改正案におきまして、政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ、教育行政における責任体制の明確化を図る、迅速な危機管理体制の構築、さらに地域の民意を代表する首長との連携の強化を図り、そしていじめによる自殺事案等の問題に対して国が最終的な教育行政の責任を果たせるようにすることによりまして、教育委員会制度の抜本的な改革を行おうとするものでございます。

○松沢成文君 模範的な答弁、ありがとうございます。

大臣の答弁の最後にもいじめ自殺事案の反省からというふうな言葉がありましたけれども、この教育委員会改革の議論がぐつと高まってきたのは、あの大津のいじめ自殺事件での教育委員会の対応ぶりが余りにもひどかったということが大きな原因なんじゃないかと思えます。情報を隠して隠蔽するとか、あるいは教育長さんが逃げの記者会見ばかりやるとか、その責任者である教育委員長が全然出てこないだとか、随分パッシングに遭いました。

この大津の事件だけが何か取り上げられて、それが象徴になって、何か日本中の教育委員会はみんな駄目なんじゃないかというふうに議論が行っちゃって、私は、一生懸命やっていた改革をしている教育委員会は少なからずあると思うんですが、何かちよつと大津の事件が余りにも象徴的だったので教育委員会バッシング論が起きてきたようにも思っています。

そこで、ちよつと政府委員の方に伺いたいんですが、大津いじめ事件以外に、教育委員会、こんな駄目なこと、ほかにもここでもあった、そこでもあった、具体的な事例を是非とも出してくださ、い、ほかの事例を。

○政府参考人(前川喜平君) 必ずしも今回の改革の直接の契機となったものではございませんけれども、大津市におけるいじめ自殺事件以外で教育委員会の対応に問題があったとされた事例といたしましては、一つには、大分県教育委員会における平成二十年度の教員採用において不正行為があったというものがございます。教育委員会の事務局職員や校長等が贈賄で逮捕、起訴された事例でございます。

もう一つ挙げますと、大阪市教育委員会におきまして、平成二十四年に発生した市立桜宮高校の男子生徒の自殺、体罰に起因するものでございまして、これに関しまして、自殺発生前に同教育委員会に体罰の情報が寄せられていたにもかかわらず適切に事実確認ができなかったという事実でございます。

このようなものと承知しております。

○松沢成文君 確かに、この大分の事案も大阪市の事案も、私も今御指摘いただいたら覚えております。新聞でそういう記事が躍つたというのには覚えております。ですから、ほかにも教育委員会制度の中で不祥事とか、あるいは全く地域住民の期待に応えられていないという事案が幾つもあるんだろうと思います。

じゃ、一方で、現行教育委員会制度の下でも、もう教育委員会と学校と地域がそれぞれ連携して

頑張つてすばらしい教育の成果を上げている、あるいは教育改革を進めている、こういう事例も私は全国にかなりあると思うんですが、まあ全部言えないかもしれませんが、もう三つでも四つでもいいので、もしこういう自治体でこんな成果が上がったというのを把握していたら是非とも御開陳いただければと思います。

○政府参考人(前川喜平君) 先ほどの御質疑の中でも福岡県の春日市の例がございましたけれども、今ここで一つ例を挙げるとすれば、京都市教育委員会ではないかというふうに考えております。

京都市教育委員会におきましては、教員公募制等の人事における校長裁量の拡大、また学校運営予算に係る権限の学校長への大幅な委譲、さらに教育行政の専門性を有する行政職員の育成、ボランティア団体として学校を支援する京都方式の学校運営協議会の推進と、このような取組が行われておりまして、中央教育審議会でも紹介されたところでございます。

こうした教育委員会の取組は重要であると考えておりまして、引き続きこういった事例を参考にしたいと考えております。

○松沢成文君 現行の教育委員会制度の下でも、様々な不祥事あるいはうまくいかなかった事例も幾つもあるし、逆に、同じく現行の教育委員会制度の下でも、地域、教育委員会、学校、連携して頑張つてかなりの成果を上げているものもありますよね。

今、京都と、先ほどは質疑の中で福岡県春日市、これ、よく雑誌や様々な記事にもなっていて非常に有名なケースですが、あと秋田県なんか、いつも学力テストが全国一とか言われていますけれども、これ、全国学力テストに先んじて全県の学力テストをやつてスタートをさせたり、あるいは県の独自予算で少人数学級をどんどん進めたり、さらには教育の専門監というのを置いて教員の指導に当たらせたり、そして移動教育委員会

というんですか、学校現場やいろんなところに教育委員会が出ていって、その地域の皆さん、学校の皆さんともう膝詰めで様々な意見交換をしていく、こういう風通しのいい運営をして秋田県は今教育県として非常に有名ですよ。

実は、私は自分の自慢するの好きじゃないんですが、私も、神奈川県で私が知事やっていたときも様々な工夫をしました。例えば今回の法案で、総合教育会議という首長と教育長、教育委員会がもう連携して様々な議論をしながら教育の方針決めていくように。

実は、ほかの県でもあるんですが、私も年に二回か三回は教育委員の皆さんとの懇談会をやつていました。一つは、教育ビジョンとか教育の大きな方針を決めるときは一緒に議論して決めましょう、それから、教育の予算を立てる前に、県側では学校の予算、耐震構造とかいろいろありますよね、こういうふうな考えているけれど、教育委員会としてはどうなのか、こういう情報交換もしていました。

それと、私も選挙のときになりましたマニフェストで教育問題を公約にしましたので、それは、やつてもらつたら教育委員の皆さんに御理解いただいたいて、教育委員会から学校の現場に伝えていたいただいてコンセンサスつくらない限りでございまして、丁寧に説明して教育委員の皆さんに理解をいただいて、よしやろうということになったと。

ここでも取り上げさせていただきましたけれども、高校日本史の必修化なんかもかなりの議論をしましたし、これは教育委員会に説明に行くだけじゃなくて、例えば県立高校の校長会にも私自身も説明に行きましていろいろ意見をいただきましたし、教員の組合あるいは父母の団体とも全て歴史教育の重要性を訴えて、相当な反発もありましたけれども、それは教育長とか教育委員と一緒に何って議論をしたと。それでコンセンサスをつくつていって政策を進めたということもやりました。

それから、ウィークリー知事現場訪問といって、毎月どこかの学校に知事が訪問をして、そこで授業を視察したり、あるいは教職員や生徒と様々な情報交換したりやつていたんですが、これも、知事だけが行くんじゃないくて教育委員の皆さんをお誘いして、まあ時間合う合わないありますが、例えば私と教育長と一緒に小学校の視察に行く、あるいは私と教育委員と一緒に県立高校の部活の視察に行くとか、こういうのもかなり密にやつていました。

ですから、私自身も知事をやつていて、今の教育委員会制度が制度としてこまでひどいという印象は余りなかったんです。これはやり方で幾らでもできるなと。逆に関係を密にして、相互理解の下に政策と一緒に進めていくということはできるんじゃないかなというふうに現場にいて考えていたんです。

そこで、ちよつと話を交えますけれども、これは本会議でも文科大臣にお聞きしたので、またちよつと同じ答弁になつちやうかもしれませんが、私は、教育委員会改革の非常にダイレクトな方向性として、教育委員会制度を廃止して、住民から選ばれている首長の下に教育の執行権限を集中させて、首長とその下に教育の執行権限を集中させて、ここが教育を執行していくと。それに対するチェック機能として、例えば議会あるいは議会から選ばれた教育監査委員会のようなところがきちつとチェックをしていくという、この仕組みだと今の教育委員会制度とはかなり教育現場はドラスチックに変わるんじゃないかなと。

実は、衆法で、これは民主党と維新の会の共同提案でしたけれども、教育委員会主導型から首長主導型に大胆に変えようという案が出てきたんですよ。それで、私の認識しているところでは、自民党の最初のときの議論もこういう案をかなり検討していた。それから、大臣が中教審に諮問をして中教審から返ってきた答申も、A案はこの方向だったんですね。でも、これだけじゃいけない

ということでもB案もくつついてきたわけですよ。私が拝察するに、大臣は恐らくこの首長主導型のドラスチックな改革案もかなり頭の中にあつたのではないかと思うんですね。ですから、この案に反対じゃないと思うんですが、今回衆議院では、当然、大臣ですから政府案の支持を訴えたわけですから。

この衆法の首長主導型の案、教育委員会を廃止する案ですね、この案について大臣はどのようにお考えなのか。逆に、どこがおかしいからこの案はやっぱり好ましくないということになったのか、詳しくお聞かせいただきたいなと思っております。

○国務大臣(下村博文君) おっしゃるとおり、現行法においても、松沢委員が神奈川県知事の時いろいろな教育改革をされたということは承知をしておりますし、また、例えば日本史の必修等も、それを受けて私の方も是非、今後、中教審に諮問をしていきたいというふうに思っておりますし、参考になる事例はたくさんありますし、現行法でもやろうと思つたらやれる部分は結構あると思ひますし、事実、教育委員会においても六割方はうまくいっているところもあるのではないかと思います。

一方で、先ほど指摘を申し上げたようなやつぱり問題点があるということと、それから、うまくいっている、教育委員会そのものが現状維持、調整型の発想の教育長あるいは教育委員会が多いものですから、時代の変化に対して、そこに優れた首長が出てきて、その首長が今おっしゃつたようなアジェンダ、みんなの党的に言えばですね、政権公約、自民党でいえば、それぞれ掲げて、そして教育委員会の方々と相談して、同意が得られればそれを進めるということの中で、自治体においていろいろな教育改革にチャレンジしているところもあるというふうに思ひますし、やはり人の部分もあるというふうに思ひます。

ですから、優れた、特に教育に関心を持った首長が選ばれることによって、どんな制度下であつ

ても相当な改革が進むし、結果的にそれが地域や何よりも子供たちにとってプラスの成果、効果が上がるような教育が実現できる可能性というのは十分あるわけですから、そのために今まで以上に首長が権限、責任を持つということとを位置付けるということとは重要なことだというふうに思ひます。

ただ、そのときに、同時にいふも議論されてきたことは、政治的、教育における、中立性、継続性、安定性をどう担保するのか。つまり、優れた首長の下だつたらそれは結果が良ければ誰も反対することではないけれども、しかし、選挙公約でも別に教育だけで選ぶわけではありませんが、実際に教育だけに反するような、つまり教育における政治的中立性とか安定性、継続性に反するような首長が出たときにそれをストップできないのではないかと、それから、やはり教育においてはそれをどう担保するかということが必要なんだということの中で、教育委員会はやっぱり存続させる必要があると。

教育委員会を執行機関として残しながら、しかしその首長と教育委員会との連携という意味では、今までなかった、実際に神奈川県ではされていたようでありましたが、しかしそれが法律上実体を持つた総合教育会議という法律の中における制度として設けて、首長によつてやるやらないではなく、どこにおいても総合教育会議を設けることによつて、首長の主宰の下で教育委員会と一緒に教育大綱を作つたり、あるいは緊急対応について対応できるというようなことをしながら、タイムリーな教育改革ができるような、そういう仕組みを制度設計上していこうということでありまして、教育委員会を残す理由というのは、やはり教育における政治的中立性、安定性、継続性を担保させようと、そういう趣旨の中で、結果的にフランスの取れた政府・与党案として国会に提出してきたのではないかと、このように考えております。

○松沢成文君 それはそれで非常に説得力があるんですね。

ただ、要は私は、今の教育委員会の問題点を、制度が悪いからこういう不祥事も起きてくるんだという部分もあると思ひます、これは否定しませんが、ただ、それだけじゃないですね。やっぱり運用が大事なんですね。運用で頑張つて、いい成果を上げていこうところもあるわけですよ。ですから、制度改革と同時に、運用、とにかく積極的にその制度を運用していい成果を上げる。まあそれを運用するのは人です。ここにやつぱりやる気を起こさせないと、幾ら制度をつくつても、これやつぱり機能しないんですね。

いろんな例があると思うんですが、例えば選挙制度を考えても、一つの制度で全ての成果を上げられるという制度はないと思うんですね。例えば小選挙区制度を取れば、民意の集約には優れているけれども、死に票が多くて民意の反映という意味ではこれは駄目なんだと。逆に、比例代表制度を取れば、民意の反映はこれもうちゃんとできますよね、国民の民意の反映が。しかし、小党を乱立してリーダーシップがなかなか取れないじゃないかと。だから、国の方では小選挙区比例代表並立制というような、両方併せちゃつたわけですから、これも。これは国の選挙制度だから、これは国で一本化しなきゃいけません。

ただ、事は地方教育行政という地方の自治事務なんです。ですから、制度を一つにしてこれで全ううまくいくというんじゃないで、やはり幾つかの制度があつて、その中で、運用する人たちが、我が町にはこのやり方が合つていて、あるいは、我が町はこういうことで不祥事も多かつたんで、思い切つてこちらの制度に変えてみよう。こうやって、運用する人たちが自分たちの主権、選択権があつて、自分たちで制度を決められたときに初めて制度と運用がいい歯車が回るんですよ。

私はそう思うんですけども、大臣、いかがでしょうか。○国務大臣(下村博文君) まず、制度によつてパフォーマンスに全て解決する、この制度だつたら

全て問題ないというのは、どんな分野においてもそれはやつぱりあり得ないと思うんですね。その制度におけるやつぱりプラス点もあればマイナス点もあるわけでありまして、相対的によりいい制度改革を常に目指す。しかし、それで完全に解決できるものができるわけではないということでありまして、制度だけでなく御指摘のようにやつぱり人の問題で、逆に、どんな制度であつても、人、リーダー、首長あるいは教育長によつて相当改善ができる部分があるというふうに思ひます。

ただ、みんなの党の提案は、教育委員会を設置するかしないかはそれぞれの自治体によつて判断すればいいじゃないかと、その今の御指摘であります。つまり誰が首長かによつて相当結果が違つてくる部分について、その場合に誰が責任取れるのかというとき、それはその自治体が責任取れないじゃないかということと本当に済ませられるのかどうかということが教育については言えるわけでありまして、

国の立場としては、やはり先ほど申し上げたような教育における政治的中立性とか安定性、継続性だけでなく、例えば義務教育においてはこれは国が責任を負うているわけでありまして、そのために義務教育国庫負担とか、あるいは学習指導要領とか、国としての一つの基準というのがあるわけでありまして、それを自治体が判断したからあとは自治体任せでいいということにはならないという部分があるわけでありまして、制度の上のつとつてそれなりの更に創意工夫というのは、いろんな工夫があるかと思ひますが、やつぱり最低限度としての、この程度のことはやつぱり平準的に守らなきゃいけないという部分の中では、これは、教育委員会制度というのはその根本の部分だというふうに考えておりますので、自治体によつて設置するしないを判断させるというようなことについて、国がそのような無責任なことをすべきではないというふうに考えているところでありまして。

○松沢成文君 まず、地方教育行政の当事者というのには地方住民であり、あるいは地方の首長であり、議会であり、教育委員会です。よね、当事者は。我々、国の立場で国全体を考えて、こういう仕組みが望ましいんじゃないかということを大いに議論するのは全く反対じゃありませんが、当事者は地方ですよ。

地方団体が、やっぱり自分たちで選ばせてほしいと、教育委員会制度もいいたところ悪いところあると、でも教育委員会を置かないで首長の下でダイナミックに教育改革を進めたい、こういうふうについている自治体もあって、それで当事者である地方自治体は、もうこれ六団体全てですよ。要するに、教育委員会の設置規制を外して、それで、教育委員会を置いてやっていくか、あるいは、教育委員会を置かず首長中心でやっていくかは、自分たちで選ばせてくれ。でも、自分たちで選んだ以上、責任は自分たちが負うんですよ。もしそれで教育が間違つた場合には、そこでまた議論して、修正して、新しい方向を探すのも当事者である地方なんですよ。でも、それをしつかり国が、分かつた、やってみると言わない限り、地方分権というのは永遠に進みませんよ。私はそう思うんですよ。

それから、地方自治体は多種多様であるということなんです。もう人口千人、二千人の小さな町、これ人口少ないだけじゃなくて、残念ながら人材も、人口少ないだけにならないけませんよ。じゃ、首長は選ばれますけれども、そこに教育長にふさわしい人がいるか。あるいは、教育委員だつて大体充て職になつちゃうんですよ、いないから。先生のOBとか、こうなつちゃうんですよ、町の役職のこの方とかね。先ほどの議論のように事務局も小さいわけです。ところが、人口九百万とか一千三百万人いる東京や神奈川のようなところだつたら、もう幾らでも専門職持った、あるいは教育に明るいそういう方がいて、教育委員にもなつてくれるだろうし、教育長だつてこれはもう引く手あまただと思いますよ。誰にしていかが迷

うぐらいに人材は豊富であります。これだけ規模の違う自治体一つの制度で、これで地方教育やれというのは、私は不可能だと思つてゐるんですよ。

だから、私が提案しているのは、何も地方に自由によらせると、そしたらこれ混乱も起きますよ。だから、私はせつかく、いい制度が三つ考えられたんです。今までの教育委員会制度でうまくやつてきた、この継続でいきたいと考える自治体はそれを選べばいいし、あるいは抜本的に今の教育を変えたいと、我が町の教育は機能していない、首長を中心とした、首長主導型でやる、その決断を議論させて自治体で決めさせればいいですよ。それで、いや、両方にいい面悪い面がある。両方のいい面を組み合わせたいのがある意味では今の政府案で、我が町はこれでいきたいという、いろんな考えがあると思うんですよ。

私は、地方がそれを望んでいる、地方分権は時代の大きな要請。ある意味でこれは規制改革でもあるんですよ。全部国が上から規制。一つの制度を押し付けるわけですから。当事者である地方は、この決まつた制度でやりなさいといつて、当事者なのにその制度をつくるときにほとんど自分たちの考えは取り入れてもらえない。私は、今の日本の政治の柔軟性がないのはここにあると思つていまして、私としては、是非ともこの地方の声を大切に、逆に言えば、地方が自分たちで議論して、自分たちで判断して、自分たちで運営する、そしてその結果も自分たちで負う、これを地方にやらせることが、日本において民主主義や地方自治の発展につながると思つてゐるんです。

そういう意味で、この地方の教育制度の改革について、是非とも地方に、地方の特色に合った、自分たちの自治体にこれならいけるぞという制度を選択させてあげる、これがないと、私はまた一律の紋切り型で、それに合わないところの失敗も出てくるというふう思うんですが、いかがでしょう。

○国務大臣(下村博文君) 今の松沢委員の話だけ

聞いていれば、みんなそうかなというふうに思われると思うんですが、ポイントはその中で、教育委員会の設置をするかしないかを自治体が判断するということをおつしやつていないから、だから教育委員会がより自由性、自主性を持たせるといふ、一般論で言えばそのとおりだと思うんですよ。

それは、そもそも教育は地方自治業務というところで、地方分権一括法の中でどのように地方自治体が主体となつてやるということになつてゐるわけでありまして、相当現段階においてやろうと思つたら実際はやるわけで、本当に画一、均一で、しゃくし定規で、何が何でも何か同じことしかできないかという、先ほどの事例のように現行法であつても相当いろんな創意工夫をしている自治体もあるわけですよ。

国はさらに、よりその権限の責任の明確化等によつて、さらに首長、それから教育長、それから教育委員会、その辺の権限の明確、責任体制が明らかにすることによつて、地方における張りつめた教育行政あるいは教育改革が現行よりも更にしやすい。それから、何か起きたとき、いじめ問題等ですね、的確に対応するための制度改正を今国会でお願いしているわけでありまして、現状よりも、今回の法律改正案が通れば、より地方にとつて住民から見ると責任体制が明確化、そしてなおかつタイムリーな住民の意向が反映できるような教育行政あるいは教育改革が望まれるというふう思っています。

その中で、何をもちて地方の自由というのか、地方の自主性というのかということの中で、教育委員会を設置するかしないかを地方自治体が判断することが、それが地方の自主性を国が阻害しているということには私はならないのではないかと。やつぱり、最低限度の担保ということでは法治国家の中で必要な中で、本当に地方自治体が、もちろん地方分権でもつと地方に権限を教育においても移譲させるといふ声があることは事実ですし、またそういう方向に向かつてゐることも事実です。

けれども、教育委員会を設置するかしないかはそれぞれの自治体の判断かというのがそんなに地方自治体の大きな声になつてゐるかということについては、これはそんなふうには承知しておりません。

○松沢成文君 それぞれの地方六団体もいろんな意見があるんですよ、これ。逆に首長型でいつてほしいと、これこそが改革だといふところもあるし、逆にこれまで教育委員会制度をやつてきたし、これが慣れているからいいやというのもある。地方団体もこういう意見が二つあって、またまらなから選択制にしてくれれば両方満足だといふうちよつと打算的な部分があるのかもしれない。そういう部分もあるのかもしれない。ただ、行政委員会が地方自治法で幾つも定められていますよ、公安委員会だとか何とか。じゃ、教育というの地方において行政委員会方式じゃなきゃ本当にできないのか。

これ、よく言われる例ですけど、国は中央教育委員会というのはいないですよ。国はあくまでも文科省があつて、そのトップは国会議員である下村大臣です。政治家ですよ。それで、中央教育審議会というのはいくまでも諮問を受けて答申を出すという審議会ですよ。国の方は教育委員会制度がなくて、じゃ、教育の政治的な中立がそれだから保たれないと見ることもできちゃうわけですよ。

例えば高校の授業料無償化も、僕はどちらが正しいと言つてゐるんじゃないかと、民主党政権のときは導入したわけですよ。で、政権交代して今度自民党政権になつたら、所得制限が付いたりしてかなり変えられて、現場は混乱したのは事実ですよ。ですから、こういうことも国でもあるわけですよ。

私は、そういうトラブルも含めて、地域の当事者たちが、自分たちで制度も考え、もしその制度に失敗があつたら自分たちでそれをつくり直すことまでしっかりとやらせる権限を与えないと。それによつて責任も伴つてきて、私は本物の地方自

治というのはそういうことからスタートするといふふうに思っているんですよ。

だから、国の制度では教育委員会制度はないのに、なぜ地方だけは絶対なきやいけないのか、その辺りは大臣、いかがお考えでしょうか。

○国務大臣(下村博文君) まず、教育行政における国と地方の役割は、これは明確な違いがあるといふふうに思います。国は、先ほど藤巻委員の質問に対して前川局長が答弁したことでもあるんですが、国は学校教育法等の制度の枠組み、それから学習指導要領といった全国的な基準を定める、あるいは教員給与等の財政負担を行うことを役割として行っているわけですが、学校の設置管理者として児童生徒に直接教育を実施したり教職員人事を行うといった立場、それは国は持っていないわけでありまして、このため、教育委員会を設けず、文部科学大臣が教育行政を行っております。

国と地方の統治機構の違いという面からすれば、国が議院内閣制を取っているのとは異なり、地方は二元代表制を取っている。つまり、首長というのは、ある意味では大統領的な権限を持っている、これは住民による直接選挙によって選出されている、議会との関係では極めて強力な権限を持っています。このため、教育委員会制度を含む各種委員会制度が設けられているということでもあるわけでございます。

この教育委員会制度というのは行政委員会の一つの形態でありまして、この行政委員会が設置されている理由というのは、個人の権利に直接的に關与するという事務の性質から政治的中立性の確保が要請されているもの、例えば国家公安委員会等がそうでありまして、また、所掌事務のうち準立法的又は準司法的権限を有するなど特に慎重、公正な事務処理を必要とされているもの、これが人事院とか公正取引委員会、こういう行政分野については、これは国においてもそういうふうにとっているわけでありまして、

地方においては、そういう直接的な児童生徒に対する教育とか人事とかということから、地方に

において、教育委員会というのは、つまり、中教審のような審議機関ではなく行政委員会として位置付けることによって、政治的、教育における、中立性、安定性、継続性をやはり担保しておく必要があると。

そういう国と地方における基本的な制度設計の違いによるものであって、単純に国がこうだから地方自治体も同じようにするということの仕組みとは違う仕組みであるということについては理解されておられるわけですが、そういう観点から、今回も教育委員会制度改革について、首長と、それから新教育長を位置付けることによる教育委員会の執行機関としての位置付けは存続をするということにしているわけでありまして。

○委員長(丸山和也君) あと十五秒です。

○松沢成文君 はい。

大臣の説明は非常にうまいので、こちらも説得させられそうですけれども、私は、ちよつと今の日本の戦後教育含めて、やはり文部科学省を頂点に都道府県の教育委員会、市町村の教育委員会、この、ある意味で、言葉は失礼ですが、大きな官僚機構の縦のつながりがやつぱり下からの発想の自由な教育というのを押さえ付けきたという部分を非常に感じるんです。これは知事をやっている、もう何から何まで文科省から指令が来る、通達がある、それを、したがって市町村教委に都道府県教委から指令、通達を流していく、それで全国の統一的な教育行政、言葉を換えて悪い言い方をすれば、上からの管理型の教育行政が続いてきた……

○委員長(丸山和也君) 松沢委員、質問時間が終了しています。

○松沢成文君 はい。

コミュニティ・スクールの議論なんかもあるように、やつぱり下から、地域から、みんな地域教育を支えるんだという形の教育をつくるには、私は一度教育委員会というものの必置制はなくて、もう少し柔軟な教育の制度をつくれればと思つて、これからまた追加、次回も質問をさせ

ていただきたいと思つたので、よろしくお願ひします。

○田村智子君 日本共産党の田村智子です。

この法案は、首長の判断で大綱に教育内容に関することも書き込める、教育委員会のトップとなる教育長も首長が任命するなど、教育への政治介入の懸念が払拭されません。

政府は、教育行政への首長の意向の反映を民意の反映と説明をしますが、それは多様な民意の反映を保障するものではありません。むしろ、住民代表である教育委員会の権限を弱めることなどから、首長による政治介入、国による教育統制に道を開くことになるのではありませんか。大臣、お願いいたします。

○国務大臣(下村博文君) 全くそういうことではありません。

○田村智子君 そう簡単にお答えになつたんですけれど、それでは少し具体的に、現実に私が述べたような懸念を払ふ事態がこの法案審議のさなかに起きていくということを描きたいと思つた。

文部科学省作成の道徳教材「私たちの道徳」、これをめぐる問題についてお聞きをいたします。この教材は、心のノートを抜本的に改訂をしたもので、今年度から無料で全国の学校に配付されています。文科省が教材である「私たちの道徳」を作り、学校に配付する、その法的な根拠は何か、簡潔にお示しく下さい。

○政府参考人(前川喜平君) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四十八条におきまして、文部科学大臣は地方公共団体に對し、教育に関する事務の適正な処理を図るため、必要な指導、助言、援助を行うことができることとされております。「私たちの道徳」の作成、配付については、この法律に基づく各地方公共団体への指導、助言、援助の一環として行っているものでございます。

○田村智子君 私も説明を受けまして、法的には都道府県や市町村に対する指導、助言、援助であ

ると。ほかに例示として幾つか示されています、手引書を作成し利用に供すること、教育及び教育行政に関する資料又は手引書を作成し、これにも基づいているんだという説明も受けたんです。それが、全国の小中学校に総数で約一千七十七万冊、全児童生徒数は約一千七万人強ですから、まさに全児童生徒数に匹敵する冊数が配られているということになります。

では、その資料を教員は教材として使わなければならないという法的な義務があるのかどうか、お答えください。

○政府参考人(前川喜平君) 「私たちの道徳」は教科書ではなく、道徳教育の充実を図るための教材でございます。したがって、法令上、教科書のように学校に使用義務が課されているものではないと思います。

○田村智子君 文科省が使用を義務付けることはできないということになります。

もう一点確認をします。週一回程度の授業の教材などは通常学校に置いていて、必要なときに持ち帰らせるということとはよくあることだと思つた。同じように、「私たちの道徳」を教室に置くのか、家に持って帰らせるのかなどの使い方にしても、こうしなければならぬという義務は教員や学校にはないというふうに考えますが、局長、いかがですか。

○政府参考人(前川喜平君) 文部科学省として、各学校に對し「私たちの道徳」の使用法について具体的に義務付けを行っているという事実はございません。

一方で、「私たちの道徳」につきましては、学校の教育活動全体はもちろん、家庭や地域でも活用されるようにとの趣旨で作成、配付したものでございまして、文部科学省としては、この趣旨を踏まえて「私たちの道徳」が効果的に使われることを期待しております。

○田村智子君 文科省としての趣旨はあり、期待はしたとしても、法的に使用方法について文科省が義務付けることはできないということも確認を

しました。使用義務はないし、使用する場合も持ち帰らせるなどの使用方法についての義務はないと。これは、教員の裁量、教育の自主性に関わる教育行政の基本的なルールです。基本のルールです。

一九七六年の最高裁学力テスト判決でも、憲法解釈として、大学教員だけでなく、小中学校の教員についても、一定の範囲としながら、教授の自由というのを認めています。教育の本質的要請から教員の教授の自由について述べているこの判決文の該当部分、局長、読み上げていた、だいたいと思ひます。

○政府参考人(前川喜平君) 学問の自由を保障した憲法二三条により、学校において現実に子ども教育の任にあたる教師は、教授の自由を有し、公権力による支配、介入を受けないで自由に子どもの教育内容を決定することができるとする見解も、採用することができない。確かに、憲法の保障する学問の自由は、単に学問研究の自由ばかりでなく、その結果を教授する自由をも含むと解されるし、更にまた、専ら自由な学問的探究と勉学を旨とする大学教育に比してむしろ知識の伝達と能力の開発を主とする普通教育の場においても、例えば教師が公権力によつて特定の意見のみを教授することを強制されないという意味において、また、子どもの教育が教師と子どもとの間の直接の人格的接触を通じて、その個性に応じて行われなければならないという本質的要請に照らし、教授の具体的内容及び方法につきある程度自由な裁量が認められなければならないという意味においては、一定の範囲における教授の自由が保障されるべきことを肯定できないではない。しかし、大学教育の場合には、学生が一応教授内容を批判する能力を備えていると考えられるのに対し、普通教育においては、児童生徒にこのような能力がなく、教師が児童生徒に対して強い影響力、支配力を有することを考え、また、普通教育においては、子どもの側に学校や教師を選択する余地が乏しく、教育の機会均等をはかる上からも全国的に一定の水準を確保すべき強い要請があること等に思いをいたすときは、普通教育における教師に完全な教授の自由を認めることは、とうてい許されないとこのいわなければならぬ。もとより、教師間における討議や親を含む第三者からの批判によつて、教授の自由にもおのずから抑制が加わることは確かであり、これに期待すべきところも少なくないけれども、それによつて右の自由の濫用等による弊害が効果的に防止されるという保障はなく、憲法が専ら右のような社会的自律作用による抑制のみを期待していると解すべき合理的根拠は、全く存しないのである。

○田村智子君 大変長く読んでいたんですけど、要約しますと、これは完全な自由を認めているということではない。それは当然です、私たちもそう思います。大学の教授のように自分の研究でどんどん教えていいということではない、年齢や発達にふさわしい教育内容などを国が法律などで示す。しかし、その範囲の中で具体的な内容や方法についての裁量を認めるという中身になっているわけなんです。「一定の範囲における教授の自由が保障されるべきことを肯定できないではない。」肯定できるという意味です。

国が作成した資料を教材として使用するかどうか、家に持ち帰らせるかどうかはまさに教員の裁量に属することであつて、国は強制をできません。これは憲法上の原則です。ここから大臣にお願いをしたいんです。ところが、驚いたことに、この「私たちの道徳」は教材として使用し、家にも持ち帰るようにするのが義務と言わなければならぬ動きが起きています。

下村大臣が御自身のフェイスブックに、五月十二日、次のように書き込みました。調査のお願い、四月より小中学校において道徳の時間、新しい教材として「私たちの道徳」というこれまでにない充実したものを作成し、配付しています。ところが、児童生徒に他の教科書のように家に持ち帰ら

せず学校に置きつ放しにさせている学校があることが判明しました。是非、保護者にも読んでいただきたいと考えています。子供たちがきちんと家に持ち帰っているか調べていただきたいとお願ひします。そうでないところは文科省として指導したいと思ひます。

これは、文部科学大臣の職務として調査のお願いをされているんでしょうか。誰に対して調べていただきたいと依頼をしたのですか。

○国務大臣(下村博文君) 私は当然のことだといふふうに思っています。

四月以降、幾つかの学校現場を訪問した際に、「私たちの道徳」のことを知らない児童生徒がいたり、持ち帰らせないよう指導している学校があつたりするなど、必ずしも適切に配付されていない状況が見受けられました。適切でない状況というのは、つまり、先ほど田村委員がおっしゃっていました、国が都道府県と教育委員会に対して、今回、「私たちの道徳」というのを教材として作りましと、どれぐらい必要ですかということとを事前に教育委員会に対して問ひ合わせたと、御指摘のような数になつたわけでござい

ます。ですから、それを事実上全ての生徒に配付する、教育委員会からのそういう要望があつたわけですから、それに合わせて作成、配付したものであります。さらに、学校教育の活動全体はもちろ、家庭や地域でも是非活用されるようにお願いしたいという趣旨で作つたものでありますから、せつかく十億以上掛けて作つたものですから、その趣旨については是非かされる必要があるのではないかとこのように思つておりました、これが十分に生かされていない状況は極めて残念であるといふふうに思つております。

実際に道徳の授業の中でどう活用するかどうかということについて私が強制をするようなことを文言の中でも書いたわけではございません。御指摘のように、去る五月の十二日、私自身のフェイスブック上で、「私たちの道徳」について子供た

ちがきちんと家に持ち帰っているか調べていただきたいと投稿したわけでございます。学校が児童生徒に配付してないかつたり、あるいは家庭に持ち帰られていないという多くの具体的な報告が寄せられました。

御指摘のように、これは教科書じゃありませんから、実際道徳の時間に使うかわからないかは、それはそれぞれの教育委員会の判断によるところがあるといふふうに思います。しかし、それを強制しているわけじゃありません。しかし、私が、家に持ち帰つて親にも、保護者にも読んでいただきたいということについては、これはせつかく貴重な国民の税金を使つて新しく教材を作つたわけでありますから、是非活用していただきたいと思つております。

今回、ソーシャルネットワーク、フェイスブックの特徴を生かして多くの国民の皆様方から御意見をいただいたというのは極めて有意義なことだと考えております。つまり、相当の部分が小中学生を持つている親が見ていない、あるいは家に持ち帰つていないというような実態が分かりましたので、改めて文部科学省として各教育委員会に対して、是非この「私たちの道徳」については家庭や地域においても活用していただきたいということ、是非子供たちに持ち帰らせていただきたいということをお願いをしたところでありました。道徳教育の一層の充実が図られるという点から、更に取組を進めてまいりたいと思ひます。

○田村智子君 局長の答弁を聞いていたのかなと、ちよつと、大変疑問に思ひましたね。教材をどのように扱うかは文科省は義務付けることなかできないんですよ。

それじゃ、大臣、これは持ち帰らせるといふことを大臣としては義務付けるといふことなんですか、どうですか。

○国務大臣(下村博文君) いや、義務付けているわけではありませんが、先ほど、しかし、局長の答弁にもあつたと思ひますが、「私たちの道徳」については、学校の教育活動全体はもちろ、家

庭や地域でも活用されるようにとの趣旨で作成、配付したものであり、文部科学省としてはこの趣旨を踏まえて「私たちの道徳」が効果的に使用されることを期待していると、これは局長も答弁しているとおりであります。効果的に活用を是非していただきたいということを期待しているわけでありです。

○田村智子君 文科省の意図がどうであれ、これどうやって使うかというのは学校の裁量、教員の裁量なんですよ。そのことをずっと確認したわけですよ、憲法の原則からも。

文科大臣が文科省として指導したいからと不特定多数に調査を呼びかけ、持ち帰らせていない学校名や自治体名を報告させる。これじゃ、まるで監視社会ですよ。そうでしょう。そのことをおかしいと思わないことに、私なら政治介入が起きるんじゃないかという疑念がこれ生じますよ、当然。

しかも、私、重大だと思うのは、このフェイスブックの文面を読んでいると、誤った情報を不特定多数に発信して調査を呼びかけているというふうに取り得るわけですよ。児童生徒に他の教科書のように持ち帰らせず、教科書と同じように扱うのかと。学校に置きつつ放しにさせている学校があることが判明いたしました。文科大臣がこう書けば、「私たちの道徳」を家に持ち帰らせる義務がある、学校に置きつつ放しにしている教員は問題だ、けしからぬと、こういう誤った理解を与え、ることになるんだと思いますが、大臣、いかがですか。

○国務大臣(下村博文君) これは持ち帰っていたいて、是非家庭で、あるいは地域で活用していただきたいという趣旨で作成、配付したものであります。是非そのようにしていただきたいと思っております。ただ、それをしなかったからといって、それでペナルティーを科すということではありません。あくまでもお願いベースであります。ちなみに、この「私たちの道徳」については是非市販をすることも考えて、つまり子供たちを

持つていない一般社会の方々にも是非、学校でこういう教材ができたということについて読んでいただければというふうな思っております。

○田村智子君 これ、そうでないところは指導したいなんて書いていたら、これは問題だというふうに扱っているのと同じなんです。事実上の義務付けを学校に課しているのと同じだというふうにし受け取れないわけですよ。ただ、義務付けられるものではないというふうにおっしゃいました、お願いのレベルだと。書いてある文章はお願いのレベルをはるかに超えている、踏み込んでいます。そのことは指摘しなければなりません。

問題は、そのフェイスブックに書き込まれたコメント、これ読みますと、義務付けだと思いついてるものが多々あるんですよ。だから問題なんですよ。例えば、とんでもない学校ですね。違法、違憲な教諭は懲戒してもらわないと。違法、違憲ですよ。そういう不届きな学校があれば直接御報告します、そういう意識の学校は先生の入替えを検討していただきたい、こんなことしている教師に教育者としての資格はなし、こういうコメントが延々続いている。

これでも誤解を与えたと思いませんか。○国務大臣(下村博文君) 私がそれを書いたら、それは大臣としていかがなものかということになると思えます。しかし、一般の国民がそれぞれコメントを寄せたことに対して、それがけしからぬとかどうだとか言うことは、それぞれの国民のそれぞれの判断ですから、それは田村先生はそういうふうな判断されたのかもしれないが、だからといって、私がそれとおりにするわけではなくないわけでありです。

○田村智子君 あなたが義務付けであるように書いたから、こういうコメントが寄せられる。あなたが誤解を広げた。私だったら、違法、違憲なんてコメントが来たら、それは違いますよと書きましますよ、当然。だって、大臣だもの。法律預かってるんですもの。そのまま放置されて、不特定多数が今もこうしたコメントが見られる状態になっ

ているんです。誤解を広げ続けているんです。だから重大だといって私、取り上げているんです。

「私たちの道徳」を使っていない、持ち帰らせていない、そういう教員は道徳教育に真剣に取り組んでいないと決め付けられるようなコメントなんですよ。大臣もそう決め付けているのかなというふうな思ってしまうんですけど、私、それは大きな間違いだと思っただけです。

今日、ここまで道徳の教科書を持ってきまして、重たいものを。(資料提示)私も道徳教育、とても大切だと思うから持ってきました。(発言する者あり)

○委員長(丸山和也君) 静粛に願います。静粛に願います。

○田村智子君 ここ、中学の道徳、この教科書を作った出版社は、「私たちの道徳」、文科省はこれ、中学三年間一冊なんですよ。この出版社は、一年、二年、三年用で、こうやって作っているんです。これ、小学校、中学校、これだけになるんですよ。一年生から中学三年生まで。中身も相当に工夫されて、私もこういう教材で授業をやったら面白いだろうなと、是非そういう授業は見てみたいなと思うようなすばらしいものがあるわけですよ。とても大切なことだと思います。

あるいは、埼玉は県の教育委員会として作っておられます。中身を読みますと、例えば、クラス代表委員になった女の子をうざいというふうなクラスが雰囲気をつくつちゃう、こういうことをどう考えるかという中身とか、携帯電話を、メールの返事が返ってこない、その友達をみんなてハブにしようかというのをどうしようかというふうな中身があったりとか、あるいは不登校の体験を基に自立を考えるなど、本当に学校の中で先生方が直面している問題を吸い上げて、教育委員会が工夫して工夫して作られたんだということがよく分かります。

その埼玉のある先生はこう言っていました。国教委も読んだが、子供たちの置かれている現状

から出発することにより重点を置いている県の教材の方がやはり使いやすい、これまでも県の教材を使って道徳に頑張っており組んできたのに、国から配付されたものを使っている、持ち帰らせていないのは問題だと言う、味方であるはずの教育行政のトップが何でこんなことをするのか理解に苦しむと、こういう声を私、何人かの先生から聞いています。

大臣、いかがですか。

○国務大臣(下村博文君) 私は、その先生の方が理解に苦しむと思います。

田村委員が道徳に対してプラス評価をしていたいたというのは大変有り難いことでありますが、私が視察に行ったとき、その自治体も三つの道徳における教材が置いてありました。それは、今回、国が配付した「私たちの道徳」だけでなく、ちなみに申し上げれば、それは都内でしかなく、東京都教育委員会が作成したもの、それからその自治体で作成したもの、つまり三種類置いてあります。それはそのまま置きつつ放しなんです、それだけ。

私は、確かに埼玉県もそうですし、ほかの自治体も相当立派な副読本、副教材を作っていると思えます。でも、全て学校に置きつつ放しではなくて、是非そういう教材こそ家に持ち帰ってもらって保護者の方々に読んでいただきたい。

ですから、私が言っているのは、「私たちの道徳」だけ持ち帰らせればよいということではなくて、その県が作った、あるいはその自治体で作ったものも併せて是非持ち帰っていたいて読み比べていただければ、これは子供だけでなく大人にとつてもなるほどと思うことがあるのではないかと思いますし、できれば全ての教材を読んでいたければ大変有り難いと思えます。

○田村智子君 お願いベースでお願いベースでと言いますけど、お願いベースでずっと持ち帰れ持ち帰れと言っていたら、それは義務付けになっちゃうんですよ。それはやってはならないということ、もうずっと局長とのやり取りで確認して

いるんです。大臣、この確認をしつかり踏まえてもらわなかつたら困りますよね。

それで果たして大臣の職務に当たれるのかというふうに思いますし、私も一つ思うのは、大臣のフェイスブックのところにあふれているのは、この「私たちの道徳」、文科省が作ったものを持ち帰らせていない学校はけしからぬ、教員はけしからぬ。どんなに頑張つて授業の実践をやっている教員にもそうやって誹謗中傷が投げかけられているんです、今も。延々とコメントが続いているんです。

これ、その教員の立場に立つたら、大臣どう思いますか。傷つくんじゃないですか。道徳というのは、相手の立場に立つて物考えるんですよ。誹謗中傷。相手の立場に立つて物考えようということを教えるじゃないですか。（発言する者あり）ええとかつて、もう驚きますね、そんなところでやじが飛んでくると。（発言する者あり）

○委員長（丸山和也君） 静粛に。

○田村智子君 そうやって誹謗中傷にさらされている、道徳に熱心ではないとレッテルを貼られていると、こういう事態をどう思いますか。

○国務大臣（下村博文君） 田村先生、事実関係でちゃんと、国会の場ですからね、質問してくださいます。

○田村智子君 事実関係に沿っていますよ。

○国務大臣（下村博文君） いや、誰か特定のその教師に対する誹謗中傷であふれたような文言というのは全くないと思いますよ。

○田村智子君 学校名があります。

○国務大臣（下村博文君） 何とか学校とあつたかもしれないけれども……

○田村智子君 学校名、幾つか挙がつているんですよ。

○国務大臣（下村博文君） 特定の教員に対する誹謗中傷というのはなかつたと思います。

（田村智子君「それは教員全体のことです」と述ぶ）

○国務大臣（下村博文君） そもそもこれは……

○委員長（丸山和也君） 勝手に討論しないでください。

○国務大臣（下村博文君） はい、分かりました。私のフェイスブックについてのコメントはいろんなものがあるでしょうけど、それを私が規制するという立場ではないというふうに思います。

○田村智子君 誤った情報が流れていたなら、それを正す義務は情報を発信した側にはあるはずですよ。

「私たちの道徳」の中学の版のところには、情報社会に生きる一人として絶対にしてはいけないことというページがあつて、こう書かれていました。インターネット上での誹謗や中傷、あるいはメールを介したいじめや嫌がらせが増えてきている、ソーシャル・ネットワーク・サービスを意図的に悪意あるコミュニケーションに利用する人もいます。

こういうことを踏まえて私たち議員というのはソーシャル・ネットワーク・サービスを利用することが必要だと思ふんですね。大臣があたかも持ち帰ることが義務であるかのような情報を発信し、持ち帰っていない学校や教員は道徳の教育を全く軽んじていると思わせる情報が、今ほとんど拡散しているんです。

シェアしますシェアします、どここの学校も持ち帰らせていません、どここの学校も持ち帰らせていません。学校の先生の個人の名前は出てこないけれども、そういうのを読んでいると、保護者と例えば教員、学校の信頼関係、これも傷つきますよね。持ち帰らなきゃいけないものを持ち帰らせていないんだ、うちの学校どうなっているんだろ、うちの先生どうなっているんだろ、そうなりますよね。信頼に傷が付く。

大臣が誹謗中傷するつもりがなかつたとしても、あなたが発信した情報によつてそういう情報が拡散している。これは事態の收拾が必要だと思ひますけど、いかがですか。

○国務大臣（下村博文君） 率直に言つて、そうい

う発想そのものが共有できません。

私が申し上げているのは、「私たちの道徳」の趣旨というのは、これは最初に制作するとき、各教育委員会に対して、家に持ち帰つて是非家庭や地域でも活用されるような、そういう教材として作りましと。どれぐらい部数が必要ですかというところの中で全ての教育委員会が必要部数について申込みがあつたので、それで全国に配付したわけでございます。当然、それだけの貴重な税金が活用されているわけですから、趣旨にのつた活用についてはお願いしたいというのは、これは当然のことでしょう。

○田村智子君 じゃ、なぜ全国の全児童生徒数に匹敵する数が配られることになつたのか、このことも私もちろん後で質問する予定でいましたので、そこに入りたいと思ふんですが、その前に一言、やつぱり大臣、余りに反省がないというふうに思ふんですね。

局長とのやり取りで明らかのように、教材の扱いについては学校の裁量であり、教員の裁量である。大原則なんです、大原則なんです。それを踏み越えて、持ち帰ることは当たり前じゃないですかというふうに大臣が言われる。こういうのを私は政治介入と言ふんじゃないのかなと、あるいは国家による教育統制と言ふんじゃないのかなというふうに言わざるを得ないわけですよ。

義務でもないものを義務でもあるかのようにゆがめた情報を流す。教員の具体的な頑張りを認めることもなく、一方的に問題扱いをする。国が作った教材を自画自賛して、これを使うことが大事だという自らの価値観を頑固に押し付ける。こういう自らの行為を自省する、これが道徳教育の中で私は学ぶことじゃないのかなというふうに思ふわけですが、一言ありますか。（発言する者あり）

○委員長（丸山和也君） 静粛に。

○国務大臣（下村博文君） 一方的な思い込みの質問としか思えないですね。

私は、先ほどから申し上げていますが、これを

学校で絶対使えということを一言も発したことはないわけですね。先ほど申し上げたように、国も「私たちの道徳」というのを教材で作りましと。しかし、先ほど申し上げたように、地方自治体でも作っています。立派な教材たくさんあります。都道府県の教育委員会が作ったものもあるし、それから区市町村の教育委員会が作ったものもある。それぞれいいものを使つてもらつた方がいいと思ひますので、ほかの自治体なり教育委員会が作ったものを排除して、国が作った「私たちの道徳」という教材が一番いいからこれを使えという指導をしたことは全くありませんし、それを義務化するつもりは全くありません。

ただ、せっかく作った教材だから、家にも持ち帰つて親御さんにも是非読んでいただきたい。これはほかの副読本についても同様に是非お願いしたいぐらいです。

○田村智子君 大臣がお願いだと言つても、事実上、持ち帰らなさいと求め続けることになる。私、今度文科省にちよつとお聞きしたいんですよ。

義務付けではないということをおっしゃつたので、これは是非私も発信したいと思ひます。義務付けではないと。大臣がどんなに持ち帰つたかどうかということを調査を掛けたとしても、それは義務付けではないということは確認したいと思ひます。

さらに、文科省にお聞きをします。

大臣のこのような行動に私は文部科学省がブレーキを掛けてほしいんですよ。ところが、そうじゃないんですね。フェイスブックへの書き込みの三日後には通知を出しているんですよ。資料として配つたので見ていただきたいと思ふんですけども、これ課長の通知ですね。「私たちの道徳」の配布について」と、わざわざ下線が引かれているんですよ。学校に据え置くのではなく、児童生徒が家庭に持ち帰つて家庭や地域等でも活用できるように、対象児童生徒一人一人に確実に配布してくださいと書いてあるわけですね。

これ、義務付けじゃないと言いがら、じゃ、これは持ち帰らせるということを義務付ける方向に文科省はかじを切ったということですか。

○政府参考人(前川喜平君) 今回の通知は、地教育法第四十八条に基づきます地方公共団体に対する指導、助言、援助の一環として行ったものでございます。

今回のこの冊子につきましては、これは児童生徒一人一人に給与するものでございまして、給与した以後はその児童生徒の所有物になるわけでございしますが、その児童生徒一人一人が手元に置き、学校のみならず家庭や地域でも活用してほしいという願いを込めて作成し、配付したものでございまして、各学校においては、冊子本来の狙いが効果的に達成されるよう、学校に留め置くのではなく、児童生徒に持ち帰らせたと上で、家庭や地域でも活用していただきたいという趣旨で通知を行ったものでございます。

○田村智子君 あくまでお願いだと。

それでは確認しますが、文科省は今後、初中局として、「私たちの道徳」を家庭に持ち帰らせているかなどを、その使い方を特化して調べる、そういうことはやらないですね。

○政府参考人(前川喜平君) 具体的な活用の状況などについて調査を行うかどうかは、今後の状況を見極めつつ検討したいと思えます。

○田村智子君 持ち帰っているかどうかの特化した調査を行うということはあるんですか。

○政府参考人(前川喜平君) 今後の状況を見極めつつ検討したいと思えます。

○田村智子君 これ、教材を使うかどうかは学校と教員の裁量である。しかも、先ほどの文書はお願いだと言っているんですから、それにふさわしい扱いをしてもらわなきゃ困ります。

私、何も道徳教育をどのように進めているか調査を行っちゃいけないなんて思いませんよ。だけど、その場合にも、教材の使用及び使用方法に義務付けはない、このことはちゃんと周知をすべきだということを申し上げておきます。

そもそも、先ほどから問題になっている、なぜ全児童生徒数に匹敵するものが配られたのかというところについてお聞きします。

法的には、都道府県又は市町村に対する指導、助言、援助なんです。これは、指導、助言、援助にすぎないんです。文科省は、必要部数を調査したと言いますが、では、全国の学校が教材として使いたいといつて必要部数を上げてきたんでしょうか。

○政府参考人(前川喜平君) 「私たちの道徳」につきましては、事前に各都道府県、指定都市、教育委員会等に対して行いました必要部数調査に基づきまして配付したところでございます。

○田村智子君 必要部数の調査というのは、それを求める通知が昨年の九月六日、初等中等局教育課程課の文書で出されています。その中にどう書かれているか。調査票について、各都道府県委員会が作る調査票ですね、その調査票について、平成二十六年年度在籍見込みの該当児童生徒数に乖離した数にならないよう必要な調整を行った上で作成することあるわけですよ。結局、全児童生徒数の見込みの数字を書くようにとあらかじめ求めたのではないんですか。それとも、ちゃんと一校一校の学校から必要部数を受けたんですか。どうですか。

○政府参考人(前川喜平君) この九月六日の事務連絡におきましては、文部科学省におきまして、道徳教育の抜本的な充実を図るため、心のノートを全面改訂し、平成二十六年年度から使用できるよう、全国の小中学校に対し無償で配付すること、全国を伝えた上で、ついでには平成二十六年年度使用分の心のノートの、この時点では名前が決まっておりますので、新しいノートの、仮称、の送付先及び必要部数等を把握したいので、別紙に基づき、送付先及び必要部数一覧を作成し、当課宛てお送りくださいようお願いいたします、こうなっております。必要であるかどうかについて判断した上でその必要部数を送ってほしいと、こういう依頼をしているところでございます。

○田村智子君 これ、東京都教育委員会が国の通知を受けて区市町村教育委員会等に宛てて通知を出したわけですか。そこでも必要部数は在籍見込みの児童生徒数について作成しますというふうにされているんです。これを受けた区市町村の教育委員会はどうかと。私、幾つかのところに尋ねたところ、学校に必要冊数を確認していない、児童生徒の数を、大人数をただそのまま書き込んで報告を上げているというふうに答えているところが幾つもあるわけですよ。こういうの、自作自演と言うんじゃないですかね。

大臣は先ほど、全国の学校が必要として、だから全国に匹敵する十億円を掛けて作りましたというふうにおっしゃいましたけど、学校があらかじめこの内容を見て、これはすばらしい、是非使いたいと言つて必要部数を上げたんじゃないんです、多くのところで。そうじゃなくて、文科省から、児童生徒数を書いて、それと乖離することのないように数字書きなさいよと言われて、そういう数字書いて上げた。それで全国に配られたんだから、文科省としては持ち帰ってもらおうということ前提にしているんだから、だから持ち帰らない、持ち帰らない学校や教員は問題だと言。これは、国のまさに教育の統制としか言いようがないですね。

国の教材を自画自賛で学校現場に押し付けて、その上、その使い方まで監視をしよう。こんなことを許していればどうなるかと。国からの教材と称してどんな内容のものでも教育現場に強要する道が開かれてしまう。憲法と法律でも守られている教員の裁量、自主性を踏みにじるといううなことは、これは断じて許されないと断言しなければなりません。学校教育に文部科学大臣先頭に文科省が手を突っ込むような介入を現にこうやってやっていると、今回の法案で政治介入に道を開くんじゃないか。そんなことはありません、一言お答えになるだけ。これでは、懸念は全く払拭されない。次回以降、法案の中身についても更に質問したいと思えます。

終わります。
○委員長(丸山和也君) 本日の質疑はこの程度にとどめます。

○委員長(丸山和也君) 参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案の審査のため、来る二十九日に参考人の出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(丸山和也君) 御異議ないと認めます。なお、その人選等につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(丸山和也君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(丸山和也君) 次に、委員派遣承認要求に関する件についてお諮りいたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案につき、現地において意見を聴取するため、愛知県及び静岡県に委員派遣を行いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(丸山和也君) 御異議ないと認めます。つきましては、派遣委員、派遣期間等の決定は、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(丸山和也君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時五十五分散会

五月十六日本委員会に左の案件が付託された。
一、人間らしい暮らしを実現するため、憲法を

いかして教育を充実させることに關する請願
(第一四八六号)(第一四八七号)(第一四八八号)(第一四八九号)

第一四八六号 平成二十六年五月二日受理
人間らしい暮らしを実現するため、憲法をいかして教育を充実させることに關する請願
請願者 山口県周南市 倉重雅子 外六千
百十八名

紹介議員 市田 忠義君

平和のうちに人間らしく生き働くことは、国民共通の願いである。日本国憲法は、その願いを明文にしたものであり、国民の基本的人權と平和を守るための最も大切な国民への約束である。その憲法を一方的に書き換えようとする改憲の動きが急である。二〇一二年四月に發表された自由民主党「日本国憲法改正草案」はその象徴的なものである。そこでは、憲法前文の全面的な書換えで不戦の誓いと全ての基本的人權の基礎である平和的生存権という日本国憲法の原点を消し去っている。そして、戦力の不保持を宣言した憲法第九条第二項の削除、表現の自由などの基本的人權の公の秩序を理由にした制限、改憲手続の緩和など、憲法が憲法ではなくなる内容である。日本国憲法は制定から約七十年、国民の様々な運動で国民主權、基本的人權の実現、恒久平和の追求という基本理念を守り、発展させてきた歴史がある。一方で憲法をないがしろにした政治を進めた結果、年収二百万円以下のワーキングプアが一千万人を超え、雇用劣化・国民の貧困化が深刻になっている。貧困と格差の広がりは、子供たちの生活にも深刻な影響を与えている。憲法をもっと積極的にいかし、発展させ、国民が主人公の日本、平和のうちに人間らしく生き働ける日本を実現していくことが今こそ必要である。

ついては、次の事項について実現を図られた
一、人間らしい暮らしを実現するため、憲法をいかして教育を充実させること。

第一四八七号 平成二十六年五月二日受理
人間らしい暮らしを実現するため、憲法をいかして教育を充実させることに關する請願
請願者 岩手県盛岡市 市原和子 外六千
百十八名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第一四八六号と同じである。

第一四八八号 平成二十六年五月二日受理
人間らしい暮らしを実現するため、憲法をいかして教育を充実させることに關する請願
請願者 川崎市 影山直和 外六千百十八
名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第一四八六号と同じである。

第一四八九号 平成二十六年五月二日受理
人間らしい暮らしを実現するため、憲法をいかして教育を充実させることに關する請願
請願者 東京都杉並区 石田英司 外六千
百十八名

紹介議員 田村 智子君

この請願の趣旨は、第一四八六号と同じである。

五月二十三日日本委員会に左の案件が付託された。
一、地方教育行政の組織及び運営に關する法律の一部を改正する法律案

地方教育行政の組織及び運営に關する法律の一部を改正する法律案

地方教育行政の組織及び運営に關する法律の一部を改正する法律案

地方教育行政の組織及び運営に關する法律の一部を改正する法律案

地方教育行政の組織及び運営に關する法律(昭和三十一年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「第一条の二」を「第一条の四」に、「委員及び」を「教育長及び委員並びに」に、「第十五条」を「第十六条」に改め、「教育長及び」を削

り、「第十六条」第二十二條を「第十七条」第二十二條に、「第二十三條」を「第二十一條」に改める。
第一章中第一条の二の次に次の二條を加える。
(大綱の策定等)

第一条の三 地方公共団体の長は、教育基本法第十七條第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に應じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に關する総合的な施策の大綱(以下単に「大綱」という。)を定めるものとする。

2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の総合教育会議において協議するものとする。

3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 第一項の規定は、地方公共団体の長に対し、第二十一條に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。
(総合教育会議)

第一条の四 地方公共団体の長は、大綱の策定に關する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに關する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。

一 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に應じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策

二 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがある
と見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

2 総合教育会議は、次に掲げる者をもつて構成する。

一 地方公共団体の長

二 教育委員会

3 総合教育会議は、地方公共団体の長が招集する。

4 教育委員会は、その権限に属する事務に關して協議する必要があると認るときは、地方公共団体の長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。

5 総合教育会議は、第一項の協議を行うに当たつて必要があると認るときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に關して意見を聴くことができる。

6 総合教育会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認るとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

7 地方公共団体の長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく、総合教育会議の定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない。

8 総合教育会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

9 前各項に定めるもののほか、総合教育会議の運営に關し必要な事項は、総合教育会議が定める。

第二章第一節の節名を次のように改める。

第一節 教育委員会の設置、教育長及び委員並びに會議

第二条中「第二十三條」を「第二十一條」に改める。

第三条中「五人」を「教育長及び四人」に改め、同条ただし書中「六人」を「教育長及び五人」に、「三人」を「教育長及び二人」に改める。

第四条第四項中「第一項」を「第二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「委員の任命」を「教育長及び委員の任命」に改め、「定数」の下に「一を加えた数」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「委員」を「教育長又は委員」に改め、同項第一号中「破産者」を「破産手続開始の

決定を受けて」に改め、同項第二号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

教育長は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育行政に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

第五條第一項中「委員の任期は、四年」を「教育長の任期は三年とし、委員の任期は四年」に改め、同項ただし書中「補欠の下に」を「教育長又は」を加え、同条第二項中「委員」を「教育長及び委員」に改める。

第六條中「委員」を「教育長及び委員」に改め、「の委員」の下に「教育委員会にあつては、教育長及び委員」を加える。

第七條第一項中「長は、及び」その他「の下に」を「教育長若しくは」を加え、「これ」を「その教育長又は委員」に改め、同条第二項中「委員のうちその定数」を「教育長及び委員のうち委員の定数に」を加えた数に、「委員が」を「教育長又は委員が」に、「委員を」を「教育長又は委員を」に改め、同条第三項中「委員のうちその定数」を「教育長及び委員のうち委員の定数に」を加えた数に、「委員の数が委員の定数」を「教育長及び委員の数が委員の定数に」を加えた数に改め、「得て」の下に「教育長又は」を加え、同項ただし書中「なかつた」の下に「教育長又は」を加え、同条第四項中「委員」を「教育長及び委員」に改める。

第八條第一項中「対し」の下に「教育長又は」を加え、同条第二項中「前項の規定による」及び「教育委員会」の下に「教育長又は」を加える。

第九條第一項中「委員」を「教育長及び委員」に、「次の各号の一」を「次の各号のいずれかに」に改め、同項第一号中「第四條第二項各号の一」を「第四條第三項各号のいずれかに」に改める。

第十條中「委員」を「教育長及び委員」に改める。

第十一條の見出しを削り、同条の前に見出しと

して「(服務等)」を付し、同条第一項中「委員」を「教育長」に改め、同条第二項中「委員又は委員」を「教育長又は教育長」に改め、同条第三項中「定が」を「定めが」に改め、同条第四項中「委員は、非常勤を教育長は、常勤に改め、同条第六項中「委員を教育長に改め、基本理念の下に」及び大綱を、(則して)の下に、かつ、児童、生徒等の教育を受ける権利の保障に万全を期して」を加え、同項を同条第八項とし、同条第五項中「委員」を「教育長に改め、同項を同条第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7 教育長は、教育委員会の許可を受けなければ、営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他人事委員会規則(人事委員会を置かない地方公共団体においては、地方公共団体の規則)で定める地位を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。

第十一條第四項の次に次の一項を加える。
5 教育長は、法律又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、その勤務時間及び職務上の注意力の全てをその職務遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。
第十六條を削る。
第二章第一節第十五條を第十六條とし、第十四條を第十五條とする。

第十三條第一項中「委員長」を「教育長」に改め、同条第四項を削り、同条第三項中「第六項ただし書」を「第七項ただし書」に、「出席委員」を「出席者」に、「委員長」を「教育長」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「委員長」を「教育長」に改め、同項ただし書中「第五項」を「第六項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 教育長は、委員の定数の三分の一以上の委員から会議に付議すべき事件を示して会議の招集を請求された場合には、遅滞なく、これを招集

しなければならない。

第十三條第七項中「委員長を」を「教育長に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項ただし書中「委員長を教育長に、出席委員を出席者」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「委員」を「教育長及び委員」に改め、同項を同条第六項とし、同項の前に次の一項を加える。

5 教育長に事故があり、又は教育長が欠けた場合の前項の規定の適用については、前条第二項の規定により教育長の職務を行う者は、教育長とみなす。

第十三條に次の一項を加える。
9 教育長は、教育委員会の会議の終了後、遅滞なく、教育委員会規則で定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない。

第十三條を第十四條とする。
第十二條の見出しを「(教育長)」に改め、同条第一項及び第二項を削り、同条第三項中「委員長を」を「教育長に、(会議を主宰し)を(会務を総理し)」に改め、同項を同条第一項とし、同条第四項中「委員長を」を「教育長に、(教育委員会の指定する)を」の指名するに改め、同項を同条第二項とし、同条を第十三條とする。

第十一條の次に次の一項を加える。
第十二條 前条第一項から第三項まで、第六項及び第八項の規定は、委員の服務について準用する。

2 委員は、非常勤とする。
第二章第二節の節名を次のように改める。
第二節 事務局
第二章第二節中第十七條を削り、第十八條を第十七條とする。

第十九條第七項中「教育長の推薦により」を削り、同条を第十八條とする。
第二十條を削る。
第二十一條中「第十九條第一項」を「前条第一項」に改め、同条を第十九條とする。

第二十二條の見出し中「教育長及び」を削り、同

条中「教育長及び第十九條第一項」を「第十八條第一項」に改め、同条を第二十條とする。
第三章中第二十三條を第二十一條とする。
第二十四條中「長は」の下に、「大綱の策定に関する事務のほか」を加え、同条を第二十二條とする。

第二十四條の二第一項中「すべて」を「全て」に改め、同条を第二十三條とし、第二十五條を第二十四條とする。
第二十六條中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 教育長は、教育委員会規則で定めるところにより、第一項の規定により委任された事務又は臨時に代理した事務の管理及び執行の状況を教育委員会に報告しなければならない。

第二十六條を第二十五條とする。
第二十七條第一項中「同条第三項」を「同条第四項」に改め、同条を第二十六條とする。
第二十七條の二中「第二十四條第二号」を「第二十二條第二号」に改め、同条を第二十七條とする。

第三十二條ただし書中「第二十四條の二第一項」を「第二十三條第一項」に改める。
第三十四條中「定が」を「定めが」に改め、「教育長の推薦により」を削る。
第三十七條第二項中「第二十六條第二項」を「第二十五條第二項」に改める。

第三十八條第三項を削り、同条第四項中「第二項」を「前項」に改め、同項を同条第三項とする。
第五十條中「の保護の」を「に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれ、その被害の拡大又は発生を防止する」に改める。

第五十四條の二中「第二十四條の二第一項」を「第二十三條第一項」に改める。
第五十五條第三項ただし書中「第二十四條の二第一項」を「第二十三條第一項」に、「すべて」を「全て」に改め、同条第五項中「第二十四條の二第一項」を「第二十三條第一項」に改め、同条第八項た

だし書中「第二十四条の二第二項を「第二十三条第一項」に、「すべて」を「全て」に改め、同条第九項及び第十項中「第二十四条の二第一項を「第二十三条第一項」に改める。

第六十条第一項中「第二十三条を「第二十一条」に改め、同条第二項中「第二十三条を「第二十一条」に、「第二十四条の二第二項を「第二十三条第一項」に、「すべて」を「全て」に改め、同条第三項中「第二十三条を「第二十一条」に、「第二十四条の二第二項を「第二十三条第一項」に改め、同条第四項中「第二十三条を「第二十一条」に改め、同項ただし書中「第二十四条の二第二項を「第二十三条第一項」に、「第二十三条を「第二十一条」に改め、同条第五項中「第二十三条を「第二十一条」に改め、同項ただし書中「第二十四条の二第二項を「第二十三条第一項」に、「第二十三条を「第二十一条」に改め、同条第六項中「第二十三条を「第二十一条」に改め、同条第七項中「第二十三条を「第二十一条」に改め、同条第八項及び第十項中「第二十四条の二第一項を「第二十三条第一項」に改め、同条第十一項中「第二十三条を「第二十一条」に改める。

附則

(施行期日)
第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第三条及び第二十二條の規定 公布の日

二 附則第二十條の規定 この法律の公布の日又は地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第二十号)の公布の日(以下「遅い日」といふ)遅い日

三 附則第二十一條の規定 この法律の公布の日又は地方自治法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第二十号)の公布の日(以下「遅い日」といふ)遅い日

第二条 この法律の施行の際現に在職するこの法律

律による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律(以下この条において「旧法」といふ)第十六条第一項の教育委員会の教育長(以下「旧教育長」といふ)は、その教育委員会の委員(以下単に「委員」といふ)としての任期中に限り、なお従前の例により在職するものとする。

2 前項の場合においては、この法律による改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律(以下「新法」といふ)第二章(第二條を除く)、第二十五條、第二十六條、第三十四條、第三十七條、第三十八條及び第六十條第六項の規定は適用せず、旧法第二章(第二條を除く)、第二十六條、第二十七條、第三十四條、第三十七條、第三十八條及び第六十條第六項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧法第十一條第六項中「基本理念」とあるのは「基本理念及び大綱」と、則してとあるのは「則して、かつ、児童、生徒等の教育を受ける権利の保障に万全を期して」と、旧法第六十條第六項中「第二十三條」とあるのは「第二十一條」とする。

3 前項の場合においては、旧教育長の委員としての任期が満了する日(当該満了する日前に旧教育長が欠けた場合にあつては、当該欠けた日。附則第五條において同じ)において旧法第十二條第一項の教育委員会の委員長である者の当該委員長としての任期は、同条第二項の規定にかかわらず、その日に満了する。

(新教育長の任命に関する経過措置)

第三条 新法第四條第一項の規定による新法第十三條第一項の教育長(附則第五條において「新教育長」といふ)の任命のために必要な行為は、この法律の施行の日(以下「施行日」といふ)前においても行うことができる。

(新たに任命される委員の任期の特例)

第四条 施行日から四年を経過するまでの間に任命される委員の任期は、新法第五條第一項の規定にかかわらず、当該委員の任期の満了の期日

が特定の年に偏ることのないよう、一年以上四年以内で当該地方公共団体の長が定めるものとする。

(新教育長が任命されるまでの間の経過措置)

第五条 施行日(附則第二條第一項の場合にあつては、旧教育長の委員としての任期が満了する日)以後最初に新法第四條第一項の規定により新教育長が任命されるまでの間は、地方公共団体の長は、委員のうちから、新教育長の職務を行う者を指名することができる。

(地方自治法の一部改正)

第六條 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第十三條第三項中「教育委員会の」の下に「教育長又は」を加える。

第二百一十一條第一項中「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に改める。

第八十條の二中「委員長」の下に「教育委員会にあつては、教育長」を加え、同条ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

第八十條の五第六項及び第七項中「委員会の委員」の下に「教育委員会にあつては、教育長及び委員」を加え、同条第四項中「委員会の委員」の下に「教育委員会にあつては、教育長及び委員」を加え、「すべて」を「全て」に改める。

第二百五十二條の十中「委員会の委員」の下に「教育委員会にあつては、教育長及び委員」を加え、「すべて」を「全て」に改める。

第二百五十二條の十一第一項中「委員会の委員」の下に「教育委員会にあつては、教育長及び委員」を加える。

(地方自治法の一部改正に伴う経過措置)

第七條 附則第二條第一項の場合においては、前条の規定による改正後の地方自治法第十三條第一項

三項、第二百一十一條第一項、第八十條の二、第八十條の五第六項及び第七項、第二百四條第一項、第二百五十二條の九第二項及び第四項、第二百五十二條の十並びに第二百五十二條の十一第一項の規定は適用せず、前条の規定による改正前の地方自治法第十三條第三項、第二百一十一條第一項、第八十條の二、第八十條の五第六項及び第七項、第二百四條第一項、第二百五十二條の九第二項及び第四項、第二百五十二條の十並びに第二百五十二條の十一第一項の規定は、なおその効力を有する。

(教育公務員特例法の一部改正)

第八條 教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)の一部を次のように改正する。

第二章第三節の節名を次のように改める。

第三節 専門的教育職員

第十六條を次のように改める。

第十六條 削除

(教育公務員特例法の一部改正に伴う経過措置)

第九條 附則第二條第一項の場合においては、前条の規定による改正後の教育公務員特例法第二條第一項及び第十六條の規定は適用せず、前条の規定による改正前の教育公務員特例法第二條第一項及び第十六條の規定は、なおその効力を有する。

(社会教育法の一部改正)

第十條 社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

第十七條第一項中「教育長を経て」を削り、「左の」を「次の」に改める。

第二十八條中「教育長の推薦により」を削る。

(社会教育法の一部改正に伴う経過措置)

第十一條 附則第二條第一項の場合においては、前条の規定による改正後の社会教育法第十七條第一項及び第二十八條の規定は適用せず、前条の規定による改正前の社会教育法第十七條第一

項及び第二十八条の規定は、なおその効力を有する。

(大規模な公有水面の埋立てに伴う村の設置に係る地方自治法等の特例に関する法律の一部改正)

第十二条 大規模な公有水面の埋立てに伴う村の設置に係る地方自治法等の特例に関する法律(昭和三十九年法律第百六号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「これらの委員を」を「監査委員、教育委員会の教育長若しくは委員、公平委員会の委員又は固定資産評価審査委員会の委員」に、「行なわれを」を「行われ」に改める。

第九条第二項中「教育委員会」、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第五十条第一項本文及び附則第八條及び、地方教育行政の組織及び運営に関する法律附則第八條」を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 指定日から起算して四年を経過した日の前日までの間において任命される新村の教育委員会の教育長及び委員の任期は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第五十条第一項本文の規定にかかわらず、二年とし、指定日から起算して四年を経過した日以後最初に任命される新村の教育委員会の委員の任期は、同項本文の規定にかかわらず、その定数が四人の場合にあつては、一人は四年、一人は三年、一人は二年、一人は一年とし、同法第三

条ただし書の条例の定めるところによりその定数が五人以上の場合にあつては、次の各号に掲げる数(その数に一未満の端数があるときは、これを一に切り上げるものとする。)に相当する人数について、それぞれ当該各号に定める年数とし、同条ただし書の条例の定めるところによりその定数が三人の場合にあつては、一人は四年、一人は三年、一人は二年とし、同条ただし書の条例の定めるところによりその定数が二人の場合にあつては、一人は四年、一人は二年とする。この場合におい

て、各委員の任期は、当該新村の長が定める。

一 委員の定数に四分の一を乗じて得た数四年

二 委員の定数から二を減じて得た数に四分の一を乗じて得た数 三年

三 委員の定数から一を減じて得た数に四分の一を乗じて得た数 二年

四 委員の定数から三を減じて得た数に四分の一を乗じて得た数 一年

(地方公務員災害補償法の一部改正)
第十三条 地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第百二十一号)の一部を次のように改正する。

第十一条第三項中「都道府県教育委員会の」の下に「教育長及び」を加え、「及び」を「並びに」に改める。

(地方公務員災害補償法の一部改正に伴う経過措置)
第十四条 附則第二条第一項の場合においては、前条の規定による改正後の地方公務員災害補償法第十一条第三項の規定は適用せず、前条の規定による改正前の地方公務員災害補償法第十一条第三項の規定は、なおその効力を有する。

(構造改革特別区域法の一部改正)
第十五条 構造改革特別区域法(平成十四年法律第百八十九号)の一部を次のように改正する。
第十二条第十一項の表地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)の項及び第十三条第四項の表地方教育行政の組織及び運営に関する法律の項中「第二十七條の二」を「第二十七條」に改める。

第二十九条第一項中「第二十三條及び第二十四條」を「第二十一條及び第二十二條」に改める。

(スポーツ基本法の一部改正)
第十六条 スポーツ基本法(平成二十三年法律第七十八号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「第二十四條の二第一項」を

「第二十三條第一項」に改める。

(子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第十七条 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十四年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第二十四条のうち、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第十九条第三項の改正規定中「第十九條第三項」を「第十八條第三項」に改め、同法第二十三條第二号、第三号、第五号及び第十号の改正規定中「第二十三條第二号」を「第二十一條第二号」に改め、同法第二十四條の改正規定中「第二十四條」を「第二十二條」に改め、同法第二十六條第二項第六号の改正規定中「第二十六條第二項第六号」を「第二十五條第二項第六号」に、「第二十七條の二」を「第二十七條」に改め、同法第二十七條の二の改正規定中「第二十七條の二」を「第二十七條」に、「第二十四條第二号」を「第二十四條第三号」に、「第二十二條第二号」を「第二十二條第三号」に改め、同条を同法第二十七條の六とし、同法第二十七條の次に四條を加える改正規定中「第二十七條の六」を「第二十七條の五」に、「第二十七條」を「第二十七條」に、「第二十七條の二」を「第二十七

條」に改める。

第十八條 施行日が子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正に伴う調整規定

第二十六條の改正規定

第二十七條の二の改正規定

同条を第二十七條とする。

条に、「第二十七條の三」を「第二十七條の二」に、「第二十七條の四」を「第二十七條の三」に、「第二十七條の五」を「第二十七條の四」に、「第二十四條第二号」を「第二十二條第二号」に改める。

第二十五条中「第二十七條の二第一項」を「第二十七條第一項」に改める。

第五十条のうち構造改革特別区域法第十二条第十一項の表地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)の項の改正規定及び同法第十三条第四項の表地方教育行政の組織及び運営に関する法律の項の改正規定中「第二十七條の二」を「第二十七條の六」を「第二十七條」を「第二十七條の五」に改める。

(子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正に伴う調整規定)

第十八條 施行日が子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日以後である場合には、この法律のうち次の表の上欄に掲げる地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二十六條第二項第六号中「第二十七條の二」を「第二十七條」に改め、同条中

第二十七條の二を第二十七條とし、第二十七條の三を第二十七條の二とし、第二十七條の四を第二十七條の三とする。

第二十七條の五中「第二十四條第二

	号」を「第二十二條第二号」に改め、同条を第二十七條の四とする。 第二十七條の六中「第二十四條第三号」を「第二十二條第三号」に改め、同条を第二十七條の五とする。
第五十四條の二の改正規定	第五十四條の二中
第五十四條の二の改正規定	第五十四條の三中

2 前項の場合において、附則第十五條のうち構造改革特別区域法第十二條第十一項の表地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）の項及び第十三條第四項の表地方教育行政の組織及び運営に関する法律の項の改正規定中「第二十七條の二を「第二十七條」とあるのは「第二十七條の六」を「第二十七條の五」とする。

3 前二項の場合において、前條の規定は、適用しない。

（いじめ防止対策推進法の一部改正）
第十九條 いじめ防止対策推進法（平成二十五年法律第七十一号）の一部を次のように改正する。

第三十條第四項中「第二十三條」を「第二十一條」に改める。

（地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の一部改正）
第二十條 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第九條中教育公務員特例法第十六條第一項の改正規定を削る。

附則第十四條のうち地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十二條の改正規定中「第二十二條」を「第二十條」に改め、「教育長及び」を「教育長並びに」に改め、「を」を削る。

（地方自治法の一部を改正する法律の一部改正）
第二十一條 地方自治法の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

第二編第十二章第一節第二百五十二條の二

十一の次に四條を加える改正規定（第二百五十二條の二十一の二第三項第一号及び第四号並びに第四項に係る部分に限る。）中「委員長」の下に「（教育委員会にあつては、教育長」を加える。（政令への委任）
第二十二條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

五月二十三日日本委員会に左の案件が付託された。
一、教育費負担の公私間格差をなくし、子供たちに行き届いた教育を求める私学助成に関する請願（第一六二五号）
一、学校司書の法制化に関する請願（第一六二六号）
一、原発事故による被害、損害の賠償に関する請願（第一六六二号）
一、首長や国の権限を強め、教育への政治支配を強化する地方教育行政法の改正に反対することに関する請願（第一六六三号）（第一六六四号）（第一六六五号）（第一六六六号）（第一六七〇号）（第一六七一号）（第一六七二号）（第一六七三号）

第一六二五号 平成二十六年五月十三日受理
教育費負担の公私間格差をなくし、子供たちに行き届いた教育を求める私学助成に関する請願
請願者 埼玉県所沢市 平井里美 外一万七千七十一名

紹介議員 行田 邦子君
この請願の趣旨は、第三十一号と同じである。
第一六二六号 平成二十六年五月十三日受理
学校司書の法制化に関する請願
請願者 長野県上田市 赤岡敏江 外七百九十九名
紹介議員 行田 邦子君
この請願の趣旨は、第六八八号と同じである。

第一六六二号 平成二十六年五月十五日受理
原発事故による被害、損害の賠償に関する請願
請願者 北海道旭川市 小泉磨里 外八名
紹介議員 紙 智子君
この請願の趣旨は、第六八八号と同じである。

第一六六三号 平成二十六年五月十五日受理
首長や国の権限を強め、教育への政治支配を強化する地方教育行政法の改正に反対することに関する請願
請願者 新潟県北蒲原郡聖籠町 中村恵美子 外四百四十五名
紹介議員 井上 哲士君
安倍内閣は、地方教育行政における責任と権限を明確にすることなどを口実に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（以下「地方教育行政法」という。）の改正案の成立を目指している。改正案は、（一）教育長と教育委員長を統合して新教育長とすること（二）新教育長は首長が議会の同意を得て任命・罷免するとし、任期を三年とすること（三）新たに首長が主宰する総合教育会議を設置し、大綱的な方針を決定することなどが主要な内容となっている。この改正では、戦後の教育改革の柱の一つであった教育委員会制度について、その根幹である中立性、継続性、安定性が損なわれることになる。現在の地方教育行政の下でも、全国一斉学力テストに関わって知事による校長公表の押し付けや市長のトップダウンの政策によって導入された公募校長が様々な不祥事を起こ

している実態など、首長の政治介入によつて教育現場に様々な混乱が持ち込まれている。この上、首長の権限が強化されることは、一層の混乱を招く事態となりかねない。その犠牲となるのは子供たちである。世論調査でも、（市町村長の）政治的な考え方に左右されない仕組みが望ましいと答えた人が五九％、政治家が学校の学習内容をゆがめることがないよう一定の歯止めが必要とする人が七五％と改正案の目指す方向とは異なる結果となっている。
ついで、子供、父母・国民、教職員の声をいかり、地方教育行政の自主性を尊重するため、次の事項について実現を図られたい。
一、地方教育行政法の「改正」を行わないこと。

第一六六四号 平成二十六年五月十五日受理
首長や国の権限を強め、教育への政治支配を強化する地方教育行政法の改正に反対することに関する請願
請願者 大阪市 上西花奈 外四百四十五名
紹介議員 市田 忠義君
この請願の趣旨は、第一六六三号と同じである。

第一六六五号 平成二十六年五月十五日受理
首長や国の権限を強め、教育への政治支配を強化する地方教育行政法の改正に反対することに関する請願
請願者 北海道苫小牧市 佐藤昭子 外四百四十五名
紹介議員 紙 智子君
この請願の趣旨は、第一六六三号と同じである。

第一六六六号 平成二十六年五月十五日受理
首長や国の権限を強め、教育への政治支配を強化する地方教育行政法の改正に反対することに関する請願
請願者 東京都中野区 原田陽子 外四百四十五名

紹介議員 吉良よし子君
この請願の趣旨は、第一六六三号と同じである。

第一六六七号 平成二十六年五月十五日受理
首長や国の権限を強め、教育への政治支配を強化する地方教育行政法の改正に反対することに関する請願

請願者 福島県いわき市 吉田悦子 外四百四十五名

紹介議員 倉林 明子君
この請願の趣旨は、第一六六三号と同じである。

第一六六八号 平成二十六年五月十五日受理
首長や国の権限を強め、教育への政治支配を強化する地方教育行政法の改正に反対することに関する請願

請願者 東京都品川区 大友孝平 外四百四十五名

紹介議員 小池 晃君
この請願の趣旨は、第一六六三号と同じである。

第一六六九号 平成二十六年五月十五日受理
首長や国の権限を強め、教育への政治支配を強化する地方教育行政法の改正に反対することに関する請願

請願者 東京都杉並区 中馬陽子 外四百五十二名

紹介議員 田村 智子君
この請願の趣旨は、第一六六三号と同じである。

第一六七〇号 平成二十六年五月十五日受理
首長や国の権限を強め、教育への政治支配を強化する地方教育行政法の改正に反対することに関する請願

請願者 埼玉県上尾市 新澤俊郎 外四百四十五名

紹介議員 大門実紀史君
この請願の趣旨は、第一六六三号と同じである。

第一六七一号 平成二十六年五月十五日受理
首長や国の権限を強め、教育への政治支配を強化する地方教育行政法の改正に反対することに関する請願

請願者 大阪府富田林市 岡本尚子 外四百四十五名

紹介議員 辰巳孝太郎君
この請願の趣旨は、第一六六三号と同じである。

第一六七二号 平成二十六年五月十五日受理
首長や国の権限を強め、教育への政治支配を強化する地方教育行政法の改正に反対することに関する請願

請願者 島根県安来市 犬塚剛弘 外四百四十五名

紹介議員 仁比 聡平君
この請願の趣旨は、第一六六三号と同じである。

第一六七三号 平成二十六年五月十五日受理
首長や国の権限を強め、教育への政治支配を強化する地方教育行政法の改正に反対することに関する請願

請願者 堺市 原真理恵 外四百四十五名

紹介議員 山下 芳生君
この請願の趣旨は、第一六六三号と同じである。

平成二十六年六月十三日印刷

平成二十六年六月十六日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

K